

令和5年定例会
産業生活常任委員会
年間白書

令和6年4月

四日市市議会

目次

1. 委員会の活動報告	P 1～2
2. 委員会の構成	P 3
3. 委員会開催状況	P 4～ P 23
4. 委員長報告等	P 24～ P 126
5. 所管事務調査報告書	P 127～ P 167
6. 行政視察報告書	P 168～ P 185
7. 議会報告会の概要	P 186～ P 194
8. ワイ！ワイ！GIKAI の概要	P 195～ P 196
9. 高校生議会意見書	P 197～ P 203

1. 委員会の活動報告

1. 議案審査・協議事項

<議案審査>

- ・ 6月定例会議会付託議案（令和5年6月20日）
- ・ 8月定例会議会付託議案（令和5年8月31日～9月4日）
※決算審査における全体会審査提案項目
「四日市市地場産業振興センター管理運営費について」
- ・ 11月定例会議会付託議案（令和5年12月13日）
※予算審査における全体会提案審査項目
「温水プール整備事業費について」
- ・ 2月定例会議会付託議案（令和6年2月13日、3月1日～6日）
※予算審査における全体会提案審査項目
「観光施設整備事業費（宮妻峡の再整備）について」
「温水プール整備事業費について」

<協議会>

- ・ 公益財団法人四日市市文化まちづくり財団について（令和5年6月20日）
- ・ 四日市ハーフマラソン（仮称）にかかる課題と計画の見直しについて（令和5年6月20日）
- ・ 「第四次市立四日市病院中期経営計画の見直し」について（令和5年8月31日）
- ・ 「公金収納等事務に要する経費負担の見直し」について（令和5年8月31日）
- ・ 「スポーツ施設整備事業に伴う利用制限」について（令和5年8月31日）
- ・ 「四日市市楠ふれあいセンター条例の一部改正」について（令和5年8月31日）
- ・ 楠ふれあいセンターの管理・運営について（令和5年10月16日）
- ・ なやプラザの管理・運営について（令和5年10月16日）
- ・ 院内託児所事業について（令和5年12月13日）
- ・ 四日市市空き店舗等活用支援事業補助金について（令和5年12月13日）
- ・ 令和7年度のなやプラザの管理運営について（令和5年12月13日）
- ・ 今後の四日市花火大会について（令和5年12月13日）
- ・ 四日市ドーム大規模改修計画に伴う今後の課題及び検討必要事項について（令和6年1月29日）
- ・ 看護補助者の処遇改善について（令和6年3月1日）

2. 休会中の所管事務調査

- ・ 中心市街地再開発を見据えたシティプロモーションについて（令和5年7月26日）
- ・ 書かない窓口について（令和5年10月16日）
- ・ 農地取得の許可にかかる下限面積要件（5反要件）の撤廃に関連して（令和6年1月29日）

3. 行政視察

（令和6年1月22日～24日）

- ・ 外国人人材活躍宣言事業及び、多文化共生施策について（静岡県浜松市）
- ・ アグリサイエンスバレー常総について（茨城県常総市）
- ・ ドローンによる獣害対策について（埼玉県毛呂山町）

4. 議会報告会

（令和5年7月3日）4 常任委員会合同　　〈場所〉総合会館　〈参加者〉17名

（令和5年10月16日）　〈場所〉下野地区市民センター　〈参加者〉10名

5. ワイ！ワイ！GIKAI

（令和5年10月16日）　〈場所〉四日市大学　〈参加者〉17名

6. 管内視察

（令和5年7月26日）

- ・ 四日市市農業センター
- ・ 四日市市多文化共生サロン
- ・ 旧四郷村役場

7. 特記事項

2. 委員会の構成

委員長 石川善己

副委員長 小田あけみ

委員 伊世利子

荻須智之

上麻理

川村幸康

田中徹

中川雅晶

諸岡覚

3. 委員会開催状況

産業生活常任委員会 事項書

令和5年5月15日(月)

第3委員会室

1. 委員長の互選について
2. 副委員長の互選について
3. その他

予算常任委員会産業生活分科会
産業生活常任委員会／産業生活常任委員会協議会
審査順序

令和5年6月20日（火）10：00～

第3委員会室

○市民生活部

《予算常任委員会産業生活分科会》

1. 議案第4号 令和5年度四日市市一般会計補正予算（第3号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

〔第17目 コミュニティ活動費 …補正予算書 P18～〕

《産業生活常任委員会》

2. 議案第8号 四日市市印鑑条例の一部改正について …議案書 P59～

○シティプロモーション部

《産業生活常任委員会協議会》

3. 公益財団法人四日市市文化まちづくり財団について

4. 四日市ハーフマラソン（仮称）にかかる課題と計画の見直しについて

《産業生活常任委員会所管事務調査》

5. 四日市市美術展覧会運営委員会の開催状況について

○商工農水部

《予算常任委員会産業生活分科会》

6. 議案第4号 令和5年度四日市市一般会計補正予算（第3号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第6款 農林水産業費

第1項 農業費

〔第3目 農業振興費 …補正予算書 P22～〕

歳出第7款 商工費

第1項 商工費

〔第2目 商工業振興費 …補正予算書 P22～〕

○その他

《産業生活常任委員会所管事務調査》

7. 6月定例会議会での所管事務調査について（委員から提案があった場合）

8. 中長期の調査テーマについて

《産業生活常任委員会》

9. 休会中の所管事務調査について

日程案：令和5年7月24日（月）午後1時30分～

令和5年7月26日（水）午後1時30分～

令和5年7月27日（木）午後1時30分～

令和5年7月28日（金）午後1時30分～

10. 6月定例会議会の議会報告会について

日程：令和5年7月3日（月）午後6時30分～午後8時45分

会場：総合会館8階 視聴覚室

11. 8月定例会議会の議会報告会について

日程案：令和5年10月16日（月）午後6時30分～

会場案：下野地区市民センター、保々地区市民センター、三重地区市民センター

12. 行政視察・管内視察について

日程案（行政視察）：令和6年1月22日（月）

令和6年1月23日（火）

令和6年1月24日（水）

日程案（管内視察）：令和5年7月26日（水）午後1時30分～

令和5年7月27日（木）午後1時30分～

13. その他

＜会議用システム内のフォルダ＞

03_6月定例会議会-06_産業生活常任委員会

-01_本会議

-02_予算常任委員会

産業生活常任委員会事項書

令和5年7月26日（水）10：00～

第3委員会室

（産業生活常任委員会所管事務調査）

1. 中心市街地再開発を見据えた今後のシティプロモーションについて

（その他）

2. その他

<会議用システム内のフォルダ>

○事項書、所管事務調査資料

04_休会中(7～8月)－06_産業生活常任委員会

決算・予算常任委員会産業生活分科会 産業生活常任委員会
審査順序

令和5年8月31日(木)

第3委員会室

○市立四日市病院

《決算常任委員会産業生活分科会》

1. 議案第20号 令和4年度市立四日市病院事業決算認定について

…決算書(市立四日市病院)P1~

《産業生活常任委員会協議会》

2. 「第四次市立四日市病院中期経営計画の見直し」について

3. 「公金収納等事務に要する経費負担の見直し」について

○シティプロモーション部

《決算常任委員会産業生活分科会》

4. 議案第18号 令和4年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について

○一般会計

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

第4目 文書広報費(関係部分) …決算書 P138~、主要施策実績報告書 P53~

第17目 コミュニティ活動費(関係部分) …決算書 P150~、主要施策実績報告書 P73~

第19目 文化振興費 …決算書 P152~、主要施策実績報告書 P76~

第21目 体育振興費 …決算書 P154~、主要施策実績報告書 P81~

第22目 体育施設費 …決算書 P154~、主要施策実績報告書 P82~

第23目 諸費(関係部分) …決算書 P156~、主要施策実績報告書 P83~

歳出第7款 商工費

第1項 商工費

[第3目 観光費 …決算書 P208~、主要施策実績報告書 P172~]

歳出第10款 教育費

第5項 社会教育費

[第1目 社会教育総務費(関係部分) …決算書 P244~、主要施策実績報告書 P236~

第3目 公民館費(関係部分) …決算書 P246~、主要施策実績報告書 P240~]

《予算常任委員会産業生活分科会》

5. 議案第22号 令和5年度四日市市一般会計補正予算(第4号)

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

…補正予算書 P18~

《産業生活常任委員会協議会》

6. 「スポーツ施設整備事業に伴う利用制限」について

○商工農水部

【商業労政課、工業振興課所管部分】

《決算常任委員会産業生活分科会》

7. 議案第 18 号 令和 4 年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について

○一般会計

歳出第 5 款 労働費

第 1 項 労働諸費

…決算書 P196～、主要施策実績報告書 P158～

第 7 款 商工費

第 1 項 商工費（関係部分）

…決算書 P206～、主要施策実績報告書 P167～

【農水振興課、農業委員会事務局所管部分】

《決算常任委員会産業生活分科会》

8. 議案第 18 号 令和 4 年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について

○一般会計

歳出第 6 款 農林水産業費

第 1 項 農業費

…決算書 P196～、主要施策実績報告書 P159～

第 2 項 畜産業費

…決算書 P200～、主要施策実績報告書 P164～

第 3 項 農地費（関係部分）

…決算書 P202～、主要施策実績報告書 P165～

第 4 項 水産業費

…決算書 P204～、主要施策実績報告書 P166～

○食肉センター食肉市場特別会計

…決算書 P295～、主要施策実績報告書 P272～

《予算常任委員会産業生活分科会》

9. 議案第 22 号 令和 5 年度四日市市一般会計補正予算（第 4 号）

第 1 条 歳入歳出予算の補正

歳出第 6 款 農林水産業費

第 2 項 畜産業費

…補正予算書 P20～

《産業生活常任委員会》

10. 四日市市農業委員会の委員の選任について（報告）

【けいりん事業課所管部分】

《決算常任委員会産業生活分科会》

11. 議案第 18 号 令和 4 年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について

○競輪事業特別会計

…決算書 P253～、主要施策実績報告書 P249～

《産業生活常任委員会》

12. 四日市競輪場内への「チャリ・LOTOプラザ」の開設について（報告）

○市民生活部

《決算常任委員会産業生活分科会》

13. 議案第 18 号 令和 4 年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について

○一般会計

歳出第 2 款 総務費

第 1 項 総務管理費

第 1 目 一般管理費（関係部分）	…決算書 P134～、主要施策実績報告書 P48～
第 4 目 文書広報費（関係部分）	…決算書 P138～、主要施策実績報告書 P54
第 10 目 地区市民センター費	…決算書 P144～、主要施策実績報告書 P64
第 11 目 国際化推進費（関係部分）	…決算書 P144～、主要施策実績報告書 P64～
第 12 目 あさけプラザ費	…決算書 P144～、主要施策実績報告書 P66～
第 13 目 計量消費経済費	…決算書 P146～、主要施策実績報告書 P67～
第 16 目 男女共同参画費	…決算書 P148～、主要施策実績報告書 P71～
第 17 目 コミュニティ活動費（関係部分）	…決算書 P150～、主要施策実績報告書 P73～
第 18 目 市民活動費	…決算書 P150～、主要施策実績報告書 P74～
第 20 目 生涯学習振興費	…決算書 P152～、主要施策実績報告書 P78～
第 23 目 諸費（関係部分）	…決算書 P156～、主要施策実績報告書 P83～
第 3 項 戸籍住民基本台帳費	…決算書 P158～、主要施策実績報告書 P87～

第 10 款 教育費

第 5 項 社会教育費

第 1 目 社会教育総務費（関係部分）	…決算書 P244～、主要施策実績報告書 P237
第 3 目 公民館費（関係部分）	…決算書 P246～、主要施策実績報告書 P241

《産業生活常任委員会協議会》

14. 「四日市市楠ふれあいセンター条例の一部改正」について

○その他

15. その他

1. 8 月定例月議会での所管事務調査について（提案があった場合）

2. 8 月定例月議会の議会報告会について

日程：令和 5 年 10 月 16 日（月）午後 6 時 30 分～

会場：下野地区市民センター 2 階大会議室

3. 休会中の所管事務調査について

日程案（調整中）：令和 5 年 月 日（ ）午 時 分～

テーマ：市民生活部が所管する行政の窓口について

4. ワイ！ワイ！GIKAI の開催について

行き先候補：商工会議所、四日市大学等

日程案：令和 5 年 10 月 23 日（月）午後 1 時 30 分～ ※AM 監査あり

令和 5 年 11 月 13 日（月）午前 10 時～ ※PM 監査あり

令和 5 年 11 月 17 日（金）午後 1 時 30 分～ ※AM 監査あり

令和 5 年 11 月 24 日（金）AM、PM

令和 5 年 12 月 26 日（金）AM、PM

5. 行政視察について

常総市「アグリサイエンスパーク」への申し込み状況

6. 所管事務調査報告書（7月休会中）について

<会議用システム内のフォルダ>

- 05_8月定例会議会
- 06_産業生活常任委員会
- 01_本会議
- 02_予算常任委員会
- 03_決算常任委員会

産業生活常任委員会事項書

令和5年10月16日（月）10：00～

第3委員会室

（産業生活常任委員会所管事務調査）

1. 書かない窓口について

（産業生活常任委員会協議会）

2. 楠ふれあいセンターの管理・運営について

3. なやプラザの管理・運営について

4. その他

<会議用システム内のフォルダ>

○事項書、所管事務調査資料

06_休会中(10～11月) -06_産業生活常任委員会

予算常任委員会産業生活分科会／産業生活常任委員会 審査順序

令和5年12月13日（水）10：00～

第3委員会室

○市立四日市病院

《予算常任委員会産業生活分科会》

1. 議案第52号 令和5年度市立四日市病院事業会計第1回補正予算 …補正予算書(2)P179～

《産業生活常任委員会協議会》

2. 院内託児所事業について

○商工農水部

【農水振興課、農業委員会事務局、けいりん事業課所管部分】

《予算常任委員会産業生活分科会》

3. 議案第44号 令和5年度四日市市一般会計補正予算（第6号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第6款 農林水産業費

第1項 農業費

〔第3目 農業振興費 …補正予算書(2)P34～〕

第2条 債務負担行為の補正（関係部分） …補正予算書(2)P10, P55

4. 議案第94号 令和5年度四日市市一般会計補正予算（第7号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第6款 農林水産業費

第2項 畜産業費

〔第2目 畜産振興費 …補正予算書(3)P14～15〕

5. 議案第47号 令和5年度四日市市食肉センター食肉市場特別会計補正予算（第1号）

…補正予算書(2)P99～

6. 議案第45号 令和5年度四日市市競輪事業特別会計補正予算（第1号）

…補正予算書(2)P59～

《産業生活常任委員会》

7. 議案第96号 農業委員会委員の任命について

…議案書（12月12日上程分）P8～

【商業労政課、工業振興課所管部分】

《予算常任委員会産業生活分科会》

8. 議案第44号 令和5年度四日市市一般会計補正予算（第6号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第7款 商工費

第1項 商工費

〔第2目 商工業振興費 …補正予算書(2)P36～〕

第2条 債務負担行為の補正（関係部分） …補正予算書(2)P10, P55

9. 議案第94号 令和5年度四日市市一般会計補正予算（第7号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第7款 商工費

第1項 商工費

〔第2目 商工業振興費 …補正予算書(3)P16～17〕

《産業生活常任委員会》

10. 議案第82号 四日市市すわ公園交流館の指定管理者の指定について …議案書P121～

11. 議案第83号 四日市市勤労者・市民交流センターの指定管理者の指定について
…議案書P122～

《産業生活常任委員会協議会》

12. 四日市市空き店舗等活用支援事業補助金について

《産業生活常任委員会》

13. 中心市街地拠点施設の整備に関する商店街の状況について（報告）

○**市民生活部**

《予算常任委員会産業生活分科会》

14. 議案第44号 令和5年度四日市市一般会計補正予算（第6号）

第2条 債務負担行為の補正（関係部分） …補正予算書(2)P9, P54

《産業生活常任委員会》

15. 議案第61号 四日市市楠ふれあいセンター条例の一部改正について …議案書P38～

16. 議案第62号 四日市市なや学習センター条例の一部改正について …議案書P45～

17. 議案第63号 四日市市市民活動センター条例の一部改正について …議案書P53～

18. 議案第80号 四日市市市民交流会館の指定管理者の指定について …議案書P119～

19. 議案第81号 四日市市楠福祉会館の指定管理者の指定について …議案書P120～

20. 議案第95号 四日市市戸籍関係等手数料条例の一部改正について…議案書
(12月12日上程分) P4～

《産業生活常任委員会協議会》

21. 令和7年度のなやプラザの管理運営について

《産業生活常任委員会》

22. 客引き行為等の防止について（報告）

23. 四日市市マイナンバーカードサービスセンターの四日市市役所北館への移転について（報告）

○シティブロモーション部

《予算常任委員会産業生活分科会》

24. 議案第44号 令和5年度四日市市一般会計補正予算（第6号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

〔第21目 体育振興費

…補正予算書(2)P22～〕

〔第22目 体育施設費

…補正予算書(2)P24～〕

第2条 債務負担行為の補正（関係部分）

…補正予算書(2)P9, P10, P54, P55

《産業生活常任委員会》

25. 議案第68号 四日市市宮宮妻峽ヒュッテの設置及び管理に関する条例の廃止について
…議案書P87～

26. 議案第75号 工事請負契約の締結について
—三滝テニスコート改修工事— …議案書P105～

27. 議案第92号 四日市市文化会館、四日市市三浜文化会館及び四日市市茶室の指定管理者の
指定について …議案書P131～

《産業生活常任委員会協議会》

28. 今後の四日市花火大会について

《産業生活常任委員会所管事務調査》

29. 四日市市美術展覧会運営委員会の開催状況について

《産業生活常任委員会》

30. 霞ヶ浦第1野球場改修計画とこれまでの整備経緯について（報告）

○その他

31. 11月定例会議会での所管事務調査について（委員から提案があった場合）

32. 休会中の所管事務調査について
日程案：令和6年1月15日（月）13時30分～

令和6年1月29日（月）10時00分～

33. 2月定例会議会 議会報告会について

34. その他

- ・所管事務調査報告書
- ・ワイ！ワイ！GIKAIの意見について
- ・行政視察について
- ・競輪ナイター視察について

<会議用システム内のフォルダ>

07_11月定例会議会-06_産業生活常任委員会

-01_本会議

-02_予算常任委員会

産業生活常任委員会事項書

令和6年1月29日（月）10：00～
第3委員会室

○商工農水部

（産業生活常任委員会所管事務調査）

1. 農地取得の許可にかかる下限面積要件（5反要件）の撤廃に関連して

○シティプロモーション部

（産業生活常任委員会協議会）

2. 四日市ドーム大規模改修計画に伴う今後の課題及び検討必要事項について

（その他）

3. その他

（1）ナイター競輪視察について

日程：2月20日（火）17時30分～

集合場所：四日市競輪場 特別観覧席（3階）

<会議用システム内のフォルダ>

○事項書、所管事務調査資料

08_休会中(12～2月) -06_産業生活常任委員会

予算常任委員会産業生活分科会 産業生活常任委員会
審査順序

令和6年3月1日（金）

○市立四日市病院

《予算常任委員会産業生活分科会》

1. 議案第107号 令和6年度市立四日市病院事業会計予算 …企業会計予算書 P47～
2. 議案第98号 令和5年度市立四日市病院事業会計第2回補正予算 …補正予算書(2) P5～

《産業生活常任委員会協議会》

3. 看護補助者の処遇改善について

○市民生活部

【市民生活課、市民協働安全課所管部分】

《予算常任委員会産業生活分科会》

4. 議案第99号 令和6年度四日市市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

第1目 一般管理費（関係部分）	…一般会計予算書 P96～
第4目 文書広報費（関係部分）	…一般会計予算書 P102～
第10目 地区市民センター費	…一般会計予算書 P108～
第11目 国際化推進費（関係部分）	…一般会計予算書 P110～
第13目 計量消費経済費	…一般会計予算書 P112～
第17目 コミュニティ活動費	…一般会計予算書 P118～
第18目 市民活動費	…一般会計予算書 P118～
第20目 生涯学習振興費	…一般会計予算書 P120～
第23目 諸費（関係部分）	…一般会計予算書 P124～

第10款 教育費

第5項 社会教育費

第1目 社会教育総務費（関係部分）	…一般会計予算書 P258～
第3目 公民館費（関係部分）	…一般会計予算書 P262～

5. 議案第149号 令和5年度四日市市一般会計補正予算(第9号)

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

第10目 地区市民センター費	…補正予算書(3) P34～
第17目 コミュニティ活動費	…補正予算書(3) P34～

【男女共同参画課、市民課、あさけプラザ所管部分】

《予算常任委員会産業生活分科会》

6. 議案第99号 令和6年度四日市市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

第12目 あさけプラザ費	…一般会計予算書 P112～
第16目 男女共同参画費	…一般会計予算書 P116～
第3項 戸籍住民基本台帳費	…一般会計予算書 P130～

第2条 債務負担行為(関係部分)

…一般会計予算書 P16～

7. 議案第149号 令和5年度四日市市一般会計補正予算(第9号)

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

[第12目 あさけプラザ費 …補正予算書(3) P34～]

第3項 戸籍住民基本台帳費 …補正予算書(3) P36～

第2条 繰越明許費の補正(関係部分) …補正予算書(3) P9

○シティプロモーション部

《予算常任委員会産業生活分科会》

8. 議案第99号 令和6年度四日市市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

第19目 文化振興費	…一般会計予算書 P120～
第21目 体育振興費	…一般会計予算書 P122～
第22目 体育施設費	…一般会計予算書 P124～

第7款 商工費

第1項 商工費

[第3目 観光費 …一般会計予算書 P208～]

第10款 教育費

第5項 社会教育費

第1目 社会教育総務費	…一般会計予算書 P258～
第3目 公民館費	…一般会計予算書 P262～

第2条 債務負担行為(関係部分)

…一般会計予算書 P16～

9. 議案第 149 号 令和 5 年度四日市市一般会計補正予算 (第 9 号)

第 1 条 歳入歳出予算の補正

歳出第 2 款 総務費

第 1 項 総務管理費

第 19 目 文化振興費

…補正予算書(3) P34~

第 21 目 体育振興費

…補正予算書(3) P34~

第 22 目 体育施設費

…補正予算書(3) P34~

第 2 条 繰越明許費の補正 (関係部分)

…補正予算書(3) P9

第 3 条 債務負担行為の補正 (関係部分)

…補正予算書(3) P12, P72

○商工農水部

【商業労政課、工業振興課所管部分】

《予算常任委員会産業生活分科会》

10. 議案第 99 号 令和 6 年度四日市市一般会計予算

第 1 条 歳入歳出予算

歳出第 5 款 労働費

第 1 項 労働諸費

…一般会計予算書 P188~

第 7 款 商工費

第 1 項 商工費

第 1 目 商工総務費

…一般会計予算書 P202~

第 2 目 商工業振興費

…一般会計予算書 P204~

第 2 条 債務負担行為 (関係部分)

…一般会計予算書 P16~

11. 議案第 149 号 令和 5 年度四日市市一般会計補正予算 (第 9 号)

第 1 条 歳入歳出予算の補正

歳出第 7 款 商工費

第 1 項 商工費

〔第 2 目 商工業振興費

…補正予算書(3) P52~〕

《産業生活常任委員会》

12. 産業の新たな拠点施設整備の検討状況について (報告)

【農水振興課、農業委員会所管部分】

《予算常任委員会産業生活分科会》

13. 議案第 99 号 令和 6 年度四日市市一般会計予算

第 1 条 歳入歳出予算

歳出第 6 款 農林水産業費

第 1 項 農業費

…一般会計予算書 P190~

第 2 項 畜産業費

…一般会計予算書 P198~

第 3 項 農地費 (関係部分)

…一般会計予算書 P198~

第 4 項 水産業費

…一般会計予算書 P202~

第2条 債務負担行為（関係部分）

…一般会計予算書 P16～

14. 議案第102号 令和6年度四日市市食肉センター食肉市場特別会計予算…特別会計予算書 P75～

15. 議案第149号 令和5年度四日市市一般会計補正予算（第9号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第6款 農林水産業費

第1項 農業費

第2目 農業総務費	…補正予算書(3) P48～
第3目 農業振興費	…補正予算書(3) P50～
第4目 農業研究施設費	…補正予算書(3) P50～

第2項 畜産業費

〔第3目 食肉センター食肉市場費 …補正予算書(3) P50～〕

第4項 水産業費

〔第3目 漁港管理費 …補正予算書(3) P52～〕

第2条 繰越明許費の補正（関係部分） …補正予算書(3) P9～

16. 議案第150号 令和5年度四日市市食肉センター食肉市場特別会計補正予算（第2号）

…補正予算書(3) P77～

《産業生活常任委員会》

17. 議案第128号 四日市市漁港管理条例の一部改正について …議案書 P119

18. 四日市市食肉センター・食肉地方卸売市場経営戦略について（報告）

【けいりん事業課所管部分】

《予算常任委員会産業生活分科会》

19. 議案第100号 令和6年度四日市市競輪事業特別会計予算 …特別会計予算書 P5～

《産業生活常任委員会》

20. 競輪事業特別会計における車券売上増に伴う弾力条項の適用について（報告）

○その他

《産業生活常任委員会所管事務調査》

21. 令和5年度人権施策推進懇話会及び令和5年度同和行政推進審議会について

《産業生活常任委員会》

22. 2月定例会議会での所管事務調査について（委員からの提案があった場合）

23. 2月定例会議会 議会報告会について

日程：令和6年3月28日（木）午後6時30分～

会場：総合会館 7階 第1研修室

日程：令和6年3月30日（土）午後1時30分～

会場：三浜文化会館 2階 視聴覚室

24. 休会中の所管事務調査について
25. 高校生議会からの意見書に対する返答について
26. その他

<会議用システム内のフォルダ>

09_2月定例会月議会-01_本会議

-02_予算常任委員会

-06_産業生活常任委員会

4. 委員長報告等

産業生活常任委員会委員長報告(令和5年6月定例会月議会)

産業生活常任委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第8号 四日市市印鑑条例の一部改正につきましては、別段質疑及び意見はありませんでした。

以上の経過により、当委員会に付託されました議案につきましては、別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、付託されました議案以外の所管事務についてではありますが、四日市市美術展覧会運営委員会の開催状況および、「中心市街地再開発プロジェクト」による中心商店街の活性化に向けて、について調査を実施いたしましたことを申し添えます。

これをもちまして、産業生活常任委員会の審査報告といたします。

予算常任委員会産業生活分科会長報告(令和5年6月定例会月議会)

産業生活分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第4号 令和5年度四日市市一般会計補正予算(第3号)

【市民生活部・経過】

第1条 歳入歳出予算の補正

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第17目コミュニティ活動費》

コミュニティ助成事業費補助金(一般コミュニティ助成事業費)について

Q. 文化財保護や館長権限予算など、似たような補助金があるが、どのようなすみ分けがされているのか。

A. 文化財の保護を目的とする補助金は文化財保護を所管する文化課が扱っている。この補助金の対象は、地域が行うハード事業に対する補助金であり、館長権限予算については、市が行うソフト事業が対象となっている。

Q. 申請数の地域バランスについては、別段問題ないと思えるか。

A. 地域バランスについては、市が財団に申請する際に優先順位を付けていることでバランスをとっている。

Q. 昨年度、同地区内で複数の申請があるのは、採択の可能性を高めるためのやり方か。

A. いずれの申請も長期計画を立てて申請してもらっている。

Q. 申請を受ける際、最小の経費で最大の効果という観点で行政がチェックするべきだと考えるがどうか。

A. 申請内容を確認して、自治会の運営に負担がかかることのないようにアドバイスをしている。

(意見)自治会から相談を受ける際には、特に事業の継続性や有効活用といった視点で助言してほしい。

Q. 祭りや山車などをこういうふうにしたいという意見をよく聞くが、申請数が少ないのは、周知が足りないということか。

A. この補助金は、これまでも年度によっては採択に、3～4年待ちになることもあり、また、使いやすさなども含め市の補助金とも比較し選択されやすいと考えられる。

【商工農水部・経過】

第1条 歳入歳出予算の補正

《歳出第6款農林水産業費 第1項農業費 第3目農業振興費》

産地生産基盤パワーアップ事業補助金、麦・大豆生産技術向上事業補助金について

Q. 四日市市農業再生協議会が補助対象の団体であるが、どういう仕組みか。

A. 市からの補助金は、四日市市農業再生協議会を通して、各生産者に交付している。

Q. 産地生産基盤パワーアップ事業について、個人農家は申請できるのか。

A. 制度上、事前に四日市市農業再生協議会が作成したプランが国と県から認可される

必要があり、個人農家の申請はできない。

Q. 四日市市農業再生協議会が作成した計画について確認したい。

A. 「麦・大豆生産の現状と課題及び課題解決に向けた取組方針」、「産地と実需者との連携方針」、「麦・大豆の国産化に向けた推進体制及び各関係者の役割」についての3章からなる計画である。

Q. 補助に当たっての成果の報告義務はあるのか。

A. 麦の作付面積の拡大について、5年後の成果目標を求めており、毎年報告が必要である。

Q. 補助対象の事例にドローンによる農薬散布とあるが、補助内容を確認したい。

A. 新たにドローンによる農薬散布を行った場合に支援するものであり、ドローン導入というハード整備に対応する補助ではない。

Q. 今回トラクター等の機械を導入するのは何地区の生産者か。

A. トラクターとサブソイラー（トラクターのアタッチメントの1つで、下層の硬い土を砕き、水分の透水性を上げる役割があるもの）を導入するのは羽津地区の生産者である。

Q. 湿害対策技術の導入に対する1反当たり2000円の支援額について、具体的な仕組みを確認したい。

A. 湿害対策を行う際に要する経費として2000円が国から交付されるもので、サブソイラーを用いて湿害対策を実施する場合でも交付される。

《歳出第7款商工費 第1項商工費 第2目商工業振興費》

商店街街路灯電灯料補助金について

Q. 街路灯を管理している全部の商店街に補助金は交付されるのか。また、予算は十分なのか。

A. 当補助金の交付対象は、商店連合会に加盟し、かつ街路灯を管理する商店街であり、それに該当する商店街は全て網羅している。

なお、当街路灯電灯料の補助金については、エネルギー・物価高騰対策として国が地方公共団体に示す推奨事業メニューから、県が実施するメニュー以外である商店街の支援を市が実施するものであり、既存のメニューの補助割合を1/2から2/3へと今年度に限り拡充する。予算額については、現時点の状況からは適正な額として計上している。

【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分につきましては、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

また、全体会に申し送るべきとする事項につきましても、特段ありませんでした。

これをもちまして、産業生活分科会の審査報告といたします。

決算常任委員会産業生活分科会長報告(令和5年8月定例会月議会)

産業生活分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第18号

令和4年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について

【市民生活部・経過】

≪歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第1目一般管理費≫

市民相談について

Q. 離婚相談のうち、養育費関係の相談はどれくらいの割合か。

A. 離婚相談に占める養育費関係の割合は把握していないが、今年度、これまでに57件の離婚相談をはじめ、様々な相談を受けた中で、こども未来部が所管する「養育費に関する公正証書作成費等補助金」を延べ46回紹介している。

Q. 養育費のことでトラブルになっている相談ケースは多いか。

A. 養育費にかかわる相談は、直接、弁護士に依頼している場合が多く、市民相談を受けた中で相談ケースは少ないと考えられる。

Q. 養育費の相談があった場合は、最終的に弁護士につなげるのか。それとも、単なる相談で終わるのか。

A. 必要に応じて市の無料の弁護士相談を紹介している。

≪歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第4目文書広報費≫

市政情報の迅速な提供について

Q. 情報の迅速な提供をするための指標として自治会加入率を出しているが、自治会内で回してもら回覧板では情報提供に1週間以上かかるため、迅速とは言い難い。

さらに、自治会加入率が上がると、その分だけ回覧に時間を要し、迅速性は損なわれるため、迅速な情報提供の指標として自治会加入率を出しては、方向性が違うのではないかと。目的を情報の迅速な提供ではなく、情報の周知徹底という表現にするべきではないか。

A. 自治会に加入していない方は、地区市民センター等にセンターだよりを取りにいかなければならないが、市民に広く行き渡らせるためには、自治会加入数を増やすことが必要であることから、このような指標を使っている。いただいた意見を踏まえて、来年度以降、指標の表現を改めることについて検討したい。

Q. 一人暮らしの高齢者で、回覧が来てもすぐ回せないため、回覧はいらぬという方が多くなっている。その点で情報が回覧によって、周知徹底できるという話にはならないと思うがどうか。

A. 先ほどの意見も踏まえて、この事業の目標の書き方について検討していきたい。

(意見) 回覧板の必要性を感じているかのアンケート調査を実施して、見たい人だけ見

られるような仕組み、例えばネットで見てもらうようなことも含めて調査をやるべきではないか。

(意見) 回覧板を隣の人に回すために見に行ったら、倒れていたことを発見したという例もあり、回覧板にはそのような役割もある。回覧板等による近隣との付き合いがなくなったときの1人暮らしの方への対応も含め、総合的に検討してほしい。

(意見) 連絡員について、担当世帯数が多い人もいるため、連絡員の賃金を上げて増員することと併せて、連絡員に高齢者の安否確認も兼ねて協力していただくことも必要ではないか。

(意見) 自治会に加入しないと損をする具体的な事例を数年に1回情報提供してはどうか。

Q. 越境通学により自治会加入率が下がる事例があり、さらに、その子どもたちは将来自治会に入らないだろうと言われているが、何か手立てはないか。

A. 自治会としても校区外の子どものも含めるような形で地域活動に取り組んでいると思うが、個別の自治会のことは把握していない。

Q. 自治会は任意団体であるから、A地区在住の人がB地区の自治会に入ることはできるのか。

A. 個別の自治会の加入要件については、把握していない。

Q. 自治会に加入していなくても敬老会、子ども会に入れるか。

A. それぞれ任意団体であるため、その団体によって取り扱いは異なってくる。また、自治会、敬老会、子ども会の位置づけは地区によって異なる。

(意見) 自治会、子ども会、敬老会の所管部署が連携して、市民に対し共にまちを盛り立てていく必要があることを伝えていくべきである。

(意見) 自治会活動に行政は口出しできないと思うが、自治会が持続可能となるよう、運営に困ったら相談に来てもらえる窓口を設置し、広報するべきではないか。

Q. 各自治会の仕組みを紹介し、様々なケースを知ることで、好事例の真似をするところが出てくる可能性があるため、全自治会の解説本を作ってはどうか。それが地域の町おこしにもなるのではないか。

A. 年に1回、四日市市自治会連合会がテーマを決めて情報交換会を行っている。四日市市自治会連合会と一緒に情報共有方法について検討していきたい。

Q. 独居や高齢者世帯を把握するために、高齢者の情報を地図に色分けして見える化して、地区のことを考える情報として活用してはどうか。

A. 各地区の年齢層別人口については、市のホームページに掲載されており、各地区とも意識していると思われるが、館長会でこうした状況を改めて意識するように周知していきたい。

(意見) 独居老人の情報を行政だけが把握しているのではなく、地元の自治会や民生委員などが把握する必要があるのではないか。情報を共有する際に守秘義務の問題があるが、目で見えるようなものを作ってもらいたい。

Q. 自治会への委託業務の見直しについて、令和4年度が終わった時点での状況はどうか。また、自治会長に担っていただく行政の仕事に対し、報償費の支出は考えていないのか。

A. 市が依頼する回覧などの業務については見直してきた。引き続き意見交換しながら、課題について検討していきたい。また、自治会長の負担に対する報償費については、以前から提言をいただいているが、今以上に良いやり方を見出していないのが現状である。毎年1回、各地区を回って自治会の状況を聴取しており、地域の声も聞きながら進めていきたい。

(意見) 他の自治体の取り組みをもっと調査して、現役世代が自治会長を担える仕組みを作る必要があり、負担軽減と契約の在り方を考えなければならない。そうしないと、自治会が存続できないところが多く出てくるため、ここ3年ぐらいの間に、現役世代が自治会の中で役割を果たせるような仕組みを作るべきである。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第10目地区市民センター費》

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第11目国際化推進費》

別段の質疑、意見はなかった。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第12目あさけプラザ費》

あさけプラザについて

Q. あさけプラザの浴室の今後の計画を教えてください。

A. 浴室の廃止については過去に一度、当委員会に方向性を示したが、結論に至っていない。当施設は築40年を迎えることと、利用が少ない貸館施設があるなど、施設全体の今後の計画を考えていく中で、どのような形にしていくのか検討していきたい。

Q. 耐用年数は何年か。

A. 躯体としては70年。昭和59年の建物。開館当時から施設の一部を会議室として転用はしているものの、改めて施設についての見直しを行う時期にきていると考える。

Q. 国の補助を受けていて、内容を変更すると補助の何割かを返す必要があるのではないか。

A. 平成27年に浴室のバリアフリー化の工事をしており、国から補助金をもらっている。今の時点で内容を変えてしまうと償還義務が発生することを確認している。浴室を廃止する場合は、そのあたりも視野に入れたい。

Q. 利用者の視点からすると、施設が無くなるのか無くならないのかは大きな話であるため、しっかり周知すべきではないか。事実として議会に廃止していく方向であると言っていたので、一旦廃止をしないということなら、市から明確に情報発信するべきではないか。

A. 方針が決まり次第、利用者に説明していきたい。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第13目計量消費経済費》

消費生活相談について

Q. クーリングオフの相談はどこでできるのか。

A. 市民・消費生活相談室には、国家資格を持つ専門相談員が4名おり、クーリングオフ等の相談に応じている。

Q. 法律の基礎知識がわからず、騙される市民も多くいるため、相談ができることをも

っと周知すべきではないか。

- A. 出前講座や消費者講座など様々な機会を利用して、市民に消費相生活相談室の存在を知ってもらえるよう周知に努めていきたい。また、地区市民センターにおけるポスターの掲示やセンターだよりへの掲載等、どのような啓発ができるか検討したい。
- Q. 心理につけこんで、書籍を売りつける事例があり、知識がないと防ぎようがないため、具体的な事例を紹介しながら啓発をしてほしい。
- A. 効果的な周知方法を検討していきたい。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第16目男女共同参画費》

女性相談等事業について

- Q. 男性・女性の定義は何か。
- A. 男女共同参画課の事業では、本人の性自認で対応している。
- Q. 本人が女性、男性と言っているだけであって、身体的に女性である男性であるかについては不明ということか。
- A. そのとおりである。
- Q. 女性と企業とのマッチングイベントでも、身体的に男性の方が入っていた可能性はあるということで、自称、女性として参加可能ということか。
- A. 女性として参加可能である。
- Q. 以上を踏まえると、男性のための女性のためのという限定をする必要は全くないと思うが、なぜ限定する必要があるのか。
- A. 相談においては、女性相談者は男性相談員を避ける傾向があり、逆に男性相談者の場合も同じようなことが言えるため、現在男性相談、女性相談と分けて実施している。
- Q. 女性、男性を自称で判断するという理屈はおかしいのではないか。
- A. 性自認によって対応するが、ケースバイケースで判断していく。
- Q. 自称が含まれるということであれば、今後、市民生活部が出すデータは全て、女性なのか男性なのか分からない数字であるということではないか。
- A. 例えば、アンケート調査するときには、男性、女性、その他という項目を設けている場合があり、性自認による方法となっている。
- (意見) 行政として、性に対する人権感覚や知識が不足しているため、基礎基本の部分をしっかり勉強する必要があるのではないか。
- (意見) 市として確固たる定義を作るべきである。
- Q. 男性相談の32件のうち1件がDVだが、他の31件は、金銭の問題などか。
- A. 男女関係の問題や精神的な悩みなど、様々な相談を受けている。
- Q. 男性のための相談日をあえて設定する必要があるのか。
- A. 女性相談者は女性相談員を望み、男性相談者は男性相談員を望む傾向があることから、必要と認識している。
- (意見) 男女に分けず相談を受けるべきではないか。
- (意見) 男性のための、女性のためのではなく、相談員が男性の日、相談員が女性の日で設定してもいいのではないか。
- (意見) 男性、女性ではなく、相談する人が何を求めているかが重要であるため、何の

- 相談ができるかを明確にすれば、男女で分けなくてもいいのではないか。また、相談員の教育も考えていくべきではないか。
- (意見) 様々な意見が出たので、様々なパターンを想定しながら、部内で検討、議論を重ねてはどうか。
- Q. 男女平等（デートDV）教育出前講座は、どこにどのくらい出向く計画であるか。
- A. 市内の公立小中学校は全校回ることを目標にしている。多ければ多いほどよいと思っているので、出前講座を広めるとともに、講師の養成にも力を入れていきたい。
- Q. 講師が固定化されているため、もっと講師を養成するべきではないか。
- A. 養成講座を開催して、講師の育成に努めている。また、講師とも課題を十分共有しあって改善していきたい。
- (意見) 養成講座を受けた人の中には仕事に行っており、時間がない人がいるため、なんらかの保障が必要ではないか。
- Q. 男女共同参画センターの夜間の来訪者はどのくらいか。
- A. 令和4年度の実績は908人であった。
- (意見) 男女共同参画センターは場所がわかりにくく、周知が不足している。場所の移転は難しいとは思いますが、子どもも使える非常によい施設であるため、もっとPRして活用していただきたい。
- Q. 夜間の電話相談は、年間何件ぐらいで、1件当たりどれぐらいの費用か。
- A. 令和4年度の夜間電話相談は毎週水曜日に2時間実施しており、件数は32件であった。男女共同参画課の職員にて相談対応を行っているが、人件費についてのデータを持っていないため、1件当たりの費用は算出できない。
- Q. 計算すると、年間100時間弱になるが、何人体制か。
- A. 2人体制である。
- Q. 約200時間の人件費を割いて年間32件となるが、1回当たり何分ぐらいのやりとりがあるか。
- A. 10分から1時間である。
- Q. 月2回ぐらいに減らしても支障がないのではないか。
- A. 相談者からすると、相談のタイミングがかなり難しく、今やっと思いついて相談ダイヤルを回したということもあるため、現状維持が良いと考える。
- Q. いろんなタイミングでようやく電話してくる人もいるとは思いますが、1日に1件も電話がなかった日が少なくとも10日以上はあるため、週1回を継続しなくても、当事者に不都合はないのではないか。
- A. 悩みを持っている方のタイミングはいつかわからないため、機会を減らすよりも利用者が多くなるように、周知して少しでもたくさんの方を救えるように努めていきたい。
- Q. 理想を言ったら毎日であるが、費用対効果を検証したら、2週間に1回でもいいのではないか。
- A. 相談は現状のまま続けていきたい。相談の敷居を下げるための検討を行いたい。
- (意見) 需要よりも供給過多であることが分かったのであれば、回数を減らすことを検討してほしい。

- (意見) 夜間にしか電話できない人もいるので、夜間の電話相談は必要だと思う。
- (意見) 夜間の相談はあるべきだと思うが、需要と供給の部分で検討するべきである。
- (意見) 費用対効果というのは、時間というよりも、例えば大きく命を守れた、保護ができたことを加味するべきである。
- (意見) 相談窓口は絶対的に必要であるため、深く考えて開催を検討してほしい。
- Q. 事例を積み重ねていく上で、録音や後で振り返ることはしているのか。
- A. 夜間相談に限らず、平日の相談全てを相談員の中で情報共有し、ケース検討を実施している。
- Q. 相談員の心のケアも必要だが、どのように考えているか。
- A. 相談員の心のケアは重要だと考えており、心理相談や、弁護士相談ができる体制で取り組んでいる。
- (意見) 費用対効果ではなく、件数を伸ばしていく方向で継続してほしい。
- Q. 相談員のフォローアップ研修を実施しているか。
- A. 実施している。
- (意見) 非常に大変な職場だと思うので、相談員のメンタル面をしっかりフォローしてほしい。
- Q. 相談件数について、令和2年は非常に多かったが、令和3年、令和4年に減っている要因は何か。
- A. 新型コロナウイルス感染症が主な原因と思っている。
- Q. 相談内容別の年代別内訳を把握しているか。
- A. その集計は行っていない。電話や来所など相談方法の年代別は、カウントしている。
- (意見) 年代別のデータがあれば、相談員の今後の参考になると思うので、作成を検討してほしい。
- Q. 最終的な解決や相談の継続もしくは、違う専門機関に引き継いだことがわかるデータはあるのか。
- A. それぞれどこにつないだかの統計は行っていないため、今後、検討していきたい。
- (意見) データを検証することで費用対効果が把握できると思うので、検証してほしい。
- (意見) 無駄が多すぎるという考え方が費用対効果である。費用対効果というのは絶えずどんな事業でも必要だと思う。

女性と企業とのマッチングイベントについて

- Q. 女性と企業とのマッチングイベントの成果で、1人就職したことは、十分評価できるが、4名が就職につながらなかったのは、子育てなどの理由があったのか。また、若い女性の場合、子育てがキーワードになるので、企業側の柔軟な姿勢が求められるのか。
- A. 4名が就職につながらなかったのは、就労条件が希望する働き方と合わなかったからだ想定する。また、中心市街地の会社が多くて、自宅から離れているので通勤が困難という意見もあった。
- (意見) 昔から、中心市街地に託児所や保育所がないことを言われているが、近隣の企

業も利用できるため、市役所内につくってはどうか。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第17目コミュニティ活動費》

別段の質疑、意見はなかった。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第18目市民活動費》

担い手育成事業について

Q. 担い手育成・連携強化等に関する協働事業について、NPOは、事業を受けながら自立し、地域に還元して共生していくと思うが1年で事業が終わるため、もう少し長い期間で見てもらえないのか。

A. 担い手育成事業に関する協働事業は、担い手育成のテーマを決めて、毎年、そのときに応じた課題を委託している。単年度事業であるが、今後はなるべく早く委託に出せるよう検討していきたい。

(意見) 地域で活動するNPOがやりがいを持って、地域に定着しながら活動し続けられるよう団体を育ててもらいたい。

Q. 担い手育成・連携強化等に関する協働事業について、令和5年度は当初の募集で全ての事業が集まらなかったと聞いたが、集まったのか。

A. 年度当初に4つテーマを掲げ公募したが、1提案しかなかった。そのため、2次募集した結果、残る3テーマについて、4団体から申請があった。

(意見) 申請の手が挙がらない理由として、単年度だけでやる効果への懸念があると思うので、事業の内容を充実してほしい。

Q. 2次募集の場合、事業実施が9月ぐらいからなので強硬なスケジュールになる。もう少し長いスパンで見た計画ができること、実効性のある事業になるのではないかと。募集段階で応募しにくい印象があるので、応募しやすい内容を検討してほしい。

A. 本年度の募集が集まらなかったことについては、市民活動団体からはコロナ後で他の活動が活発になったため、手が回らないことから手を挙げてもらえなかったと聞いている。1回目で手を挙げてもらい、十分な期間でやってもらうのが理想であるので、市民協働促進委員会の意見も聞きながら募集方法について検討していきたい。

(意見) 1回目でコロナの関係で申請がなかったというのは、NPOの本心ではないと理解しているのでしっかりと検討してほしい。

地域防犯について

Q. 四日市市地域防犯協会と地区防犯協議会とは別組織か。

A. 別組織である。防犯協会は、本市を管轄している3つの警察署ごとに事業者や行政、地域団体を会員として組織されている。一方で、防犯協議会は、地区の自治会やこども見守り隊など、昨年度時点で44団体にて構成する任意団体である。

Q. 安全なまちづくり関連事業で、防犯協議会に加盟していない団体は補助金の対象にならないのか。また、情報共有ができるように、行政主導で動いていく必要があるのではないかと。

A. 防犯協議会の加入に関係なく、地域の安全安心を守るための活動を行っている団体

に対して補助している。防犯協議会は、隔月に加入団体が集まり情報共有、意見交換をしている。市のほか警察などの関係機関も参加し、犯罪発生状況や、青少年の関係、消費の相談などの安全に対する施策の情報を共有している。その中で、防犯活動に関する困りごとなどがあれば、アイデアを話し合うような会議体でもあるため、多くの団体が加入することが望ましいと考える。

Q. 防犯協会と防犯協議会の地域別の加盟団体数や人数が把握できる資料を用意してほしい。

A. 防犯協会と防犯協議会、それぞれの加入の状況がわかる一覧表を作成する。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第20目生涯学習振興費》

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第23目諸費》

別段の質疑、意見はなかった。

《歳出第2款総務費 第3項戸籍住民基本台帳費》

本人通知制度について

Q. 第三者が戸籍等を取得した際に、取得があったことを本人に通知する制度があるが、何人ぐらい登録しているのか。

A. 令和4年度の登録人数は145人である。

Q. 制度の認知度が低いため、積極的に周知していくべきではないか。

A. 広報よっかいちの人権のひろば、センターだよりへの掲載やラジオでの啓発を行っている。また、令和5年4月1日から3年間の有効期限を廃止した点も含めて、周知に努めている。

Q. 個人情報不正取得された事例があったことを周知するべきではないか。

A. 本市では、不正取得があったことは認知していないが、他の自治体での不正取得事例を示すなどして市民に伝わるような広報に努めたい。

《歳出第10款教育費 第5項社会教育費 第1目社会教育総務費》

《歳出第10款教育費 第5項社会教育費 第3目公民館費》

別段の質疑、意見はなかった。

【シティプロモーション部・経過】

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第4目文書広報費》

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第17目コミュニティ活動費》

別段の質疑、意見はなかった。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第19目文化振興費》

音楽交流事業について

Q. 音楽交流事業の予算額はいくらか。

- A. 講師となる演奏家の報償費と旅費で併せて約 17 万円である。
- Q. 学校からの要望に応じてもらっているが、全小中学校を平等に扱おうとすると、この予算では対応できないため、予算を増額してもいいのではないか。
- A. プロの演奏家が学校を訪問する「音楽交流事業」は、「はじめてのコンサート」や「表現ワークショップ」、「ホールコンサート」などの事業を複合したことも芸術体験事業の中の 1 事業であり、全体の予算の中で学校からの要望に応えるよう取り組んでいる。(意見) 子供に芸術を身近に感じてもらえる良い取組であるため、さらなる予算の増額を検討してほしい。

《歳出第 2 款総務費 第 1 項総務管理費 第 21 目体育振興費》

四日市サイクル・スポーツ・フェスティバル

- Q. 市内の高校への P R や近隣市町との連携は考えているのか。
- A. 近隣市町への周知は効果的であると考えており、三重県自転車競技連盟とも連携しながら、各地域の小中学校・高校への情報提供の仕方について検討し、できるかぎり取り組んでいきたい。
- Q. 商工会議所、C T Y、新聞社などの後援は得られないのか。
- A. 以前、新聞社に後援いただいていた時期もあり、改めて新聞社等への後援依頼を検討したい。
- Q. 今年度は前夜祭を予定しているとのことだが、前々泊して試走する強豪校もあり、湯の山温泉に宿泊していることも聞くため、菰野町とも連携した取組など検討してはどうか。
- A. 今年度は、前夜祭の他にも市内ボランティア団体による歓迎や自転車教室などの取組を検討・調整中であり、遠方から来訪した方々に四日市に来て良かったという想いを持ってもらえるよう取り組んでいきたい。

東京オリンピックカナダ体操チームとの関わり

(意見) 交流していることが確認できたため、引き続き交流を継続してほしい。

四日市コンビナート夜景ランフェスティバル

- Q. 四日市シティロードレースと四日市コンビナート夜景ランフェスティバルは同程度の予算であるが、それぞれについて、実行者側としてどう捉えているか。
- A. 四日市シティロードレースは、10 キロの公認コースを取得していた時期もあり、競技性が高い。一方で四日市コンビナート夜景ランフェスティバルは、競技性もありつつ、イベント性が非常に高い。それぞれ特色があり、どちらも良い事業であると考えている。
- Q. 四日市シティロードレースと四日市コンビナート夜景ランフェスティバルの両方について、予算や費用対効果も勘案して、競技性とイベント性のどちらの方向を目指すのか、担当部局として決めておく必要があるのではないか。

- A. 競技性とイベント性のどちらを目指すのか非常に重要な分岐点であり、場合によっては両方という意見もあるかもしれないが、市民や近隣の方々の声を聴いて、方向性を決定していきたい。
- (意見) 両方とも取り組んでみて、継続して開催していく中でどちらかに収斂させていくのも手法の1つと考える。

ハーフマラソンについて

- Q. ハーフマラソン開催に支障が出てきたと考えられるが、ハーフマラソン開催の方向性について、正式な場で説明をすべきではないか。
- A. 9月15日の予算常任委員会全体会で、全議員に説明する時間を頂いているので、その場で状況を説明したい。
- Q. 今回の決算にかかる内容は、交通量調査費用のみであったのか。
- A. ハーフマラソン開催準備事業としては、令和4年8月定例会月議会で補正予算として認められた交通量調査の費用と人員配置、警備計画を立てるための費用である。ちなみに令和5年度当初予算は、大会実施計画の策定やコースの公認検定等に係るものであるが、予算執行をストップしている状況である。
- (意見) 令和5年度予算審議までに調査を完了し、調査結果を踏まえて予算に反映すべきであった。結果的に要求すべきでなかった費用である。
- Q. 令和5年度の当初予算は通ったが、その後実施困難という判断に至ったのではないのか。
- A. そのとおりである。そのため、令和5年6月定例会月議会の産業生活常任委員会協議会で状況の報告を行った。
- (意見) 本来的には、令和4年12月には調査結果が出るようにして、令和5年度当初予算の審議までに判断できるよう段取りすべきであった。また、議員の中には、国道1号を封鎖しての開催は困難ではないかとの認識を持つ議員もいたことは事実である。この2つの認識の甘さがあったのではないか。
- Q. 本件に限った話ではないが、調査を委託するのであれば、次年度の予算審議までに結果や結論を出せるように期限を切るべきではないか。
- A. 調査の委託にあたっては、年度末までの期限ではなく、次年度の予算審議に間に合うよう、調査結果を踏まえて検討する時間を設定することも加味する必要があると感じている。
- (意見) 国道1号を封鎖したら渋滞が起きることは予見できたことであるし、次年度の予算審議までに結論を出せるようにすべきであった。
- (意見) 本件に限らず調査を実施する際は、次年度の当初予算に反映できるようなスケジュールをしっかりと考えるべきである。

≪歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第22目体育施設費≫

≪歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第23目諸費≫

別段の質疑、意見はなかった。

《歳出第7款商工費 第1項商工費 第3目観光費》

観光協会への業務委託について

Q. 四日市観光協会への業務委託の評価は、何をもって判断するのか。

A. 判断の基準となる明確な指標を見出すのは容易ではないが、例えばナイトタイムのコンテンツ造成にあたり、実際にどれだけの集客があるのかということは見ていかなければならないと考えている。また、こにゅうどうくんのPR業務で、全国の様々な地域へ行って、本市のPRを行っているが、その際アンケートで「四日市のことを見聞きする機会が増えたか」という事を確認している。その実績として想定を上回る51%という数字が出ており、今後も委託内容の評価として見ていきたい。

Q. 観光協会との専属の窓口担当を新たに配置した効果はどうか。

A. 専属の窓口担当は、観光協会との連携を密にする役割を担ってもらっている。バスタ整備や中央通り再編等が進んでいく中で、観光協会の役割が非常に大きなものとなってくるため、理事の方々との情報共有や関係者との調整、事務局の支援などについて、効果が期待できると考えている。

こにゅうどうくんの動画再生数について

Q. 一番再生回数が多い動画を除くと、1本当たりの再生回数は647回となるが、動画作成に予算はいくらかかっているのか。

A. 職員で作成しているため、費用は発生していない。

Q. 動画1本当たりの再生回数についてどう捉えているか。

A. 再生回数は、少ないと認識している。まずは一つの目標としてチャンネル登録者数1000人を目指し、登録者がそれぞれ1回視聴することで、動画1本の再生回数が1000回を超えるようにしていきたいと考えている。また、現在、動画の再生回数が1000回以上となっているものが23~24本であり、それらを分析して今後につなげたい。

Q. 視聴者は東海地方以外の人も多いため、県外へ情報発信をして認知度を上げるという目的を達成しているのではないか。しかし、キャラクターを使って市のPRをする方向性は良いが、キャラクターの認知度だけではなく市のPRにつなげることを意識して取り組んでいく必要がある。例えば、横浜市、神戸市や札幌市は聞いただけですぐにその都市をイメージできるため、四日市は夜景の綺麗な街であるとか、お茶の美味しい街であるなどのイメージにつながるように本市のアピールをしてほしい。

A. こにゅうどうくんは、本市のマスコットキャラクターとして一定の役割を果たしてきており、こにゅうどうくんを通じて本市をPRしていくに当たっては、多くの方々に四日市の良いイメージを持ってもらうことを目的として十分意識し、今後もしっかりと取り組んでいきたい。

四日市花火大会事業について

Q. 四日市花火大会再開に向けた動きはどうなっているのか。

A. 四日市花火大会実行委員会において、令和5年度は、臨海部を中心に打ち上げ場所を決定したいと考えており、臨海部のコンビナート企業や地元自治会と打ち合わせすることを予定している。また、令和6年度は、候補地から試験的に花火を打ち上げて

どのように見えるのか確認し、それを踏まえて観覧席をどこにどれくらい設置するのか、来場者をどのようなルートで誘導するのかなどについて決めていき、令和7年度の再開を目指している。

Q. 地元自治会との協議はどうか。

A. まだ自治会とは話をしていない状況だが、まず、警察やコンビナート企業等との協議・調整を進めていきたいと考えている。

(意見) 会場がどこであろうと、一定の交通渋滞が発生するため、地元自治会との話し合いは丁寧に進めてほしい。

Q. 打ち上げ候補地の情報を聞いたことがあるが、情報管理はどうなっているのか。

A. 現在、候補地は決まっていない状況である。四日市花火大会実行委員会の中で話をし、情報管理を徹底したい。また、情報提供できるようになった段階で議会に報告していきたい。

(意見) 希望としては、打ち上げ場所が決まってからではなく、案の段階でも報告してほしい。

《歳出第10款教育費 第5項社会教育費 第1目社会教育総務費》

《歳出第10款教育費 第5項社会教育費 第3目公民館費》

別段の質疑、意見はなかった。

《四日市市議会提言チェックシート 政策提言（前年度）の取扱い》

実行委員会形式事業の在り方の検討について（令和2年度継続分）

- ・四日市観光協会に事務局機能を引き継ぐ取組が進められ、市職員の負担軽減が図られていることなどの改善に向けた進捗が見られることから、「終了」として扱うこととする。

【商工農水部・経過】

《歳出第5款労働費 第1項労働諸費》

別段の質疑、意見はなかった。

《歳出第6款農林水産業費 第1項農業費》

次世代農家育成事業について

Q. 当該事業を利用した新規就農者の中で、事業が上手くいかずに離農したケースはあったか。

A. 離農したケースはなかった。また、令和4年度は、交付要件の一つである所得基準が超過したことで交付できなかったケースが1件あった。

Q. 農業経営開始資金が交付された新規就農者のうち主穀農家の計画面積を見ると、経営規模が小さく経営が成り立つのか不安であるが、計画のアドバイスをを行っているの

か。

A. 具体的なアドバイスまでは行っていないが、新たな作物も作ると聞いているため状況を見守っていききたい。

Q. 就農から5年後の計画に見合った規模の機械の購入が可能になっているのか。

A. 新規就農者が事前に作成する就農計画に基づいて、5年後の規模に合わせた機械の購入が可能である。

(意見) 次世代農家育成事業は、若い世代が農業を開始するに当たって非常にありがたい制度であるため、計画初年度からアドバイスしていくことで、さらに若手就農者を育ててほしい。

Q. 生活費も含めて広い意味での支援が必要ではないか。

A. 国の農業経営開始資金は、就農後の経営が不安定な時期に最長3年間交付可能である。また、国の補助制度では対象にならないような機械・施設の導入については、市の補助金で支援している。

鳥獣被害防止対策事業について

Q. 野生ザルの被害対策において、野生ザル行動調査監視業務の委託先であるサルどこネットは、サルの殺処分ではなく、サルを追い払って共存することを目的とした団体であると考えるが、市が委託している猟友会による対策は、サルを檻で捕まえて殺処分することが目的である。サルの追い払いと捕獲するという相反する業務を並行して行くと、それぞれの効果を低下させるのではないか。

A. サルどこネットは、群れを発見した際にメールやホームページに情報発信して、農家や市民がその情報を見て、未然に被害を防止していただくことを目的としている。一方で、猟友会による捕獲は頭数を減らすために取り組んでいる事業であり、被害防止をするという意味では共通している取り組みである。

Q. この業務の効果はどれぐらいあるか。

A. 数字では評価していないが、実際に配信されたメールを見て、花火による追い払いの準備を行ったとの報告もあるため、情報発信としての効果はあると考える。

Q. 情報発信以外に効果はあるのか。

A. 情報発信することが主目的である。

Q. サルが頻繁に出没する地域で生活していると、サルの出没は日常的に把握できるものである。ここに費用をかける効果はあるのか。

A. メールを見て事前に追い払いの準備が出来るという意味では効果があると考えられる。

(意見) サルを捕獲檻で捕まえて殺処分しながら、もう一方で花火を使って追い払うというのは矛盾しているのではないか。

(意見) 地域で子どもの見守りをしている際に、サルどこネットの配信を見てサルの居場所の把握に活用しているため、取り組みを継続してほしい。

(意見) 農業者の視点では、サルの捕獲まで至らなくても花火で追い払うことで農作物を守れるという点で大きな役割を果たしている。捕獲することと相反しているかもしれないが、対症療法と根本療法のような形で利用できているのではないか。

農地集積支援事業について

- Q. 農家が高齢化し、担い手農家をどのように維持していくか再考する時に来ている。特に市が行う農業用水利施設等の改修工事に要する地元負担金の見直しは必要ではないか。
- A. 担い手農家に農地を集積して営農環境を改善している地域もあるが、市全体としては進んでいない。現在、農業の地域計画を作成するにあたり、耕作意向調査を実施しており、調査結果を基に地域の農地がどのような状況にあるか見える化を図っていく。見える化した地図などを活用して、本当に5年、10年後の地域農業をどうしていくかを地域の話し合いの中で議論していきたい。また、地元負担金の見直しを検討するためには、現在、地区毎に設置されている農業用水利施設等を集約して、広域で効率良く利用できるようにする必要がある。そのためには、地域計画づくりの中で各地域が所有している農業用水利施設等を将来どのようにしていくか検討していきたい。(意見) 地図に耕作者の年齢別に色塗りをして、耕作者に関するデータを見える化することで、今後の農業の課題が見えてくるため、そのような取り組みを進めてほしい。(意見) 次世代農家にバトンタッチできる環境づくりをするため、農地や農業用倉庫の空き情報を整理することによって、新規就農者の目標作付面積や収益の達成が早くなると考えるので、情報共有ができる仕組みづくりを検討してほしい。

災害からのライフラインを守る事前伐採事業について

- Q. 伐採に至るまでの相手方との交渉等の流れを確認したい。
- A. 中部電力と県、市の三者で協定を結んで、事業を実施している。中部電力が通常の保守点検を行う上で土地所有者を把握しているため、その情報をもらい、土地所有者に事業の理解を得て事業を実施している。
- Q. 土地所有者が不明の場合や断る場合はないのか
- A. これまでにそういった事例はない。
- Q. 伐採した木は、業者の所有物になるのか。
- A. 仕様書で処分するように明記しており、委託業者が仕様書に基づき適正に処分することになる。
- Q. 業者選定は入札ではなく、地元のNPOを活用する意向はないのか。
- A. 入札で対応している状況である。
- Q. 価格は妥当なものか。
- A. 本市が定める積算基準に則った金額を基に入札を行っている。

学校給食等地産地消事業について

- Q. 学校給食の食材について、市場取引価格の10%を生産者へ補助しているという認識で良いか。
- A. そのとおりである。
- Q. 資料には、みかんの出荷数量が400個とあるが、これだけ数が少くないか。
- A. 学校給食の食材については、小学校全校に供給できればそれに越したことはないが、できる限り地元の食材を提供したいとの考えから、河原田地区で生産されたみかんが、

地元の河原田小学校に使用された量となっている。

北勢地方卸売市場関係事業費について

Q. 北勢地方卸売市場の今後の在り方はどうなっているのか。

A. 令和2年度に基礎調査を行い、令和3～4年度は市場関係者で今後の市場の方針などについて意見交換を実施した。その結果、建て替えと大規模修繕の2通りの考え方があがるが、現地で建て替えたいとの意見が大半であった。おおよそ建物の規模については議論できているが、どういった機能を持たせるかについて、議論をさらに深めていく段階である。

(意見) 市場関係者の中では思うように意見がまとまらないという声を聞いているので、引き続き行政にもしっかりと取り組んでもらいたい。

Q. 何年もかけて検討するだけではなく、市として、北勢地方卸売市場は必要だという意思表示を明確に打ち出す必要があるのではないか。

A. これまでの調査を基に、関係する3市で基本的な市場取引の機能は必要であると結論づけている。法律が改正されて、現在は、市場取引をやっているならば、市場内にその他機能を取り入れることが可能である。市場開設者には、市場機能を持ちながら、どのような取り組みができるのか議論を深めてもらっている。その取り組みの実現に向けて、今後、行政がどういう支援をしていくかを検討しなければならない状況である。

(意見) 行政の後押しは、事業のスピード感に直結すると考えるため、行政主導で事業を進めてほしい。

農業センター再整備事業について

Q. 農業センターの利活用について、初年度からしっかりと取り組むことが肝心である。来場者数などの数値目標を立てて、取り組んで行くべきと考えるがどうか。

A. 6次産業化の取り組みの一環として整備した農産物加工室の設備については、農業者に好評なので稼働率を高めるように案内していきたい。また、これまでに農業マルシェを2回開催したが、多くの市民に来ていただいたので、これを定着させて、地元の農家にもたくさん出店してもらい、たくさんの人に来てもらえるようにしていきたい。

(意見) 十分に再整備を行ったので、特に1年目は、しっかりと稼働率が上がるよう心がけるべきである。

《歳出第6款農林水産業費 第2項畜産業費》

別段の質疑、意見はなかった。

《歳出第6款農林水産業費 第3項農地費》

農道の舗装について

Q. 農道の舗装工事を望む人と、交通量が増えるため望まない人がいるが実際の声はどうか。

A. 地元要望を受けて農道の舗装工事を実施していることから、地元の総意と考えてい

る。

《歳出第6款農林水産業費 第4項水産業費》

沿岸漁業振興事業費について

- Q. 令和元年度からカレイ、ヨシエビ、ヒラメの漁獲量が減っているが、その原因をどのように捉えているか。
- A. 推測であるが、近年の猛暑の影響もあり、伊勢湾の海底の酸素が非常に少ない状況になっているためと考えられる。
- Q. 海水が農薬で汚染されていると考えるが、それを根本的に解決する方法はないのか。
- A. 農薬は、適正に使用すれば収穫量もしっかりと上がるため、不必要に使うことがないように、農業者に周知を図っているところである。
- Q. 種苗放流事業は長年やっているが効果が不明確であるし、生態系を壊すとの研究もあるため、見直しも含めて一度調査研究してはどうか。
- A. 漁獲量が減っているため、令和4年度からカレイとヒラメの稚魚放流を再開した。生態系を壊すことについては、さらに研究していきたい。
- Q. 稚魚を放流したから獲れたのか、放流しなくても獲れたのかの効果を測るのが難しい。放流を止めた自治体を参考にしてはどうか。
- A. 県が種苗を作っているため、県全体の放流状況などを確認しながら、効果的な種苗放流になるように研究していきたい。

《歳出第7款商工費 第1項商工費》

空き店舗等活用支援事業補助金について

「論点整理シート No. 2」に記載。

四日市市地場産業振興センター運営費について

- Q. 四日市市地場産業振興センターには、新たな収益事業の見込みはあるのか。
- A. 四日市市地場産業振興センターは、旧じばさん三重の解散に際して一旦これまでの事業を引きついだ形になっているが、今後、産業の新たな拠点の施設として活用していきたい。
- Q. 主な収益源が貸館しかないことから、このままでは毎年赤字が膨らんでいくため、早期にコンサルタントを入れて、四日市市地場産業振興センターの在り方を検討すべきではないか。
- A. 昨年度、産業の新たな拠点施設を検討する会議体を立ち上げ、コンサルタントも入れて、どのような活用ができるかの検討を行ったところであり、実際の運用については、中央通り再編のタイミングと合わせていく予定である。
- Q. 貸館の需要はあるのか。
- A. 事業者も利用できることから、事業者からは重宝されているので、ニーズを調査しながら、Wi-Fiの整備や貸し方の工夫をしながら貸館も継続したい。
(意見) 近隣の民間レンタルオフィス等の貸館と競合するため、根本的に存続するのかを検討してほしい。

Q. 利用者にとって都合の良い貸し方を検討してはどうか。

A. 今後は、貸館だけでなく、産業振興の新たな拠点、例えば、地元の産業を学ぶ、地域の技術者同士が交流する、学び直しをする場としての活用を検討しているところである。

Q. 産業振興の拠点について検討状況はどうか。

A. 現在、方向性は決まっており、具体的な案づくりに着手しているところである。

競輪事業特別会計

四日市市けいりん事業について

Q. 広告費に多額の費用を投じているが、例えば、四日市市地場産業振興センターの近隣の建物の屋上に設置された競輪開催を案内する看板などの事業内容を見直し、その分を効果的なファンサービスへ充てるなどの取り組みが必要ではないか。

A. JR新橋駅前にある場外車券売場であるラ・ピスタ新橋の屋外電子掲示板では、競輪開催の広告を無料で掲出できるものなどがあり、それらの活用も含め、看板の見せ方を見直すなど工夫をしていきたい。

Q. 競輪事業を進めていくうえで、地元への効果はどの程度あるのか。

A. 競輪事業に対してより親しみを持ってもらうため、地元住民をはじめ競輪場への来場者数の促進を図りたいと考えている。そのため、イベントの実施や市内にイベント広告を入れることについても継続的に進めていきたい。

(意見) ファンサービスなどは地元業者が受託できるように検討すべきである。

Q. 広報内容を見直す余地はあるのか。

A. 競輪事業は5年間の包括委託を行っているが、広報内容については、毎年見直しをしている。

Q. スーパーなどは固定客が8～9割と言われることから、広報費をかけて新規開拓することで、どれくらい効果があるのか確認したい。

A. 現状として車券売り上げは上がっているが、入場者数は伸び悩んでいるのでもう少し上げていきたい。

(意見) 固定客がある程度根付いたのであれば、広報費を削減してもいいのではないかと。広報費の効果検証をすべきである。

(意見) 場内売り上げとインターネット売り上げの比率のデータを出して、来場者数の考え方について検証すべきである。

(意見) 来場者の年齢層のデータから、集客について考えるべきである。

Q. マスコットキャラクターのフォーリンと泗水美海の著作権は、日本トーター(株)が持っているのか。

A. フォーリンの著作権は四日市市が、泗水美海の著作権は日本トーター(株)が所有している。

Q. 日本トーター(株)とはいつから契約しているのか。

A. 平成19年から競輪事業包括委託契約をしている。

(意見) もし、入札の結果、日本トーターが契約から外れた場合、キャラクターも使えなくなる。見方を変えれば、四日市競輪のイメージを持ち続けるためには、日本ト

ター株との契約は外せないため、検討が必要ではないか。

Q. 競争性を担保するため、複数の業者が入札する状況が望ましいが、前回は何者の入札があったのか。

A. 現地説明会は2者で入札は1者であった。

Q. その前はどうかだったのか。

A. 1者であった。

Q. 事実上の随意契約ではないのか。説明を受けても、入札しないということは、何か条件提示しているのではないか。

A. 現在の車券の投票機は日本トーター株が導入したものであり、新規参入する業者が新たな機器を導入する場合は、多額の投資が必要になる。

Q. 入札していると言うものの、入札が1者しかないのでは意味がないものではないか。

A. 他の競輪場では、機器更新や競輪事業外部包括委託経費も含めて長期的な契約を実施している事例もある。

(意見) 一般的に、機器類は市で用意して、備え付けの機器を使ってもらう前提で予算立てして運営を委託するべきではないか。

Q. 市が版權を持っているフォーリンを、もっと前面に押し出すべきではないのか。

A. ネット中心の売り上げになっているので、泗水美海の露出が多くなっており、フォーリンは四日市競輪場内で主に活躍している。キャラクターも含め、その活用方法をもう一度検討していきたい。

Q. 泗水美海の版權を買い取って、市の版權にすることも考えるべきであるし、フォーリンの出番を考えるべきである。

A. 泗水美海を中心にした戦略は問題ないと考えているが、フォーリンが従来より十分活用されていないことについて、どういうふうに活用していくかを課題として検討していきたい。

食肉センター食肉市場特別会計

食肉取引について

Q. 牛の取引頭数はコロナが原因で減り、豚の取引頭数はコロナの巣ごもりのせいで増えたとあるが、具体的にはどういうことか。

A. 牛については、外食産業の回復が見込めていないことから、伸び悩んでいる。

Q. 牛の取引頭数は、コロナに関係なく減少傾向であるが、これについてどのように捉えているか。

A. 近隣地域を含めて生産頭数は変わっていないが、買受人が少ないため、競りに掛けたときにせり上がり幅が少ないことが原因である。そのため、高価格が期待できる、例えば、京都や東京へ出荷されるケースが最近増えている。

Q. 牛の生産頭数は増えているのではないか。

A. 市内の畜産農家で規模拡大をしているところはあるが、生産場所を市外にも設置しているため、総体的には増えていない。

Q. 市外のどこに出荷しているのか明確になっているのか。

A. これまで当市場に出荷されていたものの一部が、京都へ出荷されていることは把握している。

《四日市市議会提言チェックシート 政策提言（前年度）の取扱い》

食肉センター・食肉地方卸売市場施設整備事業について（令和4年度継続分）

食肉センター・食肉地方卸売市場施設整備事業について、家畜搬入車両の場内一方通行化は、場内の十分な衛生管理をする上で解決すべき課題であり、特に、難航している三重県との用地交渉については早期に解決すべきである。継続して交渉状況を確認する必要があるため「継続」として扱うこととする。

議案第20号 令和4年度市立四日市病院事業決算認定について

時間外勤務時間数、カウンセリングについて

Q. 医師の時間外勤務時間数で月最大130時間とあるが、特定の個人のものなのか。

A. 特定の個人が一番多かった月の時間外勤務時間数である。

Q. 看護師の最大時間外勤務時間数も特定の個人のものなのか。

A. 令和2～4年度で全て同じ職員である。感染対策担当の看護師で、新型コロナウイルス感染症の院内集団感染発生時の対応や、三重県や保健所とのやりとりなどで時間外勤務が多かった。

Q. 勤務時間は、タイムカードで管理しているのか。

A. 医師は、出勤簿に押印という形で管理している。その他の医療職は、所属長がスケジュール管理ソフトで管理している。

Q. サービス残業を発生させないような管理をしていく必要があるのではないかと。

A. 働き方改革の観点から、デジタル化も含めて、システム構築を考えている。

（意見）時間外勤務がサービス残業とならないようなシステムを構築してほしい。

Q. 時間外勤務が多い職員への心のケアはどうなっているか。

A. 月100時間を超える職員に対しては、産業医面談を実施している。

Q. 時間外勤務が多いことで退職者は増えていないか。

A. 時間外勤務を理由に退職した事例は聞いていない。

Q. 新型コロナウイルス感染症に関する病院独自のメンタルヘルスカウンセリングは、就業時間内に受けることができるのか。

A. 就業時間内でも、時間外でも受けることができる。

Q. 主体的にカウンセリングを受けに来る人は少ない傾向にある。相談件数が0件であるから問題なしとするのではなく、気になる職員にはカウンセリングを勧める必要があるのではないかと。

A. 所属長が職員に声を掛けて面談をしてもらったという報告を受けている。

Q. カウンセリングというよりは、職場内で気持ちをシェアすることが効果的ではないか。

A. 仕事上の悩みや仕事の対応についての相談は、自身の経験や対応の仕方を具体的な話として伝えられるため同じ職種で対応することが効果的であると考える。

なないろ保育園（院内託児所）について

Q. 令和4年度は、園児1人当たり436万円の公金を投入している計算となるが、高額な費用ではないか。

A. 近隣の急性期病院との運営費の差は、人件費の差であり、令和4年度は退職した正職員の人員補充の際、臨時職員を雇用することで経費の節減を図ったところである。

Q. 民間保育事業者に委託すればもっと費用を抑えられるのではないか。

A. 民間保育事業者へ委託するとなると、託児所運営協議会を解散してスタッフを解雇することになる。労働契約法で合理的な理由がないと解雇できない規定となっており、労働者を整理解雇する場合は、「倒産寸前に追い込まれているなど経営上の必要性が客観的に認められること」とされている。また、保育の質を担保するうえで、保育業者が入れ変わることによって園児の感じるストレスなども考慮して現状の運営体制を継続していきたい。

Q. 託児所運営協議会は民間団体か。

A. 民間団体である。

Q. 民間団体であるならば、そこが倒産するとか、職員を解雇する必要があるかを病院が考える必要があるのか。入札に変更すべきではないか。

A. 託児所運営協議会は、市立四日市病院の託児所運営のために設立された組織であり、市立四日市病院以外の託児事業を請け負うことは想定していない。解散は難しい。

(意見) 受託先が市立四日市病院のみであっても、企業努力で受け入れ先を探していくべきではないか。

Q. 託児所運営協議会というのは、どのような組織なのか。

A. 託児所運営協議会は、事務長が会長で、委員には大学の先生や市立四日市病院以外の部局の市職員も入っている。

(意見) 全国の公立病院でも入札しているところはあるので、段階的に見直していくなどの計画を持つべきである。

(意見) 令和3年度予算の附帯決議後、1人当たりの経費は節減しているが、それでも高額であることを認識すべきである。

Q. 夜間も休日も開園しているのか。

A. 開園しているが、365日ではなく、看護師の勤務体制に合わせて夜間保育の日、休日保育の日を設定している。

Q. 夜間保育や休日保育を実施していることで高額な費用がかかるのか。

A. 例えば、当院と同様に夜間保育や休日保育を実施している県立総合医療センターとの託児所運営経費の差については、託児所正職員の平均年収の違いのほか、県立総合医療センターの託児所は、正職員の割合が50%弱であるが、なないろ保育園は、正職員の割合が約80%であることによる人件費の差が要因と考えている。

(意見) 託児所の必要性は理解するが、他より高額であることを認識して、運営を考えてほしい。

(意見) 夜間、子供を預けることは親の心理的負担も大きいいため、そのような事情も踏まえて、夜間の託児は継続してほしい。

Q. どのような運営形態がよいのかを2～3年で考えてはどうか。

A. 今後の運営については、このままでいいのかを検討していきたい。

Q. 託児所運営協議会の内容を公開したほうがいいのか。

A. 運営状況や看護師の声などを報告していきたい。

Q. 夜勤の曜日は決まっているのか。

A. 月10日間程度設定しており、夜間保育が必要な職員はこれらの日に合わせて夜勤を組んでいる。

(意見) 今後、委員会の場で託児所運営協議会での協議内容の報告を受け、方向性を考えていくべきではないか。

就職準備金について

Q. 就職準備金の返還免除の要件は何か。

A. 上限30万円を貸与する制度であるが、3年間勤務することで全額返還免除となる。

Q. 貸与者に対する返還免除の割合はどうなっているか。

A. 実質的には、100%であり、その理由は、途中退職となっても、働いた期間分は免除となるからである。

Q. 全員が利用できるように周知してほしい。

A. 募集案内、ホームページ、採用手続きの案内時に周知しているところである。

Q. 四日市看護医療大学の奨学金とは別のものか。

A. 別のものである。

未収金について

Q. 未収金を解消していくため、どのような方法を考えているのか。

A. 令和4年度は、弁護士を通じた催告で、一定の効果はあった。また、滞納整理のノウハウを持った職員の配置を人事課に要望しているところである。

Q. 滞納者の国籍の割合は把握しているか。

A. 患者登録に国籍の項目がないため把握していない。

Q. 未収金発生を未然に防ぐ対応はしているのか。

A. 弁護士による催告に一定の効果があると考ええる。

Q. 収納推進課に頼るとか、滞納整理のノウハウがないという姿勢ではなく、いかに早期に初期対応して、道筋を立てる姿勢が必要ではないのか。

A. 初期対応の見極めや様々な納付制度の案内を積極的に行い、また、人員体制の強化、専門的知識の蓄積等についても推進し、市立四日市病院では医療費を支払わなくてもよいという風評が立たないようにしていきたい。

(意見) 未収金発生を未然に防ぐために、統計をとってどういう状況でなぜ払えていないのかを市民に説明できるようにすべきではないか。

- Q. 受診した外国人旅行者が帰国した後の徴収はできているのか。
- A. 海外の旅行保険に請求した例がある。
- Q. 海外の旅行保険には絶対加入しているのか。
- A. 100%とは言い切れないが、可能な限り徴収を行っている。
- Q. 無保険者の場合に出る保険や売掛金債権の場合、倒産した場合に出る保険は検討しているのか。
- A. 今後、研究していきたい。
- Q. 来院時に窓口で一定額を預かり、受診後に精算する預り金のようなやり方が有効と考えるがどうか。
- A. 預り金については、さまざま事情で支払えない患者さんもいるため、一律に徴収はできないと考える。
- Q. 預り金が出せない患者は、初期対応の対象として把握しやすくなるため、もらえる方だけでも預り金をいただくことを検討する余地があるのではないか。
- A. 預り金を支払える方と支払えない方が発生することにより、公平性や患者の心理的な負担という側面も考慮していく必要があるため、今後の研究課題としたい。
- Q. 以前、夜間診療では精算が行えないため一定額を仮払いし、後日精算していたが現在も同じか。
- A. 現在は、夜間も精算ができるため、仮払いは発生しない。

意見箱のアンケートについて

- Q. 意見箱のアンケート件数はどれだけか。
- A. 入院 68 件、外来 63 件である。
- Q. 1 年分であるか。
- A. そのとおりである。
- Q. 意見箱は 31 か所設置してあるのに、アンケート件数が少ないのではないか。
- A. 意見箱をもっと目立つようにする等、対応を考えたい。
- Q. 意見を公開することで、職員のやりがいにつながるのではないか。
- A. アンケート全件を公開するのは困難と考えるが、何らかの形で公開することを検討していきたい。
- (意見) 中立の立場で患者と家族の話を聞くところを設けてはどうか。

インシデント、アクシデントについて

- Q. インシデント、アクシデントは現場からしっかり出てきているのか。
- A. インシデントが増加しているのは、きちんと報告がされるようになってきた傾向であると考えている。アクシデントについては、患者の高齢化もあり転倒・転落が多くなっている。
- Q. 医師からのインシデント、アクシデントの報告はあるのか。
- A. 医師、看護師、医療技術員などから報告がある。

偽装受診について

Q. 1枚の保険証で、複数人が受診した事件があったが、市立四日市病院では発生していないのか。

A. 医事課で把握している限りでは発生していない。

金銭管理体制について

Q. 県内の病院で横領事件があったが、市立四日市病院では発生していないか。

A. 発生していない。1人で扱わないチェック体制としている。今後も注意していく。

Q. 2人体制でも共謀する可能性もあるため、それ以外にも全体から見える仕組みづくりをするべきではないか。

A. 長期在職者に任せきりにすることのないよう、定期的に職員配置を見直すとともに、複数所属にまたがるチェック体制も構築していきたい。

【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分につきましては、いずれも別段異議なく、認定すべきものと決した次第であります。

また、全体会に申し送るべき事項につきましては、論点整理シートのおおりのほか、議案18号 令和4年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定のうち、四日市市地場産業振興センター管理運営費については、近鉄四日市駅周辺で計画している施設整備との連携も視野に入れて、産業の新たな拠点施設としての在り方を検討していることから、複数の分科会に係る事項として全体会審査に送るべきであるとの意見があり、これを諮ったところ、全会一致により、全体会審査に送るべきものと決しました。

これをもちまして、産業生活分科会の審査報告といたします。

四日市市議会政策提言に向けた論点整理シート

～次期予算編成に向けて～

(令和5年8月定例月議会 決算常任委員会産業生活分科会)

No. 2

事業名	四日市市空き店舗等活用支援事業補助金について	
事業概要	四日市商店連合会に加盟した組織がある商店街および高度経済成長期に郊外に建設された補助対象となる住宅団地における空き店舗等を活用し、新たに新店しようとするものを支援することにより、空き店舗の解消によるにぎわいの創出ならびに市内の買い物拠点の維持および再生を図る。	
	予算現額/決算額	予算現額 10,500,000 円 / 決算額 7,033,000 円

政策提言に向けた論点について

1. 質疑・答弁の要旨

- Q. 申請者の要件にある「地域活動に参加する意思がある」ことについて、具体的な内容とレベル、要件を満たさない場合は返還をはじめどのような対応をするのか。
- A. 要綱にある要件を満たさなければ返還となる可能性があるが、地域活動に参加する意思について要件を満たすのか満たさないかについては、個別の事例を精査し要綱などと確認して判断となる。市としては、当補助金の目的である、「にぎわいの創出」や「地域における買い物拠点の維持・再生」を達成するために、必要な要件としてそのような意思を持った申請者に支援をするものである。
- Q. 空き店舗の補助金の成功事例はあるのか。
- A. 成功事例は把握していない。
- (意見) 補助金の効果は、1～2年はあると考えるが、長期的に上手くいっている成功事例は見たことがない。補助金自体はあるべきだが、補助金だけではなく、多角的な視点を持って支援をしてほしい。
- Q. 補助金による費用対効果をデータで示して、次の方向性を示すべきではないか。過去10年でどれくらい補助して、根付いたのかのデータを出し検討していくべきではないか。また、一定期間の運営を条件とし、継続できなければ返還させるなど制度を検討するべきではないか。
- A. 当補助金の趣旨は、総合計画に位置付けられている、にぎわいの創出、買い物拠点の維持・再生である。空き店舗への出展を促し、店舗の連担性を持たせて周辺既存店舗への波及効果も狙っており、一定の効果はあると考える。今後、再開発により中心市街地の様子も変化すると考えるため、空き店舗補助の在り方を考える節目に来ており、指摘のデータなども確認しながら検討したい。
- (意見) 奨学金の返還免除と同様に、事業継続できなかった場合に返還を求める仕組みなど、店舗が商店街に根付くような要件にすべきである。
- Q. 商店街のあり方について補助対象を物販ではなく、飲食店に絞って支援をするなど、商店街に個性を持たせるよう、制度を工夫してはどうか。
- A. 現在、商店街主導の下、学識経験者、地域住民、民間団体、行政が連携し検討の場を設けて、商店街のあり方について知恵を絞っているところである。今後、この中心市街地の商店街のあるべき姿も参考にしながら、空き店舗の活用の制度のあり方について検討したい。
- Q. 女性のスタートアップの方々が、この補助金等を活用するなど女性起業家との連携はあるか。

A. 女性起業家が創業者として開業する際に、当制度に合った形態で出店をするのであれば、活用は可能である。他の支援制度を含め女性起業家の支援事業の中で情報提供に努めている。

Q. 地域との協力体制のチェックシートはあるのか。

A. チェックシートは設けていない。当事業は、事業者の出店によって、にぎわいを創出し、地域を活性化してもらう視点が大事である。補助金の効果や目的が上手く機能するかを確認する方法については検討したい。

(意見) 若い人への発信をどうしていくかが大切と考えるため、時代に合った新しい店舗運営を探るのが大事ではないか。

2. 議員間討議によって出された意見

- ・新型コロナウイルス感染拡大以前からのデータを比較して、補助金によって空き店舗率にどれくらいの効果があったのかを知る必要がある。
- ・補助金によって、行政が市場原理を歪めてないかを見極める必要があるし、店舗が四日市に根付くような政策にしていくべきではないか。
- ・駅周辺は問題ないが、駅から離れた商店街にもっと補助すべきではないか。
- ・市が運営するチャレンジショップを出すなどして出店支援していくべきではないか。
- ・補助金を活用して新規出店することについて、商店街の人がどう思っているのか調査する必要があるのではないかと。
- ・名古屋市の大須では、住居兼店舗で活性化している事例があるので参考にしようか。
- ・奨学金制度のように、インセンティブとして、長く続けるほうがメリットがあるという仕組みを作ると根付いていくのではないかと。
- ・補助金を出してきて、どれくらい店舗継続しているのかを調査し、制度の新しいあり方を考えるべきではないかと。

3. 事業実施に関する各委員の意見表明

分類	備考
①廃止	次年度事業費予算に関連するもの
②縮小	
③拡大	
④新規事業の実施	
⑤その他	事業実施手法の見直し など

全会一致で⑤その他（補助金の過去実績等による評価検証の実施）

4. 全体会で審査するに当たっての論点（ポイント）

<政策提言素案>


コロナ禍により生活様式が大きく変わった今、コロナ禍前から実施している空き店舗に対する支援方法が効果的なものかどうか、過去の実績を分析した上で、商店街の活性化に資する支援のあり方について評価検証を行うべきである。

四日市市議会提言チェックシート

～令和5年2月定例月議会後の進捗状況について～

(令和5年8月定例月議会 決算常任委員会)

(継続) No. 2

<p>事業名</p>	<p>実行委員会形式の3事業について</p>	
<p>事業概要</p>	<p>「第56回文化都市四日市を創る大四日市まつり」、「第32回四日市花火大会」、「四日市サイクル・スポーツ・フェスティバル(全国ジュニア自転車競技大会)」について、いずれも市長を会長(名誉会長)とする実行委員会形式により運営されており、市は、その開催に要する経費の一部を四日市市補助金等交付規則に基づき補助している。</p>	
	<p>決算額</p>	
<p>次年度予算への提言</p>		
<p><提言> 実行委員会形式事業の在り方の検討について</p> <p>実行委員会形式で実施されている事業について、市は開催に係る経費の一部を補助しているが、実行委員会は、いずれも会長(名誉会長)を市長が、実行委員長を副市長が務めていることをはじめ、他にも複数の市職員が公務として参画していることから、法に反しないとはいえ、補助金の流れとしては不適切ではないかと感じられる。</p> <p>加えて、各種団体の実行委員会への参画はあるものの、事業全体に深く携わることが難しいため、調整業務等の多くを事務局が担当することとなり、市職員への負担が大きくなっていることも大きな課題である。</p> <p>こうした状況に鑑み、現在の実行委員会による事業の運営や、それに対する補助金支出という手法が果たして適当であるのかを改めて検証し、民間委託等も含めた将来的な事業のあり方について全庁的な議論を開始すべきである。</p> <p>今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、大四日市まつり、四日市花火大会、四日市サイクル・スポーツ・フェスティバルはいずれも中止となり、実行委員会が開催されないことから実行委員会の在り方等の議論は進んでいないとのことであるが、四日市花火大会においては例年同じ業者が企画運営業務を行うなど、改善の余地もみられるため、補助金等を支出する市の立場から最適なあり方を模索すべきである。</p> <p>そのための手法として本市の観光協会や文化協会等が各種イベントを担うことも考えられるが、現時点ではイベントの運営に携わるほどの体制とはなっていない。観光協会をはじめとする各種団体とともに本市のシティプロモーションを推進していけるよう、適切な財政的、人的支援を検討すべきである。</p> <p>なお、運営手法の検討に当たっては、リスク管理の観点はもちろんのこと、効果的なシティプロモーションの観点も持ち、イベントをこれまで以上に市内外から注目され、市民の誇りにつながるものとするべく取り組むべきである。</p> <p style="text-align: center;">※参考 事業実施に関する意見 ⑤その他(事業実施手法の見直し など)</p>		

【当初予算案への反映状況 / 理事者からの報告】

【観光交流課】

《大四日市まつり》

3年ぶりの開催となった令和4年度について、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、自主的に出演を取りやめた団体が複数あったことなどから、開催経費が見込みよりも縮減したことに加え、多くの企業から想定以上の協賛金収入を得られたことにより、実行委員会の収支決算において、例年よりも多額の2,000千円を上回る繰越額が生じた。

実行委員会への補助金は、協賛金・繰越額等による収入と開催経費をそれぞれ見込み、差額の不足相当分を予算計上しているため、令和5年度当初予算案は、前述の繰越額により前年度から2,000千円減となっているが、観光協会が実行委員会事務局を担うことや市職員を動員する業務を委託することに伴ってこれまで拡充してきた補助金と同規模を確保しており、令和5年度においては、新たに大会本部業務などに関わる委託費についても増額している。

《四日市花火大会》

打ち上げ場所である「霞ヶ浦地区」において、国際物流ターミナル整備事業が進むとともに、「四日市地区」からモータープールが移転することなどから、物流の中心となる「霞ヶ浦地区」での四日市花火大会の実施は、令和4年度で最後となった。

今後については、現状打ち上げ場所の安全性、公共交通機関の利便性、数千台の駐車場や数万人の観客エリアの設置、交通渋滞等の運営上の問題点など、様々な課題をクリアできる会場を見出せないことから、令和5年度は花火大会を実施せず予算計上は行わない。

【令和5年度当初予算】

(1) 大四日市まつり：34,600千円

令和4年度当初予算：36,600千円

令和3年度当初予算：計上なし

令和2年度当初予算：29,000千円 ※コロナ禍のため中止となり減額補正

令和元年度当初予算：25,000千円

(2) 四日市花火大会：計上なし

令和4年度当初予算：34,300千円

【スポーツ課】

《四日市サイクル・スポーツ・フェスティバル》

日本自転車競技連盟と協議・検討を行っていく中で、3年ぶりの開催となった令和4年度の新たな取り組みとして、同連盟のエントリーサイトを活用した選手の申込みに加え、大会参加料の徴収を同連盟が担った。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、同連盟の体調申告システムを活用したエントリー選手等の体調把握に努めたほか、大会の競技運営をするにあたり、受付、立哨や駐車場警備等の人員を外部委託することにより、市職員の動員の縮小に努め、事務局や市職員への負担軽減を図った。

令和5年度当初予算案は、令和4年度に実施した新たな取り組みを継続していくとともに、より効率的かつ効果的な事業の運営方法の手法について、引き続き同連盟と連携強化を図りながら、協議・検討を行っていく。

【令和5年度当初予算】

(1) 四日市サイクル・スポーツ・フェスティバル：38,500千円

令和4年度当初予算：35,200千円

【当初予算案への反映状況 / 分科会での確認】

【質疑応答】

(Q. 質疑 A. 答弁)

Q. 実行委員会という形式を取ることそのものについて、現状ではこれが最良の判断だと考えているのか。

A. B-1 グランプリを含め、協賛金を得ながら市民を巻き込んで開催が可能だという点で実行委員会形式を採用している。

Q. 大四日市まつりについて、担当部署以外の市職員の動員をなくすように変革を図っているとのことだが、どのようにそれを実現したのか。

A. 元々は事務局機能を市が担っていたが、現在は法人化した観光協会が事務局を務めるようになったことが大きな要因である。また、これまで市職員の動員により担っていた部分を金額に表し、実行委員会への補助金に計上するよう変更した。

Q. 四日市サイクル・スポーツ・フェスティバルについても市の負担は少なくなっているのか。

A. サイクル・スポーツ・フェスティバルについては現在も市が事務局を務めているが、少しずつ負担を減らしていけるよう、会場の受付や警備の経費を実行委員会への補助金に計上するよう変更した。

【意見】

・実行委員会形式での実施となると契約が随意契約ばかりとなってしまう透明性が失われてしまうことに懸念を抱いている。

・市長が参画している実行委員会形式での事業には多く補助金が交付される一方で、商店街が主催する事業には1割しか交付されない現状には疑問がある。

・提言をした当時と比較すると多くの事務を観光協会が担うようになっているという実感はあるが、観光資源に乏しい本市で観光協会が独り立ちするのは難しいのではないか。

2. 反映状況

⑤その他（実施手法の見直し）

【議論の趣旨】

前年度と予算額を比較して大きな変化があるわけではないものの、観光協会等の外部の組織に財政的なものも含めて支援を行うことで、市職員の負担も徐々に軽減されるよう図られていることから⑤その他（実施手法の見直し）と分類することとした。

進捗状況の報告

【進捗状況】

〔観光交流課〕

市長・副市長がそれぞれ会長・実行委員長を務め、事務局にも複数の市職員が参画する実行委員会への補助金の流れが不適切に感じるとの提言を受け、令和4年度から、四日市観光協会（以下「観光協会」と表記）の会長・事務局が、大四日市まつり及び四日市花火大会の両実行委員会の会長・事務局を務めるよう、体制の見直しを行った。

また、調整業務等の多くを事務局が担当するため、市職員への負担が大きいという課題について、「観光協会が実施できる業務」「後々観光協会が実施する業務」「本市と観光協会が協力して対応していく業務」の3つに仕分けを行い、令和4年度から「観光協会が実施できる業務」の全てについて、必要な事業費を計上したうえで観光協会へ移管し、市職員の事務負担の軽減を図った。

さらに、従来市職員が担当していたゴミステーションの運営や、おどりフェスタ及び山車の警備補助等について、新たに民間事業者へ委託するよう見直しを行うとともに、全庁的な市職員の動員も行わないよう改めた。

加えて、令和5年度からは、観光交流課に観光協会との専属の窓口担当を新たに配置し、一層の連携強化を図るとともに、各種調整の協力や助言等を行うなど、観光協会への支援を強化した。

〔スポーツ課〕

当該大会を主管する日本自転車競技連盟と連携強化を図り、令和4年度は新たな取り組みとして、同連盟のエントリーサイトを活用した選手の申込みに加え、大会参加料の徴収を同連盟が担い、市職員の負担軽減を図った。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、同連盟の体調申告システムを活用し、エントリー選手等の体調把握に努めた。

さらに、従来、全庁的な市職員の動員により人員の多くを確保していた選手受付や立哨、駐車場警備等について、民間事業者に委託することにより、全庁的な市職員の動員を行わないよう改めた。

令和5年度においては、令和4年度に実施した新たな取り組みを継続していくとともに、より効率的かつ効果的な事業の運営方法の手法について、引き続き同連盟と連携強化を図りながら、協議・検討を行っていく。また、市職員のさらなる負担軽減につながるよう、同じく当該大会を主管する三重県自転車競技連盟に対しても、各種競技資料の作成等、同連盟が実施可能な業務について、調整を図っている。

四日市市議会提言チェックシート

～令和5年2月定例月議会後の進捗状況について～

(令和5年8月定例月議会 決算常任委員会)

No. 3

事業名	食肉センター・食肉地方卸売市場施設整備事業について	
事業概要		
	決算額	
次年度予算への提言		
<p><提言> 食肉センター・食肉地方卸売市場施設整備事業について</p> <p>食肉センター・食肉地方卸売市場施設整備事業における家畜搬入車両の場内一方通行化は、場内の十分な衛生管理のもと、今後も引き続き安全で高品質な食肉を供給するために、解決に向けて取り組んでいくべき課題であり、特に、難航している三重県との用地取得についての交渉は早期に妥結させるべきである。</p> <p style="text-align: center;">※参考 事業実施に関する意見 ⑤その他（家畜搬入車両の場内一方通行化に向けた取組を強化）</p>		
<p>【当初予算案への反映状況 / 理事者からの報告】</p> <p>【食肉センター】</p> <p>県有地の代替地を確保するため当該地の用地交渉を進めるとともに、三重県北勢家畜保健衛生所の県四日市庁舎北館への機能移転に関する調査等を実施する予定である。また併せて、家畜搬入車両の場内一方通行化の手法についても調査・検討を行い、早期の施設整備事業の実施に向けて取り組んでいく。</p> <p>【令和5年度当初予算】</p> <p>食肉センター・食肉地方卸売市場施設整備事業費（推進計画） 9,000千円（前年度予算：9,000千円）</p> <p>【当初予算案への反映状況 / 分科会での確認】</p> <p>1. 主な意見</p> <p>【質疑応答】 (Q. 質疑 A. 答弁)</p> <p>Q. 県との交渉を含めた具体的な進捗状況はどのようになっているか。 A. 代替地の候補はあるものの県との交渉はあまり進んでいないことから、用地交渉もできていない状況である。</p> <p>Q. 県との交渉が進んでいないのはなぜか。 A. 県の農林水産部からは前向きな返事をもたらしているが、庁舎を管理している部署からは工事スケジュール等を含めた詳細な計画等の提出を求められている。</p> <p>Q. 再交渉はいつ実施する予定なのか。 A. 令和4年度中に実施したいと考えている。</p> <p>Q. 現在、県の所有する駐車場はどれだけの利用がされているのか。</p>		

A. 90 台分程度が利用されている。

Q. 以前、代替地の候補として近隣の公園も候補の一つとしているとの話があったが、現在もその方針は変わっていないか。

A. 現在も候補としてはいるが、民有地についての用地交渉から優先的に進めていきたい。

【意見】

・県は、市が食肉センター・食肉市場の運営を委託している三重県四日市畜産公社に出資しており、当事者という立場でもあるので、市と県のトップ同士での協議も視野に入れつつ根気よく交渉を続けるべきである。

・県の四日市庁舎は駅近くに立地しているため、これを機に県職員にも電車通勤を促していくべきではないか。

2. 反映状況

⑤その他（具体的な予算化に向けた取組を継続）

【議論の趣旨】

単独事業としての予算化には至っていないものの、県との交渉に係る調査のための予算は計上されており、県側の合意が得られれば令和5年度には代替地の用地取得に向けて動き始めることが可能となることから⑤その他（具体的な予算化に向けた取組を継続）と分類することとした。

進捗状況の報告

【進捗状況】

〔食肉センター〕

県有地（職員駐車場）の代替地を確保するため、複数の候補地の土地所有者に意向確認を行ったが、現在のところ譲渡に向けた前向きな意思表示はなく、用地買収は困難な状況にある。そのため県に対しては、職員駐車場の確保について、改めて調整を図っているところである。

また並行して、関係者から要望のある家畜搬入車両の場内一方通行化の手法について調査委託の契約を締結したところであり、早期の施設整備事業の実施に向けて取り組んでいく。

予算常任委員会産業生活分科会長報告(令和5年8月定例会議会)

産業生活分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第22号 令和5年度四日市市一般会計補正予算(第4号)

【シティプロモーション部・経過】

第1条 歳入歳出予算の補正

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第19目文化振興費》

文化会館等管理運営費・三浜文化会館管理運営費について

Q. コロナの影響による貸館のキャンセル分と予防対策に要した消耗品費に係る指定管理料の精算について、少額ではあるが、市と指定管理者で双方合意しているのか。また、三浜文化会館は、消耗品費が計上されていないが、問題なかったのか。

A. 合意している。令和4年度は、市のコロナ対策による貸館の制限などは無かったため、市民の自主的な利用控えによる利用料還付分及び消毒等の消耗品費について補てんするものである。三浜文化会館の消耗品費については、精算は不要との意向を確認した。

Q. 指定管理者において、令和4年度に相当な額の赤字が見られる中、今回コロナに係した99万1千円のみ補てんしているが、運営自体に問題はないのか。

A. 令和4年度は、文化会館40周年の年であったことから多くの事業に取り組んだほか、コロナ禍で延期していたイベントも実施したが、まだまだ客足は遠のいたままであり、結果として赤字に影響したのではないかと考えている。今後は、事業の実施にあたっては、予算と決算がかけ離れず、収支の均衡が図られるよう、指定管理者との日々の連絡調整の中で、執行状況を確認しながらアドバイスしていきたい。

(意見) 指定管理者は公益財団法人であり、収益事業を半分以上にできないことから赤字体質になりやすいと考えられるため、もっと手厚い支援があっても良いのではないかと。

【商工農水部・経過】

第1条 歳入歳出予算の補正

《歳出第6款農林水産業費 第2項畜産業費》

飼料価格高騰対策事業費補助金について

Q. どの程度飼料価格が高騰したのか確認したい。

A. 飼料そのものではなく、原料価格の推移で判断している。令和4年度第4四半期の原料価格は、令和3年度の第4四半期から1トンあたり1万円ほど値上がりしている。

【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分につきましては、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

また、全体会に申し送るべきとする事項につきましても、特段ありませんでした。これをもちまして、産業生活分科会の審査報告といたします。

産業生活常任委員会委員長報告(令和5年11月定例会月議会)

産業生活常任委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第61号 四日市市楠ふれあいセンター条例の一部改正、ないし、議案第63号 四日市市市民活動センター条例の一部改正について及び、議案第68号 四日市市宮妻峽ヒュッテの設置及び管理に関する条例の廃止について、議案第75号 工事請負契約の締結について、議案第80号 四日市市市民交流会館の指定管理者の指定について及び、議案第81号 四日市市楠福祉会館の指定管理者の指定につきましては、別段質疑及び意見はありませんでした。

議案第82号 四日市市すわ公園交流館の指定管理者の指定及び、議案第83号 四日市市勤労者・市民交流センターの指定管理者の指定につきましては、指定管理者を指定しようとするものであります。

委員からは、提案価格は、物価高騰による光熱費の値上げを考慮して算定しているのかとの質疑があり、理事者からは、物価高騰を考慮して提案してもらっているとの答弁がありました。

議案第92号 四日市市文化会館、四日市市三浜文化会館及

び四日市市茶室の指定管理者の指定について、議案第95号
四日市市戸籍関係等手数料条例の一部改正につきましては、
別段質疑及び意見はありませんでした。

議案第96号 農業委員会委員の任命については、今年7月
に就任した19名のうちの1名が辞任したため、1名を任命し
ようとするものです。

委員からは、所有している農地の広さは、応募要件に関係
するのかなどの質問があり、理事者からは、所有している農地
の広さは、応募には影響しないとの答弁がありました。

以上により、当委員会に付託されました12議案につきまし
ては、別段異議なく、原案のとおり可決および同意すべきも
のと決した次第であります。

なお、付託されました議案以外の委員会の所管事務につ
いてであります。四日市市美術展覧会運営委員会の開催
状況、について調査を実施いたしましたことを申し添えま
す。

これをもちまして、産業生活常任委員会の審査報告といた
します。

予算常任委員会産業生活分科会長報告(令和5年11月定例会月議会)

産業生活分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第44号 令和5年度四日市市一般会計補正予算(第6号)

【市民生活部・経過】

第2条 債務負担行為の補正(関係部分)

日本語学習支援体制づくり事業業務委託費

Q. 県費の割合は、10分の10か。

A. 県費の割合は、2分の1である。

シングルマザー等のための家計相談事業業務委託費

Q. 相談時間は60分が適切ではないかと思っているが、男女共同参画センターでの相談会を月に1回、出張相談会を年に2回開催していることについてどう考えるか。また、相談の対応にファイナンシャルプランナーを選定する理由は何か。

A. シングルマザーの家計相談事業は、今年7月から開始し、月に1日、3人の予約枠に対し、各日2～3人の予約を受けており、来年度もこの体制を継続していきたい。また、1回の相談は60分であるが、必要に応じて2回目の予約も可能である。ファイナンシャルプランナーを選定した理由は、婦人相談員の中にもさまざまな資格を持つ人がいるが、家計管理に関する専門知識についてはファイナンシャルプランナーが適任と考えるためである。

Q. 男女共同参画センター等で最初の相談を受け、相談者に家計相談が必要と判断した場合、ファイナンシャルプランナーによる相談を案内しているのか。

A. そのとおりである。女性の相談者の中には、経済的に課題のある人が多いことから、この事業を開始した。

(意見) 市営住宅課では、ファイナンシャルプランナーによる家計相談が効果を発揮しているため、家計支援は効果的であると考え。また、様々な相談内容を総括し、次につなげることが重要であり、相談内容を仕分けするなど、精査することで相談体制を充実してほしい。

Q. 市民からは、オンライン相談を提案する意見があるが、どのように考えるか。

A. 貴重な意見であり、来年度の事業に向けて検討したい。

テーマ型協働業務委託費について

Q. 具体的にはどのような事業であるのか。

A. 市民協働の促進にかかる担い手の育成については、市が4つのテーマで事業を募集し、そのテーマに沿って、市民活動団体から事業提案を受ける仕組みとなっている。今年度の例で言えば、Z世代の子どもたちが参加するアイデア会議&動画制作のワークショップの提案を市民活動団体から受け、事業の実施を委託している。

Q. 次世代の市民協働を担う人材の育成事業を1年間で実施するためには、期間が不足していると考えます。そのため、より長期的なプログラムにしてはどうか。

A. 昨年度までは債務負担を設定していなかったため、新年度になってから募集を開始しており、結果的に事業期間がかなり短くなった。今回は、前回の委員会での意見を踏まえ、債務負担行為により事務手続きの開始を早め、実質的な事業期間を1年とれるように改めた。今回のやり方を試し、状況を見て検討していきたい。

(意見) これから事業を始める団体の立ち上げ支援として選定していくことも配慮してほしい。

市民活動センター運営費・なや学習センター管理運営費

Q. なや学習センターの指定管理者の管理運営費は、5年間の限度額は8800万円であり、5年で割ると年間1760万円になる。今回の債務負担行為は、合計803万円であるため、市直営のほうが大幅にコスト削減できるということか。

A. 今回の債務負担行為は、4月1日から必要な管理運営業務費を計上したものである。これに加えて、全体の経費としては人件費なども当初予算での計上が必要となる。

番号制度関連経費

Q. 本市の申請率と交付率が、全国平均や県内市町平均に比べてわずかに低いが、申請率と交付率が低い理由についてどのように考えるか。

A. 申請率と交付率が全国平均や県内市町平均よりも低い理由は、人口が少ない市町村では申請率も交付率も高い傾向にあり、本市は県内最多の30万人都市であるため、人口規模が影響していると考えます。

(意見) 交付率向上に努めてほしい。

業務・事務処理委託等に要する経費

Q. 本市には、73か国から来ている外国人市民がいると聞く。現在のモバイル端末機による遠隔通訳サービスは、13言語に対応しているが、対応言語を増やす予定はあるのか。

A. 73か国の中には1～2人の国も含まれており、人口割合で示すと13言語があれば、本市に在住する外国人の約97%に対応できる。

【シティプロモーション部・経過】

第1条 歳入歳出予算の補正

＜歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第21目体育振興費＞

別段の質疑、意見はなかった。

第2条 債務負担行為の補正（関係部分）

温水プール整備事業費

Q. 当初10億円の予算で改修予定であった昌栄町の25m室内温水プールについて、隣

接する市有地も活用して一から建て替える計画となったが、費用が26億6800万円と当初より大幅に膨らんだため、水泳協会から温水プールの建て替えを止めることと、可動床の屋内競技用プールの早期建設を求める陳情があったが、把握しているか。

A. 把握している。

Q. 市内に、スケートボードと水泳競技のみ専用の競技場がなく、以前は中央緑地に屋外競技用プールがあったが、総合体育館等の整備の際に取り壊され、再建が果たされていない。温水プールはジャグジーを付けない予定のため高齢者にとって利便性が低いこと、また、水温が低く一般利用者には適さないこととなる。加えて、深さがあるため学校の授業などでの使用にも難があるとの意見もあり、近い将来、50mの屋内競技用プールが建設されると、26億円の投資は無駄になるという懸念がある。一方で、霞ヶ浦プールは、屋外のため夏季には水温が33℃から36℃まで上昇し、公認競技用プールには向かず、公認の大会が行えない。水泳協会は温水プールを建て替えるのはもったいないと言っているが、この意見に対しどう考えるか。

A. 温水プールの計画は、当初、現状の建物でプール槽を改修するという形で進めていたが、想定以上の老朽化が問題となり、漏水の発生が明らかになった。プール槽を入れ替えることも検討したが、建屋自体の耐用年数が限界に近づいており、投資の妥当性についても考慮した結果、現状の場所での機能維持と利便性の向上を図る方針となった。これまで、水泳協会や関係者との話し合いを通じて進めてきたので、今回の陳情に驚いている。

Q. 当初は温水プールを10億円で改修して、別に競技用プールを建設するという前提だったように思うが、今回26億円をかけて温水プールを建て替えた上で、別に55億円ほどかかる50mの屋内競技用プールを建設するのか。

A. 陳情書では佐賀県の50mと25mの屋内競技用プールが55億円で建設されたとあるが、直接確認を行ったところ、50mプールに加えて、屋外飛び込みプールも含まれており、総建設費は実際には115億円程度であった。水泳協会からは50mの屋内競技用プール建設の要望を受けているが、現在、本市で50mプールを造るということは全く政策決定されていないので、今後建設するかどうかについては、改めて検討が必要と考える。

Q. 水泳はスポーツ協会の中でも会員数が多いスポーツであり、オリンピック選手やユニバーシアードの日本代表選手も輩出し、水球では四日市中央工業高校がインターハイや国体で優勝している。総合計画に入っていないから造らないと言うが、競技が盛んな土地柄であるのに、どうして競技用プールを造らないのか全く理解できないので、中途半端な施設を造ることに反対する。なお、先ほどの55億円とは、50mの屋内競技用プールだけの費用である。陳情には、民間企業との提携を通じて事業費を下げることが可能だと書かれているため、温水プールの建て替えを見合わせてはどうか。26億円をかけて建て替える温水プールには、観客席を設けるのか。

A. 昌栄町は都市計画法上の工業地域であり、集客施設の建設が制限される地域である。(意見) 集客ができない地域にプールを建設すること自体が矛盾している。

Q. プールの利用については、スポーツの観点だけでなく、小学校の水泳授業の実施も含め全体的に判断すべきではないか。当初は、水泳協会も温水プールを修繕する程度

と思っていたはずだが、費用が大きくなったため、陳情が出ている。市と水泳協会が協力し、水泳協会からの提案を取り入れながら改善計画を考えるべきである。水泳協会からの陳情は重いものであり、議論するべきである。市と水泳協会が対立することなく、まずは立ち止まって、一緒により良い解決策を考えるべきではないか。

A. 温水プールの老朽化が明らかになり、全体的に修繕せざるを得ない状況であるため建て替えが最善の策と考えている。一方で、教育委員会が来年度の学校プールの方向性について調査検討を開始すると聞き及んでいる。また、12年後に県内での国体開催の可能性があるため、50mの屋内競技用プールの必要性については、新たに議論することとなると思われる。まずは、老朽化が進む温水プールについては、機能維持のために建て替えが必要と考える。

(意見) 水泳協会から陳情が出ていることを考慮して、市側も理解する余地を持つべきではないか。水泳協会の中では、中央緑地の屋外競技用プールを廃止した際に、競技用プールの再建が念頭にあったはずで、機能回復ができていないことに対する要求が出ている。今後の水泳授業との関連性があり、莫大な費用もかかるため、一度立ち止まってはどうか。

Q. 昌栄町の温水プールは国体のサブプールとして整備され、霞ヶ浦プールは、参加選手の練習用プールとして整備されたものである。現在、国体を開催しようとする、付帯施設しかなくメイン会場がない状況である。水泳競技の強豪校のある場所には、競技用プールが必要であるということを考えてもらえないのか。

A. 水泳協会とは、基本設計時から何度も協議を重ね、現場にも足を運んで協議する中で今回の形とした経緯がある。事業費については当初12億円程度を考えていたが、近年の物価や人件費の高騰等の影響もあり、実施設計の段階で約26億円となった。実施設計段階であるため、できる限り削減しながらやっていきたい。

(意見) 水泳協会は、中央緑地の屋外競技用プールを壊した際、代替施設を整備するものと考えていたと思う。学校で水泳授業の委託が始まることもあって、水泳協会との連携を重視すべきではないか。また、議会全体として考えるべきではないか。

(意見) 今後競技用プールが全く整備されなくなることを危惧した陳情と捉えている。また、競技用プールの整備と温水プールの建て替えは別問題であるため、別々の議論が必要である。競技用プールの問題と引き換えに建て替えの予算を止めていいものか。

(意見) 温水プールの建て替え改修を進めるのか、競技用プールについて関係団体とさらに協議を深めることを前提に予算を認めるのか、議論が必要である。

(意見) 水泳協会からは、部分的な補修をしてもらえれば、しばらくは辛抱できるとの意見もある。

(意見) 競技用プールの建設に着手することになっても、場所の選定、土地の購入、設計や施工など、完成までにはかなりの期間を要することが予想され、それにより、市民が温水プールを利用できない状況がしばらく続く可能性がある。そのため、予算執行を停止することは適切ではないと考える。

(意見) 教育委員会の水泳授業との関連性があり、水泳協会から陳情が出されたこともあるため、多角的視点で全体会で丁寧に議論したほうが良いと考える。また、市と水泳協会が協議することを強く要望する。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第22目体育施設費》

四日市ドーム施設管理運営費（四日市ドーム指定管理料）

- Q. 光熱費の高騰による管理料の増額について、令和4年度のガス代が177万円という実績があるのに、今年度当初のガス代の見込みを51万円にしたことが理解できない。昨年の段階で予測できたのではないか。また、指定管理期間はいつまでか。
- A. 指定管理期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間となっている。令和5年度のガス代として積算した51万円については、令和元年度に指定管理者を選定した時点で積算した額を基に、物価変動率を考慮し算出している。
- Q. 仕様書の中に、契約期間内に増額の必要性が生じるような場合、市が認めれば増額できる条項があつて、四日市ドーム以外の指定管理者制度を扱っている施設と同様に、統一的なガイドラインに基づいて増額しているのか。また、物価高騰を考慮して、指定管理料の算定を適切に行っているのか。
- A. 行財政改革課と財政課からの通知及び指定管理者と締結した基本協定書の条項に基づき、光熱費の高騰による指定管理料の変更について精査している。
- Q. 全体の事業収支の中で、指定管理者の事業運営が成り立たない場合は、指定管理料を補填する必要がある。市場に目を向ければ、光熱費の部分が大変であることが推測できるが、この資料だけでは、具体的な状況が把握できない。光熱費の補填を判断する上で、全体の事業収支見込を資料として提出するべきではないか。
- A. 今後、さらなる価格高騰等によって、指定管理者との間で補填するような場面があれば、より詳しい資料を示すように努めたい。

【商工農水部・経過】

第1条 歳入歳出予算の補正

《歳出第6款農林水産業費 第1項農業費 第3目農業振興費》

別段の質疑、意見はなかった。

《歳出第7款商工費 第1項商工費 第2目商工業振興費》

萬古焼生産安定化支援事業補助金（萬古焼振興事業費）

- Q. 補正予算額1000万円は、どういう根拠で算出しているのか。
- A. 萬古陶磁器工業協同組合からは、試験用陶土は粒度の荒いもの・細かいもの、それぞれの含有するペタライトの量を低減したものを含め4パターンを想定していると聞いている。その試験用陶土を用いた試作品の製造に係る経費として、原料費だけで700万円程度見込んでおり、さらに焼成費を加えると1000万円近くの補助金額になると見込んでいる。
- Q. 新しい陶土を研究していく中で、今後の支援の予定はあるのか。
- A. 現状のペタライトの入荷の見通しが危ういため、まずは試作に集中することで令和6年3月までには事業を完了してもらおう。今後については、今回の取組の結果によって、さらに試作等を行う必要があれば、状況を見て判断したい。

(意見) 当市が誇る地場産業であるため、今後の動向を注視してほしい。

Q. 11月16日に、知事と市長が経済産業省に対して、ペタライト確保の支援を求めたが、その際、経済産業省から具体的な回答はあったのか。

A. 現在使用しているジンバブエ産のペタライトが安定的に確保できないか、県と本市が国へ要望しているところであり、国からは、他国からの供給も念頭に入れ対応していくと聞いている。

Q. 当該補助金の交付先である同組合から試験用陶土の配付を受け、新たな陶土の開発を行う各製造事業者が開発の成果や要した経費の報告を同組合に行うとのことだが、この報告を同組合で精査し取りまとめて、補助金の実績報告書として市に提出されるということか。当該補助金のスキームを改めて確認したい。

A. 直接の交付先は同組合であるが、同組合から試験用陶土が各製造事業者へ配付され、試作品の製造が行われる。各製造事業者の試作品製造に係る費用負担の軽減を行うため、製造に要する焼成費等も補助対象経費とする。このため、各製造事業者の試作品の製造に関する成果や経費については、同組合で取りまとめた上で、市に対して補助金の実績報告が行われる。

(意見) 手続きに不具合がないように、ガイドラインを作成して取り組んでほしい。

第2条 債務負担行為の補正 (関係部分)

別段の質疑、意見はなかった。

議案第45号 令和5年度競輪事業特別会計補正予算 (第1号)

別段の質疑、意見はなかった。

議案第47号

令和5年度四日市市食肉センター食肉市場特別会計補正予算 (第1号)

別段の質疑、意見はなかった。

議案第94号 令和5年度四日市市一般会計補正予算 (第7号)

第1条 歳入歳出予算の補正

《歳出第6款 農林水産業費 第2項 畜産業費 第2目 畜産振興費》

別段の質疑、意見はなかった。

《歳出第7款 商工費 第1項 商工費 第2目 商工業振興費》

中小企業関係資金保証料補給金 (中小企業振興資金)

Q. 四日市市中小企業振興資金制度について、三重県信用保証協会の保証料に対して0.8% (現行0.6% + 上乗せ分0.2%) の保証料補給を行う提案となっているが、津市で

は三重県信用保証協会の信用保証料のうち 10 万円を限度として保証料補給を行っているものがあり、その他の自治体でも同様の制度があるように見受けられるが、他市の事例と比較して本市の考え方を確認したい。

- A. 本市は、津市とは異なる制度を持っているため、保証料補給の考え方が異なるが、事業者の負担軽減が重要であると考えている。保証率を 0.6% から、今回 0.2% 上乗せして 0.8% に引き上げることで、事業者が負担する部分もあるが、支援を拡大する。
- Q. 国や県が実施している融資制度は、中小企業にとって、保証料や金利が負担となるため、それらへの支援は有益であると考えている。保証料を補填することは、担保や保証人が得られない事業者にとって望ましいことであり、このような支援が拡大することは、商売や開業を望んでいる人にとって有益ではないか。
- A. 提案の内容について確認し、新しい資金繰りの方法について調査したい。

議案第 52 号 令和 5 年度市立四日市病院事業会計第 1 回補正予算

【市立四日市病院・経過】

簡易陰圧装置の購入

- Q. 簡易陰圧装置とは、どのような装置か。
- A. 簡易陰圧装置は、室内の空気を浄化し院外に送り出す機器である。更新時期が来たため、補助金で購入したものである。
- Q. 陰圧室の仕組みは、室外からの空気が入ってくるようになっており、感染を外部に広げないということか。
- A. そのとおりである。

材料費等の増額

- Q. 材料費の増額の要因は、保険対象のほか保険対象外も含む薬品費の材料代が高くなっているためか。
- A. 当院は保険医療機関であり、基本的には、保険対象となる薬品の購入によるものである。

補正予算額の増減

- Q. 今回の補正予算では入院収益と外来収益が当初予算より増額し、費用も増額している。一方で、一部の項目では減額補正しているが、外部などから繰り入れたり、組み替えたりしているのか。
- A. 今回の補正予算では、薬品費及び診療材料費など材料費が高騰していることにより、収益的支出を増額しており、それに伴って、診療単価等も上昇していることから、収益的収入も増額している。一方で、資本的支出については、入札差金により病院施設整備費が減額となったのみである。
- Q. 予測される収益の増加によって、その分の支出の増加を見込んで予算計上しているということか。また、資本的支出については、入札差金により減額補正を計上してい

るということか。

- A. 収益的収支については、上半期で増加している材料費の増加傾向や、下半期に増えることが予想される患者数の増加を踏まえて、薬品費と診療材料費の増額補正をしており、それに見合った診療収益の増加を見込んで、診療収益を増額補正するものである。また、資本的支出については、そのとおりである。なお、この診療収益は診療報酬分のみとして計上している。

地下水利用事業費

Q. 市立四日市病院の水は、地下水だけでなく、上水も利用しているのか。

- A. 病院では自己水源から水をくみ上げて使用しており、水道使用量の約 80%を地下水でカバーし、残りの約 20%は上水を使用している。地下水設備に何か問題が生じた際には、上水ですべてを賄うことが出来るようになっている。

Q. 地下水を使うことの経営的なメリットは何か。

- A. コストが安い。また、災害時に上水が使えなくなった際に、病院機能を喪失させないために、代替手段として地下水が利用できる

Q. 地下水と上水の現状の利用割合には、どのようなメリットがあるのか。

- A. 地下水を主な水源として使用すると、コスト面では有利となるが、地下水の供給がいつ途切れるかは予測不可能であるため、上水と地下水の両方の水源を確保することが重要である。また、地下水は、一度設備を設置すると使用しなくてもコストはかかってしまうため、上下水道局と協議し現在の割合となっている。

(意見) 今後、地下水と上水の使用割合を検討課題としてほしい。

事務用機器等運用経費

Q. シリンジポンプの賃貸借契約は、毎年更新しているのか。

- A. 6年間の賃貸借契約であり、今回、契約満了で更新するものである。

就職準備資金貸付事業費

Q. 就職準備資金は、毎年、貸与者が 50 人いるのか。また、3年間就労することで返還免除となるが、その後も勤務を継続しているのか。

- A. ここ数年は、毎年 50 人程度の退職者がいるため、50 人程度補充を行っている。3年以内に退職する人もいるが少数であり、4年目以降も継続して勤務することを期待して制度を運用している。

【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分につきましては、いずれも別段の異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、議案第 44 号 令和 5 年度四日市市一般会計補正予算（第 6 号）第 2 条 債務負担行為の補正のうち、温水プール整備事業費について、複数の分科会に係る事項として全体会審査に送るべきであるとの意見があり、これを諮ったところ、全会一致により全体会審査に送るべきものと決した。

これもちまして、産業生活分科会の審査報告といたします。

産業生活常任委員会委員長報告(令和6年2月定例会月議会)

産業生活常任委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第128号 四日市市漁業管理条例の一部改正については、法律の名称変更に伴い、本条例の引用箇所を変更するものであります。委員からは、法改正に伴う本条例への影響を改めて確認するという質疑があり、理事者からは、本条例が引用する法律の名称を変更するのみの改正であるとの答弁がありました。

以上により、当委員会に付託されました本議案については、別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、付託されました議案以外の所管事務についてありますが、令和5年度人権施策推進懇話会及び令和5年度同和行政推進審議会について、調査を実施いたしましたことを申し添えます。

これをもちまして、産業生活常任委員会の審査報告といたします。

予算常任委員会産業生活分科会長報告(令和6年2月定例会議会)

産業生活分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第99号 令和6年度四日市市一般会計予算

【市民生活部・経過】

○第1条 歳入歳出予算

≪歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第1目一般管理費≫

性の多様性に対する理解促進事業について

- Q. L G B Tの理解促進に向けた冊子であるレインボーブックを2万部発行したが、1万部残っていると聞いた。現状はどうか。
- A. 講演会や映画上映会の際にも配布したり、公共施設に、改めて配架の依頼等をしているが、まだ1万部程度残っている状況である。
- Q. 努力してもまだ1万部残っているということだが、なぜか。残部は廃棄する予定か。
- A. L G B T理解増進法の施行以外は大きく変わっていないため、有効利用していく。一気に1万冊を配り終えることは非常に難しいと考えている。
- Q. 最初の1年で半分を配っており、令和4年度、令和5年度はほとんど配られてない。最初の1年はなぜ多く配れたのか。
- A. 最初に作成した際に、各施設に配架依頼したため、多く配ることができた。
- Q. 各施設に配架しただけで、本当に1万人の手元に渡ったかどうかは、不明というところか。
- A. そのとおりである。
- Q. 令和5年度の講演会の実績が33人であるが、令和6年度の目標人数はあるか。
- A. 令和6年度は、事業所の経営者、総務担当をはじめ、企業関係者を対象とした講演会を開催する予定であり、50人程度を目標としている。

鍵番報償費について

- Q. 今までに鍵番から不満の声はないのか。
- A. 一部の方から報償費や業務内容に対する不満の声はいただいている。令和5年度に連絡員の報償費を見直したように、鍵番の報償費を見直す。
- Q. 高齢化や人口減少で担い手の継続が不可能になる可能性を考慮すると、スマートロックによって遠隔で開閉できる仕組みを考える必要があるのではないか。
- A. 報償費の見直しをする際に、新しい仕組みについて検討したが、今のところ、良い解決策が見つかっていない。
- Q. 例えば、モデル地区を決めて、改修に伴って鍵の形態を変えていくことや、施錠に行く人の大変さを考慮して時代に合ったものに変えていくべきではないか。
- A. 鍵番は鍵の施錠だけでなく、施設の点検など様々な役割を担っており、施錠をリモートにした場合、こうした対応ができないのではという結論になったが、新しい方法

を考えることは必要であるため、スマートロックについて、引き続き導入を検討していきたい。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第4目文書広報費》

別段の質疑、意見はなかった。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第10目地区市民センター費》

地域活動費（館長権限予算分）について

Q. 各地区でアイデアが尽きたことで申請数が減っていると考えられ、コンサルタントに依頼する動きもある。取り組み方に対する指導は、地区市民センター館長が行っていると思われるが、どの地区も行き詰っているため、制度を見直してはどうか。

A. 来年度の事業を考える前に、今年度の活動方針や方向性を確認しているところであり、また、来年度10年目の節目を迎えることから、館長権限予算について、10年間の検証を行いたい。

（意見）コンサルタントを活用していくなどの見直しの時期に来ていると考える。

Q. 中部地区と楠地区の事業は100万円を超えているが、追加資料に載っていない理由はあるのか。

A. 一つの事業で100万円を超えているものを掲載しており、両地区は複数の事業での合計額は100万円を超えているが、個々の事業では100万円未満であるため、掲載していない。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第11目国際化推進費》

多文化共生推進事業について

Q. 当市には、73か国の外国人が住んでいるが、国籍での言語カバー率が79.5%で、人口でのカバー率は96.8%と高い数字が示されていることは、ほとんどの外国人が安心して生活できているということか。

A. 73か国の中には1人しかいない国もある。日本語の理解に関しては、以前よりも苦労している人は減っているが、行政用語などの難しい言葉や専門用語があるため、安心して生活できるよう通訳などのサポートは今後も継続したい。

Q. 今後、さらに外国人は増加する可能性があるが、将来に向けて、現状の対応方法で問題ないか。

A. 現時点では、現在の方法を継続していきたいと考えるが、数年後も同じやり方で良いか、状況を見ながら、柔軟に変えていけるよう、様々な方法を工夫していきたい。

Q. 多文化共生推進プランには、外国人集住都市会議において今後も提言を積極的に行うという文言があるが、これは現状に即さないため、この文言は変えるべきではないか。

A. 多文化共生推進プランの四つの柱のうちの一つに共生推進のための体制づくりがあり、その中に、外国人集住都市会議に関する記載がある。このプランは5年間のプランであり、来年度が3年目になる。後半2年で改定の作業に入っていくため、指摘の記載については、次期プランに向けて見直していく。

- Q. 外国人の中には、協調性がある国民性とコミュニティをあまりつくりたがらない国民性があることについて、どのように考えるか。
- A. 国籍に関わらず、可能な限りキーパーソンを見つけてアプローチしている。日本人を含め、引き続き多文化共生の必要性を啓発していきたい。
- Q. 外国人の増加により、将来的に学校で外国人の子供から日本人の子供へのいじめが起きる可能性もあるが、現状の課題と今後の課題について、どのように認識しているか。
- A. これまで一定のエリアに外国人が集住していたが、今後は、さらに多国籍化と居住の分散化が進む可能性があり、これに伴う課題が予想される。これまでのように特定のエリアだけでなく、市全体を見据えた施策が必要だと考える。
- Q. 笹川地区の現状はあまり変わらず、多国籍の人々が市内の広いエリアに広がるのが想定される。市民生活部がこれまで担ってきた重要な役割が、今後ますます大きくなるため、多国籍の人々に対応していく準備が急務ではないか。
- A. 現状を的確に把握し、今後どうしていくべきなのか考えて対応していきたい。
(意見) これからの世代は異なる文化との接点が増える中で、多文化共生を理解する教育を受ける必要があると考えるため、教育委員会とも連携し、部局横断的に考えてほしい。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第12目あさけプラザ費》

あさけプラザ整備事業について

- Q. あさけプラザの在り方検討は、どういったスケジュールか。
- A. 来年度に調査し、組織の立ち上げなども検討していきたい。
- Q. 三重郡3町との調整の場はあるのか。
- A. 本市と三重郡3町で構成されるあさけプラザ運営協議会で、協議していきたい。
- Q. 時代に合った利用方法や資本投資を検討するため、アンケート調査を通じた利用者の声を基にして、次世代に残すべきものを取捨選択し、資本投資の有効性を決めていくべきではないか。
- A. 利用者だけではなく、利用したことのない人を含めて、今後の施設の在り方に関する意見を収集していきたい。また、全国にある類似施設の調査も行いたい。
(意見) 利用者だけでなく周辺の住民や関係者からも意見を引き出し、学習、防災をはじめとする様々な機能や在り方に関するニーズを汲み取ることが重要である。
- Q. 議案を提出する際に設立当初の背景や建設の目的などを含めた具体的な情報を示すことが重要である。施設の方向性を決定する際は、近隣住民が抱える事情と実際の利用者数を考慮して、市が判断していく必要があると思う。判断材料となるアンケートを実施する場合、重要な部分をしっかり記載するべきで、実施する前は、委員会への報告を求める。
- A. 指摘されたことを十分踏まえて、実施していきたい。
- Q. あさけプラザ運営協議会要綱を見ると、22人以内で組織するとあるが、どういった構成になっているのか。
- A. 委員が22人で、1市3町の行政職員や、文化団体、高齢者団体等で構成している。

- Q. ホールの貸館使用料は、営利目的、入場料あり、なしの三つに区分しているが、どの区分の利用が一番多いか。
- A. 入場料なしでの利用が多い。ピアノの発表会や団体の講演会などが多く、行政のイベント利用も1割ぐらいある。
- Q. 今後、収入面に大きく影響してくると思うが、利用を周知していく予定はあるか。
- A. 1市3町に向けて、料金体系の詳細をもっと周知していきたい。
- Q. 一番使用料が高いホールの利用率が35%であるため、利用率を上げていく努力は非常に重要だと考える。立地場所は悪くないので、もっと周知してはどうか。
- A. ホールについては、ほぼ土日に利用が集中している状況である。施設が充実していることを知らない人がいる可能性もあるため、広く周知していきたい。
- Q. 全国で一番使われている施設として成功例で取り上げられたと聞いたが、公共施設であるため、地元利用を優先している面がある。土日の利用は、ほとんど取り合いで、若い人のバンドの発表会、平日の利用は、営利目的のスポーツ団体の利用もあり、多く使われている施設と考えてよいか。
- A. 現場では、よく利用されているように感じるが、改善が必要と感じる部分もあるため、改善策を探していきたい。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第13目計量消費経済費》

別段の質疑、意見はなかった。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第16目男女共同参画費》

ワーク・ライフ・バランス推進事業について

- Q. 女性従業員向けのキャリアアップ事業は、どのような内容で実施する予定か。
- A. 3回の講座開催を予定している。アンケート結果では、異業種が集まる機会であるため、参加者同士が対面でネットワークを構築したいとの意見があったことから、来年度は対面形式での実施を検討している。
- Q. 募集はどのような方法か。
- A. 広報よっかいちのほか、商工会議所や商工農水部などの協力を得ながら、幅広い業種からの参加を目指したい。
- Q. 講座は何人程度募集するのか。
- A. 定員は20人で、今年度は18人が受講した。令和5年度まではワーク・ライフ・バランス講師派遣事業として、企業へアプローチを行ってきたが、個人に対する支援の需要が高まっていることもあり、令和6年度から企業への講師派遣事業を取りやめた。
- Q. 女性デジタル人材育成事業は、何年目の事業か。また、就業実績はどうか。
- A. 令和5年度から開始した。今年2月中旬には企業とのマッチングイベントも実施し、パート社員として3人が就業した。また、企業から業務委託を受ける人が2人おり、うち1人は委託を2件受ける結果となった。
- Q. 正社員としての就業者はいないのか。
- A. いなかった。
- Q. この事業は、国庫支出金を投入してIT分野における女性の割合が19%にとどまっ

ている状況を改善し、ジェンダーギャップを解消することが目的であるが、企業が求めるスキルと参加者が持っているスキルがなかなか合致せず、正規雇用に至っていないケースもあると考える。様々なレベルの参加者がいて一律に対応することが難しいと考えるが、令和5年度の経験を踏まえて、今年度の取り組みについてどのように工夫していくのか。

A. 受講者の中には、正社員よりもパートタイムや在宅での仕事を希望する声が多くある。正社員としてのデジタルスキルを身に付けることは簡単ではないが、来年度の講座では今年度受講者のステップアップについても考えている。

Q. 受講者の中には正社員よりもパートや在宅勤務を希望する人が多く、企業が求めるデジタル人材のニーズとの相違がある。国が求めるデジタル人材を考慮して、個々の受講者の習熟度に合わせた工夫が必要で、毎年同じやり方ではジェンダーギャップの解消は難しいのではないか。

A. パートだけでなく正社員としての就業も目指し、受講者の習熟度に合わせた個別の指導や企業の声を取り入れ、より効果的なマッチングを図れるように、事業をブラッシュアップしていきたい。

(意見) 事業を継続する上で様々な課題に対応し、小さな声も受け止めて政策に反映していかなければならない。単に国庫支出金を使って事業を終えるのではなく、デジタル分野におけるジェンダーギャップを埋めるような事業にしてほしい。

(意見) 多様な働き方が重要であり、DXを通じたキャリアアップが女性の活躍につながると思う。現状はまだ不十分であるが、この事業を通じて、女性の活躍の場を増やしてほしい。

Q. 今回マッチングした人たちと企業との関わり方について、個人の事情で契約が短期で終了することを防ぐべきと考える。長期間にわたり継続できるような仕組みにするべきではないか。

A. 本事業は、定員15人に対して50人ほどの応募があり、キャリアを積んでいく意欲のある人を選んだ。企業とのマッチングイベントでは受講生がプレゼンテーションを行ったが、やる気のある人々ばかりであった。各自の雇用契約年数については、把握していないが、来年度の事業では注視していきたい。

(意見) 今回就業した2～3人の参加者に対して、今後の動向をしっかりと追跡し、課題が発生するのであれば、その原因を調査し、実り多い事業となるように配慮することが女性の地位向上に寄与すると思う。

男女共同参画推進事業について

Q. 男女共同参画推進庁内調整会議は、どのような議論が行われて、どのように機能しているか。

A. 庁内には男女共同参画推進リーダーのほか、各課に男女共同参画推進員がおり、毎年、各事業の実施状況に関する報告や評価が行われている。これらを経て、副市長を会長とし、各部長で構成された庁内調整会議で審議がなされ、その後、男女共同参画審議会に報告している。

Q. 庁内調整会議のメンバーが市幹部の充て職になっていることに疑問がある。次期プ

ラン策定に際しては、庁内調整会議と審議会が効果的に機能し、時代に即した計画を立てることが必要である。委員会での意見を踏まえ、必要な方に支援が届くような実りのある計画としてほしい。

- A. 庁内調整会議では、担当者や担当課長などが提案した内容が、部長によってさらに審議されており、活発な意見交換が行われている。次期プランにおいても、時代に即したプランの策定に努めていきたい。
- Q. 庁内調整会議のメンバーの中には男女共同参画の視点を持たない人もいるのではないか。課題が生じた際には、専任者数人で問題をチェックしたほうがより機能的になると考えられるため、設置要綱の見直しをしてはどうか。
- A. 庁内調整会議は機能していると認識しているが、今回の意見を踏まえ、必要に応じて逐次見直しながらやっていきたい。

男女共同参画センター事業について

- Q. 婦人相談員の資質向上及びメンタルケアへの対策はどうか。
- A. 外部研修、内部研修への参加のほか、情報交換、情報共有会議、カウンセラーや弁護士による相談支援を実施している。
- Q. 婦人相談員は4人体制か。
- A. そのとおりである。
- Q. 婦人相談員という呼称は、時代にそぐわないのではないか。
- A. 売春防止法に基づき婦人相談員という名称となっているが、令和6年4月1日から、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に合わせて女性相談支援員に変更する予定である。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第17目コミュニティ活動費》

自治会法人化促進事業について

- Q. 現在、約30%が法人化をされているが、今後はどのような計画で、令和6年度はどれくらいを目標にしているか。
- A. 法人登記に至るまでには一定の時間を要し、初年度となる令和6年度から法人化に至ることは少ないと思われるため、まずは周知徹底していきたい。四日市市自治会連合会などに協力してもらいながら、地域に周知していきたい。
- Q. まずは多くの人に知ってもらうことは重要であるが、周知活動に使える予算が9万9千円しかない。この予算で十分な周知ができるのか。
- A. チラシ等の作成費用のみを計上している。地区市民センターを通じて職員が、このチラシを活用し、周知・啓発したいと考える。
- Q. 多く残数が残ったレインボーブックのようにならないために、将来的なことを見越してチラシ等を作成してもらいたい。
- A. できるだけ分かりやすいチラシを作成し、周知するためのツールと活用していきたい。
- Q. 今後の目標として、いつまでに全自治会が法人化していくかの目標を立てているのか。また、法人化をする予定はないと決めている自治会があったら、無理強いしない

考えか。

A. 法人化については、義務的なものではないため、自治会が判断することだと考える。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第18目市民活動費》

犯罪被害者等支援事業について

Q. 令和6年度に条例制定から5年目を迎え、検証の時期に差し掛かり、被害者が必要とする施策をより具体的に把握し、新たな取り組みを検討する必要があると考える。

現行の条例は他市に比べて充実しているが、まだ足りない部分があるため、当事者や関係者の声を取り入れながら、次の施策の反映につなげていくことが重要ではないか。

A. 県やみえ犯罪被害者総合支援センターなどの関係機関と連携して、先進事例を参考にしながら、制度を検証していきたい。

Q. 犯罪被害者等支援の対象から自動車運転過失致死傷等の過失による犯罪が除外されているが、過失による被害に遭った被害者等にも他の支援はあるのか。

A. 自動車運転過失致死傷等の過失による犯罪に対する支援措置について、現在、本市においては他に支援がない状況である。それらの過失に対する法改正など国の動向を注視しつつ、市として今後どういった支援が必要かを検討したい。

(意見) 自賠責保険等の対象とならない交通事故にあった被害者を最終的に救済する制度としては、国の政府保障事業がある。

Q. 法律が過失に対する支援を外しているが、名古屋市のコロナ対策のように、市でもメニューを作成して独自に支援すべきと考える。また、国に対しても法改正を含めた働きかけが必要ではないか。

A. 先進事例を参考にして、市で対応できる施策を考えていきたい。

Q. 市と県がそれぞれ給付金を支出する条例をつくっている場合、被害者は、両方から給付金をもらえるのか。

A. 両方からの給付を受けることが可能である。

地域防犯支援事業について

Q. 防犯カメラの数を際限なく増やしていくのではなく、無駄なコストをかけないように、適切な目標を決めるべきではないか。

A. 防犯カメラの補助目標数は設定していない。自治会や地域の要望に応じて必要な場所に補助をしているが、自己負担もあるので、必要性に応じた数に定まってくると考えている。

Q. 防犯カメラを設置することにはコストもかかるため、基準を明確にして、目標数を決める必要があると考える。中には必要ないと感じる人もいるため、バランスを取りながら必要な場所に設置していくべきではないか。

A. 自治会から申請があった際は、周辺状況を考慮して必要性などを確認している。目標数については、今後、検討していく。

(意見) 申請が出てきたものを際限なく補助するのではなく、行政が主体的に進めていく必要がある。現在の設置台数がどういう効果を発揮しているのかを検証することや、他の事例を調べる必要があると考える。

- Q. 警察から設置団体への防犯カメラ映像の開示請求は、どれぐらいあったのか。
- A. 令和4年度は、16団体が警察に映像提供をしている。
- Q. 防犯カメラを設置すれば、犯罪の抑止効果はあると考えるが、市内の自治会がどれぐらいあって、そのうち設置している自治会は、どれぐらいあるのか。
- A. 市内の自治会は729団体あり、防犯カメラの設置は、およそ140団体で575台である。
- Q. 設置において、地元住民との合意が難しい面もあると思うが、まだまだ設置ができていない団体が多いと考える。通学路とかごみ集積場は多分持ち去りとかがあるので優遇して補助率を上げているが、これらに限定するのではなくて、それ以外の犯罪等の監視が必要な場所など準ずる箇所であれば、補助率を上げるなど柔軟に対応していく必要があると考えるがどうか。
- A. 通学路、ごみ集積場以外での設置に係る補助率等については、今後、補助事業の見直しを行っていく中で、研究していきたい。
- Q. 市民が自主的に申請するという考えは理解できるが、行政が主体的に、設置箇所を選定していくことも必要だと考える。市が設置した事例はあるのか。
- A. 平成27年度から、駅周辺への設置を進めており、現在、市内全25駅周辺に合計26台設置している。警察からの依頼があれば映像提供に応じている。
- Q. 設置しているのは駅だけで、他にはないのか。水道局の管理する水源地周辺や、環境部の管理するゴミの不法投棄箇所などは、把握しているのか。
- A. 施設管理上必要な監視カメラについては、条例による届け出の対象外にしているため、全ての公共の施設のカメラを把握しているわけではない。
- Q. 可能な範囲で良いので、設置されている防犯カメラを地図に落とし込んだ資料を希望する。場所や台数というよりは、どの辺りに多くあって、どの辺りに少ないのかが分かるようにしてほしい。
- A. 防犯上どこまで詳細な地図が作成できるかなどを検討したうえで作成していく。

なやプラザ事業について

- Q. 令和6年度、なやプラザの市民協働まつりは開催予定か。
- A. 開催予定である。
- Q. 令和6年度から、なやプラザは市直営になるため、NPOなどの市民活動団体が協力できることがあれば、呼びかけてもらいたい。
- A. 直営での管理にあたり、NPO各団体と協力し合って、事業運営していきたい。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第20目生涯学習振興費》

なやプラザ事業について

第18目市民活動費に記載。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第23目諸費》

別段の質疑、意見はなかった。

《歳出第2款総務費 第3項戸籍住民基本台帳費》

マイナンバーカード取得促進事業について

- Q. 事業によって補助金の割合が変わるが、割合は規定で決められているのか。また、国からの支援を引き出すための工夫はしているのか。
- A. 補助率は事業によって異なり、市民課が実施している国庫補助事業は、法定受託事務がほぼ100%であり、マイナンバー関連の補助率もほぼ100%である。マイナンバーに関連する備品購入は、補助の対象外であるが、機器の導入については、補助対象となることからリースやレンタルの活用に努めている。
- Q. マイナンバーカードの申請は、普及も進み、駆け込みの申請は落ち着いていると考えるが、今後、窓口の混乱は予測していないか。
- A. マイナポイント申請終了間際には、受付窓口を広く設けたため、混乱はなかった。来客数増加に備えて早めに対策を打ち、混乱を防ぐための対応を行いたい。
- Q. マイナンバーカードの出張申請受付について、既定の条件以外に申請が困難な状況にある人が対象になる可能性があるか。例えば、長期入院中の人などが対象に含まれていない場合、どのような対応が考えられるか。
- A. 最初は、予期せぬ混乱を避けるため、対象者を限定して始めるが、相談のニーズを把握し、段階的に対象を広げていきたい。また、施設でまとめて申請を受ける方法もあることから、広く周知していきたい。

本人通知制度について

- Q. 本人通知制度を知らない市民が多くいる中、8土業の職権で個人情報を取得する可能性があることを知らないのではないか。個人情報の取得があった場合、自動的に本人に通知できるようにするべきと考える。市は制度を知らない人に対して説明する必要がある、自動的に本人に通知するような制度に変えることで課題を解決できるのではないか。制度改正には何か問題があるか。
- A. 本市の本人通知制度は、事前登録を行った人に対して第三者請求がある場合に通知する仕組みである。スマートフォン等を通じて本人通知制度への登録が可能な自治体の先進事例が九州にあるため、本市もこれを研究中であり、市独自の方法を検討している。スマートフォン等からの登録を可能にする形で本人通知制度を導入することを研究しており、令和5年度は本人通知制度のポスター作成や周知活動を実施している。
- Q. 8土業からの取得件数は、多くはないと考える。現状のように、市民が登録手続きを行うのではなく、申請なしで本人通知制度を利用できるようにすれば、登録手続きが不要になる。また、8土業に既得権益を与えるのではなく、市が権限を持って監視すべきではないか。
- A. 京都府に先進自治体があるため、参考にしていきたい。

《歳出第10款教育費 第5項社会教育費 第1目社会教育総務費》

《歳出第10款教育費 第5項社会教育費 第3目公民館費》

別段の質疑、意見はなかった。

【シティプロモーション部・経過】

○第1条 歳入歳出予算

≪歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第19目文化振興費≫

こども芸術体験事業について

Q. 全ての小中学校における芸術鑑賞教室には、文化課の事業が含まれているのか、どのような関係か。また、新たな演劇鑑賞事業の頻度について知りたい。

A. 教育委員会では全ての小中学校で年1回以上芸術鑑賞教室等の機会を提供し、各学校で体験・鑑賞機会の充実を図っている。文化課の事業を選ぶ学校もあれば他の催しを選ぶ学校もあり、文化課の行う事業全てが教育委員会の事業ではない。また、今年度から始めた演劇表現による学校訪問事業は、3校を訪問し、異なる学年で計6回の公演を行った。

Q. 芸術や文化に触れる機会の少ない放課後等デイサービスの利用者等障害のある子供にも配慮した文化芸術体験の機会を創出することは文化振興として重要と考えるがどうか。

A. 子供を含めた障害のある人が、芸術や文化に触れる機会が不足していると認識しており、文化会館事業などで指定管理者と協力しながら、機会の創出に努めてまいりたい。なお、乳幼児やその家族向けには、初めてのコンサート「おんがくことはじめ」を継続して開催しているが、様々な会場を活用するなどあらゆる方に気軽に参加できる機会を提供してまいりたいと考えている。

(意見) 子供が芸術や文化に触れる機会のさらなる創出を強く要望する。学校からホールに来てもらうなど、文化まちづくり財団と協力して、観劇や音楽コンサートなどの本物の文化に触れる機会を提供することが重要である。専門の人材が少ないところではあるが、文化行政の推進に努めてほしい。

Q. 郷土芸能を小学校で披露する機会はあるか。

A. 市の事業として小中学校で伝統芸能を披露するような取組は行っていないが、学校や地元の団体が地域学習の一環として行っている例はある。市の主催する事業としては、「郷土が誇る芸能大会」を開催し、獅子舞や鯨船などの伝統的な文化行事の団体に参加してもらい、演技を舞台上で発表してもらっているため、小中学生にも来場してもらえるようPRに努めたい。

(意見) 当市の誇る素晴らしい郷土の文化を小学校で伝え広め、郷土の文化を知って担い手を増やすことが重要であり、まずは地元の文化や伝統がどんなものがあるか、根本を知ることが大切だと考える。

四日市市文化会館の管理運営について

Q. 改修を行う期間は、施設全てを利用できないのか。

A. 全館利用を止める予定である。

Q. 休館中は、三浜文化会館やあさけプラザを使ってもらうことが想定されるが、他の施設の利用促進に向けた取組はあるか。

A. 市内の施設のみならず、近隣市町のホールも併せて市民のニーズに合わせた丁寧な

案内に、指定管理者とともに努めていきたい。

Q. 給排水管などの改修事業によりアセットマネジメントはほぼ完了するのか。また、将来的に新たな改修予定はあるのか。

A. アセットマネジメントは今後も続いていくが、今回のような大規模改修の計画はこれで一旦終了と考えており、今後は小規模な修繕や設備の更新をしていく予定である。

Q. リニューアル後、快適に利用できる施設として文化会館の利用促進が必要であると考えている。また、非常用発電機の更新について、大規模な災害が発生した際には文化会館が避難所として利用される可能性があるため、防災機能を高める工夫はあるのか。

A. 設置場所については、災害時のリスクを踏まえて高さのある場所を検討している。(意見)津波や洪水などの災害時にも機能するように考慮し、非常用発電機の設置場所には上階や屋上などを検討してほしい。

三浜文化会館の管理運営について

Q. 利用状況について、コロナ禍の影響はあるか。

A. 三浜文化会館の利用状況について、コロナ禍の影響で令和2年度と3年度に大きな落ち込みがあり、令和4年度は回復しているものの、コロナ禍以前の令和元年度の利用者数には達していない。ただし、利用率においては、令和4年度の無料施設を含めた利用率が37.9%で、令和元年度の34.8%よりも上昇しており、今後も上昇すると期待されるので、練習活動の場としての利用をさらにPRしていきたい。

Q. 利用率の上昇は、演劇ワークショップの効果か。

A. 指定管理者による演劇ワークショップなど自主的な催しを通じて、人材育成に資する事業に取り組んでおり、練習の場としての利用が増えている。今後の利用拡大に向けては、ティーンズミュージックフェスやジャズフェスティバルなど、若い世代向けの音楽イベントを通じて音楽活動がしやすい環境を整える取組が必要であると考えている。

Q. 会議室のGとHの利用率が低いのは、何か理由があるのか

A. 会議室のGとH、展示室A、Bの利用率が低い理由は、3階にあるからだと考える。

Q. 時間帯による利用率の詳しい分析はできるのか。

A. 利用申請書によって午前、午後、夜間の三つの区分に分けた利用状況の分析が可能である。

アートディレクターについて

Q. アートディレクター就任による具体的な成果はあるか。

A. アートディレクター就任から1年2か月ほど経過した。アートディレクターに期待する業務は、文化事業の活性化と次世代の文化の担い手育成である。特に、若い世代を引っ張っていくために、演劇ワークショップなどの活動に注力し、人材の育成に寄与する事業に取り組んでいる。予定している文化会館の休館中に、三浜文化会館での活動やアウトリーチに手腕を発揮することを期待している。

Q. 任期は何年か。

A. 任期付きの市職員であり、雇用期間は3年であるが、2年延長できる。

Q. どのような権限があるのか。

- A. 館長の下に課長級副参事としてアートディレクターが位置しており、事業全般を統括する立場にある。そのため、事業展開については、館長に次ぐ権限を持っている。
- Q. どういう基準により、雇用を2年延長するかを判断するのか。また、人材育成の効果はどのように測定するのか。
- A. アートディレクターについては、人材育成だけではなく、事業全体が効率的に行われたとか、新たな取組が実施されたなどに焦点を当て評価したい。人材育成については、長期的に考えており、さまざまな文化事業の参加者がその経験を通じて自身も活動に参加したいという意欲を持つようになり、文化施設の活動団体に登録され、文化施設の利用率の向上が見られるような循環的な人材育成の効果を期待している。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第21目体育振興費》

四日市サイクル・スポーツ・フェスティバル事業について

- Q. 令和4年度のイベントにおいて、新聞社の取材がなかったことについてどう考えるか。また、イベントが後援を受けているのか。市民の参加が少ない状況であり、市民参加の促進を考えた広報活動についての考えはあるか。
- A. 令和4年度を踏まえ、令和5年度は選手の募集開始の際と、大会の直前に大会プログラムを記者発表した結果、1社が取材に来た。後援については、引き続き努力していきたい。令和5年度は、新たにイオンモール四日市北のデジタルサイネージを活用し、市民への大会周知に努めた。

スポーツ活動振興事業全般について

- Q. スポーツ合宿における旅館等への宿泊数の合計延べ20泊以上というのは、どういう意味か。中体連、高体連等の主催する大会はなぜ対象にならないのか。
- A. 団体20人が一泊したら、20泊としてカウントし補助対象となる。中体連、高体連等の主催する大会は、教育活動の一環となるため、補助対象から外している。
- Q. 四日市市スポーツ大会等開催事業費補助金について、どのような全国大会が対象となるのか。
- A. 日本スポーツ協会に加盟する中央団体等が主催する大会の他、24都道府県以上の選手の参加が見込まれる大会は対象となるが、県大会や東海大会は、補助対象外である。
- Q. 加えて、市長が特に必要と認める大会とは何があるのか。
- A. 規定に該当しない場合で、シティプロモーションに資するような全国から集まるスポーツ大会があった場合に、要綱に従って検討するものである。
- Q. 障害者の大会も対象か。
- A. 主催者が日本スポーツ協会に加盟する団体であり、その団体が開催する全国大会であれば対象となる。
- Q. 積極的にスポーツ合宿に来てもらうような補助金としての運用になっているのか。
- A. 総合体育館やテニスセンターは市民にも広く利用されており、特に土日は、大規模大会や市民大会で多くの利用があることから、スポーツ合宿への補助金を活用できるよう模索していきたい。

Q. スポーツ施設の利用や合宿の誘致について、シティプロモーションの一環として本市に強いチームを呼び込む必要があると考える。スポーツイベントの企画や補助によって、地元のアスリートと全国のハイレベルな選手が競い合う機会を増やしてはどうか。

A. 競技団体等とも連携しながら、検討していきたい。

Q. 国体が三重県で開催予定と聞かすが、水泳種目を開催する可能性はあるのか。次の国体での種目や競技場の決定は誰が行い、どのようなスケジュールか。

A. 2035年に開催される見込みであり、具体的な詳細はまだ確定されていないため、現時点での回答は難しい。

Q. 前回はどうやって決めたのか。

A. 競技の選定方法は、常任委員会などでも議論いただき、決めた。前回同様に進めていきたい。

コンベンション機能推進事業について

Q. 過去5年間の補助金交付実績では、平成30年度の15件に比べて令和4年度は6件と少ないが、今後の見通しについてどのように考えるか。また、どのような施設にどのようなコンベンションを呼び込む予定か。

A. オンライン形式の大会が増えているため、今後は実際に人の集まるスポーツ関連のコンベンションが増加する可能性があると考え。また、コンベンションに活用される主な場所として、四日市都ホテルや文化会館、中央緑地運動施設、四日市ドーム、テニスセンターなどが想定される。

Q. 松山市では広報大使をPRに活用しているが、本市も同様の方法でイベントと結びつけてコンベンションを呼び込んでいるのか。

A. 本市ではパンフレットを制作してホテルなどに配布するなどの取組は行っているが、具体的なPR活動が不足している。今後は積極的なPRに努めていきたい。

(意見) コンベンションを積極的に取り入れることでシティプロモーションも促進されると考えるため、積極的な取組を通じて、コンベンションの誘致や地域のプロモーションに貢献することを期待する。

Q. スポーツ関連だけでなく、学術系コンベンションも誘致する施策や企画が必要である。現行の宿泊100名以上の要件については、対面式だけでなく、会場とオンライン参加の組み合わせであるハイブリッド形式への対応も検討すべきである。また、オンライン環境の普及により、小規模な会場でも誘致できる可能性があるため、柔軟な対応が求められると思うがどうか。

A. 本市は、夜の食事ができる環境が充実しており、コンベンションの誘致において強みと考える。また、三重県からは本市をコンベンションの核にしたいとの期待が寄せられており、ハイブリッド形式による大会誘致も検討していきたい。

(意見) コンベンションの経済効果やメリットを最大限に引き出す必要がある。医療関連のシンポジウムなどでは、アフターファイブに親睦会が行われ、その経済効果が宿泊だけでなく、本市の魅力あるものを消費してもらうことにもつながると考える。本市が優位性を持てるような検討を行い、他市に負けないよう取り組むことに期待する。

Q. 既存のスポーツ施設を活用する考えはあるか。また、国際会議などを持ってくる必要はないと考えるか。

A. 大規模な国際大会は主に都市部や首都圏で行われ、本市のような地方都市が担うコンベンションは、主にメジャー大会以外のイベントになると認識している。宿泊施設の稼働率について、平日は非常に高い水準であり、土日もスポーツ大会の開催によって宿泊が増えている。本市の強みを見据え、特にスポーツコンベンションに焦点を当て、地域の魅力を最大限に引き出す取組を今後進めていきたい。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第22目体育施設費》

四日市ドーム整備事業について

Q. 鉄骨の腐食は致命的な問題であるが、最も深刻な箇所の上位3つは何か。

A. 鉄骨の腐食や減肉、屋根のシールの劣化、膜屋根のテンション低下である。

Q. 今後、10年にわたる具体的な計画や展望が知りたい。

A. 改修によって、単に綺麗になったのではなく、新たな形での活用や収益化を目指している。当初と同等の機能に改修するのではなく、必要な機能の取捨選択を検討し、スポーツ競技から展示会、見本市まで様々なイベントに利用できるような多目的なスペースとして活用していきたい。

(意見) 集客の目標数値や必要となってくる具体的な費用を掲げ、アーティストの早期確保や市場のニーズに応じた戦略的なアプローチを取ることが必要である。早めのプロモーションや広告代理店との連携を推進することも重要である。

(意見) 不要な改修費用を削減するべきで、各機能の必要性や維持費について十分な検討を行った上で、議会に共有し、最終的な判断をしてほしい。

Q. 指定管理者の期間について確認したい。

A. 指定管理の期間が5年間で、令和6年度が最終年度となる。令和6年度は引き続き指定管理者による管理が行われるが、令和7年度以降は市の直営を予定している。

Q. 指定管理者には令和7年度以降、市が直営することを伝えてあるのか。

A. 伝えている。

Q. 指定管理から直営になったとしても、市職員ができない部分は委託せざるを得ないのか。

A. 指定管理者が実施している事業や専門的な業務は、委託していく。

Q. 令和7年度以降の方向性と進捗状況について、早期に共有を図るべきではないか。

A. 年内に結論を出せるよう努めるとともに、中間報告を行うなど、その都度、議会にも進捗状況を報告していきたい。

Q. グランドゴルフ大会が開催できなくなるため、代替施設はあるか。

A. 施設の利用状況を踏まえ、利用可能な施設を案内していきたい。

Q. 改修費用62億円は高額であるため、具体的な改修内容や再構築に関する計画や工夫について知りたい。

A. 発注方式や官民連携による効率的な施工方法を模索している。設計施工業者によるDB方式やPFI方式などを検討しているが、PFI方式では受注者を探す難しさがあるため、実現が難しいかもしれない。基本計画段階では、具体的な改修箇所や工法

は確定しておらず、検討を進めながら来年度以降の方針を決定したい。62億円をいかにして削っていくかが課題であるが、空調設備の更新など、項目ごとに検討していきたい。

温水プール整備事業について

Q. 建設費用が高すぎるのに、具体的な機能の不足や無駄が見られる。可動床を導入しなかったこと、ZEB化によるコスト増加、大会関係者の控え室がないこと、50mの競技場を同格市は持っているのに建設しないことを中心とした施設全般の整備計画について説明を求める。

A. 温水プールの整備を進めるにあたり、建物の耐用年数や諸設備の老朽化などを総合的に勘案し、全面改築に至り、水泳協会から要望を聞きながら進めてきた。温水プールは年間約3万人の利用者があり、市民の自由遊泳や水泳教室、年数回ではあるが水泳競技大会が行われるなど競技力向上の場としての役割を持つ。子どもや家族など、年間を通じて市民が水と親しみ、気軽に利用できる温水プールを維持し、更新が必要と判断したものである。競技用の50mプールについては、土地取得や建設費用、維持管理費用などの問題があること、三重県全体の問題として考える必要もあるため、今後別の協議が必要である。可動床の問題について、他市の事例を参考にしたが、故障が多く、年1回の定期点検による水抜きによるコストの増大が見込まれたため、断念した。ZEB化については省エネ対策になり、太陽光発電の導入により約33%の電力を賄える計画である。全体の建設費用については、他市の事例や建築物価の上昇を考慮し、予算を妥当と判断している。なお、当該エリアは工業地域であるため集客施設の設置はできない。

Q. 大会運営において、集客施設の制約があるため、競技場としての利用が難しい。省エネ対策に関しては、地中熱や温泉、地下水を活用することで維持費をゼロに近づける可能性があり、急いで決める必要はない。一般市民が気軽に泳げる場所の必要性を強調し、民間施設の活用も考慮すべきと提案する。50mプールの建設要望がありながら総合計画に入っていないことに対する疑問があり、中央緑地公園の廃止したプールが忘れ去られているのではないか。

A. 国体の施設整備に伴い、スポーツ施設整備計画を策定している。この計画では、新たに建設する施設の位置づけのほか、既存施設の役割と整備の方向性を定め、推進計画に基づいて整備している。

(意見) 国体が再び開催される見込みになったが、県内は水泳競技の競技場が不足しているため、国体開催に向けた施設の整備についてサポートしてほしい。

(意見) 今回の施設整備では、競技用の施設と温水プールは異なるニーズだと考える。競技用の施設は県が中心になって整備すべきであり、一方で、温水プールは既に債務負担行為が認められており、一般市民の利用が多いことを考慮して、整備事業の予算として検討しているものかと考える。

(意見) 建設計画に関して、四日市水泳協会と市の対話を促したい。四日市水泳協会への報告なしに、三重県水泳連盟に施設の公認申請をしたことが不信感を生む要因になっているのではないか。水泳協会の意見や懸念を理解し、建設予算の高騰や水泳関係

者の考えに配慮しつつ、建設計画を再検討するべきではないか。また、今後の学校での体育の授業を考える上で、教育委員会は水泳協会の協力が必要であり、双方の立場を尊重しつつ協力関係を築いていくべきと考える。今後も、引き続き四日市水泳協会との丁寧な協議を求める。

Q. 三重県水泳連盟とのやり取りの経緯について、詳細を知りたい。

A. 今年度の実施設計において、設計図面が日本水泳連盟の公認基準を満たしているかの事前審査が必要であり、この手続きは三重県水泳連盟を通じて日本水泳連盟に行くものである。決して、四日市水泳協会を飛び越したのではなく、今年度の事業の確認を行うための手続きを実施したものである。

(意見) 誤解が生まれた主な理由は、通常であれば、まず四日市水泳協会に相談し、その後三重県水泳連盟への申請に進むべきだったが、これが逆になってしまったことが挙げられる。このような段取りでは、不信感を招く可能性があるため、十分な反省が必要である。

Q. 多目的室は、どれくらい広さか。大会は開催できるのか

A. 大きさが8m掛ける5mで、40㎡程である。

Q. 多目的室に大会本部を設置し、審判員や多くの選手を入れることはできるのか。

A. 現在、市民レベルの公認大会が開催できる基準を満たすことを計画している。大会の運営方法については、今後も協会関係者と協力して具体的な計画を進める必要がある。

(意見) 現状では、スイムミートや春季大会、水球の市民大会が開催されており、参加者が待機する際にはスイミングクラブのバスを利用しているが、一般的でない。特に、スイミングクラブの待機場所が不十分であり、観覧席についても不足しており、観客の収容人数に関する具体的な計画が必要である。

Q. 公式な記録を取るには、公認の会場である必要があるが、公認取得の有無で認識の違いが生じる可能性がある。どのような認定を取る予定なのか。

A. 現在、実施設計の段階で、日本水泳連盟の公認基準を満たしているかどうかの事前審査中である。

Q. 四日市水泳協会と協議を行い、十分な説明と合意を得た上で申請手続きを進めるべきではないか。

A. 公認プールの整備に関して、日本水泳連盟の基準や手続きに基づき、四日市水泳協会と施設の整備についての協議を行い、設備や備品についても検討してきた。

(意見) 丁寧に話し合いが進められていれば、今の問題は発生しなかったと考える。水泳協会との意見の相違が陳情などで表面化しており、これが整備に関する混乱を引き起こしている。公認についての理解の違いが問題で、四日市水泳協会との話し合いが必要である。

Q. 四日市水泳協会は一定の理解を示しているものの、まだ納得しておらず、お互いが納得できる解決策を見つける必要があるのではないか。

A. 引き続き四日市水泳協会に丁寧な説明を心掛け、膝を突き合わせる形で進めていきたい。

Q. 大会開催中にプールサイドに服を着た人が入っている状態であるが、これは保健所

の許可を得ているのか。さらに、審判員以外の関係者が服を着て入ることは、公認大会としては不適切である。

A. 大会運営を工夫するなかで、服を着ている人がプールサイドに入ることがないように努めていきたい。

Q. 将来的に 50m の競技用プールができれば、温水プールの利用が減少する可能性があるため、無駄な予算にならないか。

A. 50m の競技用プールの四日市市への建設、設置については、今回の温水プールとは異なる問題であると認識しているため、別に協議していきたい。また、11年後の国体に向け、県営鈴鹿水泳場もあることから、一自治体で考えるのではなく、50m の競技用プールのような大規模施設は、県レベルの視点で考えていく必要がある。

(意見) 四日市水泳協会から陳情が出た背景には、温水プールの建設を進め、今後 50m の競技用プールが建設される場合、二重投資になる可能性を懸念していることを理解すべきである。

Q. 本市と同規模の都市であれば、50m の競技用プールがあるのか。

A. 50m の競技用プールは都道府県や政令市が設置していることが多い。一部の同規模自治体も設置しているが、施設の規模は様々で、25m プールの併設や飛び込み台、アーティスティックスイミングの施設が整備されていることもある。

Q. 水泳施設は他のスポーツと比較して、無視されている。他のスポーツの登録者数はどのような状況か。

A. 四日市市スポーツ協会に加盟する団体は、軟式野球の登録者数は 1620 人であり、弓道に関しては 360 人である。

(意見) 水泳競技者の数が多いにもかかわらず、十分な施設が建設されていない状況に不満を感じる。水球やアーティスティックスイミングなどでの実績のある選手が多く、競技レベルが高い。施設の充実により水泳のさらなる強化につながることから、他の競技施設との格差を埋める必要がある。

(意見) 市は、水泳協会との協議や施設の改修を進めるにおいて、競技施設の機能回復を図る視点や競技スポーツ人口を考慮することが必要である。

《歳出第 7 款商工費 第 1 項商工費 第 3 目観光費》

シティプロモーション事業について

Q. 昨今の夏の猛暑を鑑みると、大四日市まつりの開催時期については、新たな視点で見直す必要がある。シティプロモーションの効果を高めるためにも様々なアイデアを導入して検討すべきではないか。

A. 大四日市まつりはこれまで市政施行に合わせて 8 月に開催されており、おどりフェスタなどのイベントでは、十分な熱中症対策を講じている。大四日市まつりの開催時期については、実行委員会の企画検討委員会で議論する。

(意見) 開催時期の見直しは難しいと思うが、他の地域でも変更が試みられていることがあるため、一度検討してみるべきだと考える。

観光大使について

Q. 観光大使の契約期限や解約に関する取り決めはあるのか。

A. 観光大使は任命という形で契約書を交わすのではなく、3年経過時に更新の手続きを行い、更新であれば再び3年間観光大使を務めてもらっている。

Q. 観光大使は何人いるのか。

A. 観光大使は25組26名いる。

Q. 観光大使は、どんな効果があるのか。

A. SNSでの情報発信、講演や講師活動、イベントやコンサートの開催など、様々な活動を通じて本市のPRに取り組んで頂いているが、その効果は具体的には把握できていない。

(意見) 観光大使を任命するだけで終わりではなく、成果を上げるためのシティプロモーションを考え、サポートする必要がある。任命した後も関わりを持ち続けることで観光大使の活動に意味を持たせ、辞退を避けるための工夫が必要である。

四日市花火大会事業費補助金について

Q. これまで霞ヶ浦地区で開催してきた花火大会について、市民の意見を聞かずに中止すると判断されたが、どういう理由で中止となったのか。

A. 花火大会が中止になった理由は、船舶の大型化やコンテナ利用が進むなど、物流の中心が霞ヶ浦地区にシフトしてきたことに伴い、花火の打ち上げ場所を確保することが難しくなったためである。

Q. 昨年2月に受けた説明によれば、安全確保の視点から千歳（四日市地区）での花火大会も難しいとしたにもかかわらず、今回の議案を提出していることに疑問を呈する。問題解決せずに今回の議案となっているが、前回の説明は何だったのか。

A. 前回の説明では、花火の打上げは防波堤ではなく、台船から打ち上げる計画としており、航路や波風の影響が問題となっていた。また、4万人分の観覧スペースを確保することが難しいことから、今までと同規模の花火大会は困難であることを説明した。

Q. 前回の説明では、選定のポイントである観客席、公共交通機関、駐車場、保安距離の要件を満たすかどうかであり、その基準は富双緑地が唯一全てを満たしていた。物流の問題や台船の話は取ってつけたものであり、開催するならば、元の場所が適当であると考え。企業の理解が必要ならば、365日分の1日だけの融通を利かして課題解決すべきである。詰めが甘い部分があるため、1年延期してでも、課題を解決してから開催すべきではないか。

A. 港湾事業者からは、霞ヶ浦地区を物流の拠点としていく動きがあることや、花火大会を現在の場所ではなく別の場所で行うよう要望をもらっている。これに基づいて、新しい場所を検討した経緯がある。

Q. 千歳（四日市地区）での花火大会の実施に当たっては、観覧者と花火業者の安全が確保できないとされており、それが解決されていないまま、花火大会を行う動きになっていることに疑問を感じる。

A. 千歳（四日市地区）で花火大会を行う場合、以前と同様に観覧エリアの近くの場所から台船で打ち上げるのではなく、1キロ以上離れた防波堤で打ち上げる計画であるため、安全を確保できるものと考えている。

(意見) 市民の期待に応えるために花火大会が行われるべきであり、行政の目的と手段が逆になっているのではないか。花火大会の実施場所は元々の場所で行うのが一般的と考えるが、急に場所を変更されたことへの理解ができないし、市民よりも事業者の意向が優先されているように感じる。去年の説明では千歳（四日市地区）では開催できないとしていたのに、説明なしに方針を変更したことが理解できない。

Q. 以前、花火大会の開催場所として使用していた霞ヶ浦地区について、港側やコンテナート側が変更を求める法的な根拠はあるのか。市が継続して使用する上で法的な合意が必要なのか。

A. 港の利用に関しては四日市港管理組合の許可が必要であり、港湾事業者との理解や合意が必要になってくると認識している。

(意見) 花火大会はこれまで慣例的に実施されてきたものであり、物流に影響が及ぶこともあると思うが、港湾関係者等と協力し、合意に基づいて開催されてきた。港や物流に関してそこまで大きな変化がみられない中で、急に開催してもらっては困ると言われることは不自然に感じる。誰の権限でそのような決定をするのか不明確だ。

Q. 花火大会中止に至る時系列を知りたい。

A. 令和4年度が最後の花火大会になるが、令和4年1月に四日市港運協会、一般財団法人四日市港湾福利厚生協会から要望書が出され、令和4年度の花火大会が行われる前の市長所信表明で一般に周知が行われた。

Q. 令和4年1月に要望書が出てきて、その年の花火大会までに中止決定しているが、非常に短いスケジュールとを感じる。その間に、どのようなやりとりがあったのか。

A. 要望の内容は、霞ヶ浦地区での花火大会を令和4年度から中止してほしいというものであった。継続を望む姿勢で交渉したが、結果として令和4年度で最後となった。

Q. 令和4年度の花火大会のときに、今年度が最後になると周知していたが、その時点で花火大会の補助事業を廃止する予定だったのか、場所を模索中で適切な場所がなく断念したのか。

A. その時点で中止の決定はしておらず、適切な場所を検討する中で六つの候補地を選定した。

Q. 中止の決定について、市民の楽しみが抑制されていると感じられ、港湾事業者との交渉が不十分であったと考える。2団体から要望書が出ただけで中止になることは納得がいかないし、市の交渉に問題があるのではないか。

A. 過去には、保安距離を保っていても強風の影響により、花火のガラで火災が発生したり、企業敷地内に飛散しソーラーパネルに直撃したりしたこともあり、以前から危険性が高く、その都度、理解を得てきたところである。また、物流の観点からは、天候による延期によって、船舶の接岸ができず出荷用の自動車の移動ができないことで、365日分の1日ではなく、2日の調整が必要となってきたり、それ以上の場合もある。当初、千歳（四日市地区）での花火大会を検討した際は、波の影響で台船での打ち上げは難しいと判断したが、1km沖の防波堤で打ち上げるのであれば問題ないとの話があったため、今回、実証実験を行うことを決定したものである。その際、近隣の企業への被害がないか、観客席の配置等についてもしっかり確認したい。

Q. 様々な大きさの花火玉を打ち上げるとあるが、迫力や音の伝播はどのようなイメー

ジか。

A. 花火の打ち上げ場所は1 km離れているため、従来の花火大会ほどの臨場感は期待できないかもしれないが、海上での実施により障害物がないため、見やすさが確保できると考える。実際の見え方については実証実験を通じて検証していきたい。

Q. 花火のガラが海に落ちた場合、そのままでもいいのか。

A. 港湾関係の事業者にも、ガラ回収のための船を出してもらおうよう調整しており、協力の申し出をいただいている。

Q. 霞ヶ浦地区と同様の問題が発生することを防ぐため、継続的に花火を打ち上げ続けるための合意はできるのか。

A. 港湾関係者から霞ヶ浦地区では物流に与える影響が大きいため、花火大会を中止してほしいという要望を受けたと同時に、千歳（四日市地区）を新たな花火大会の会場として提案してもらっているため、千歳（四日市地区）では継続的に実施できると考える。

Q. 現時点で認識しているデメリットや懸念事項、また、来年度予定している試験によって把握された課題等を一覧で提供してほしい。

A. 課題等をまとめ、報告する。

Q. 六つの調査検討事項が示されているが、その中で懸念材料やハードルが高いものは何か。

A. 観客席の確保については、周辺に倉庫やクレーンが存在するため、実際にモニターに見てもらった際に、どの辺りが見やすくどの辺りが見えないのかを把握し、観客席の設定を行いたい。企業への理解促進については、保安距離は保っているものの、いきなり4000発の花火を上げることは不安であるとの声をいただいているため、打上試験において風向きや花火ガラの飛散の影響を確認していきたい。人流の把握については、個人や企業の敷地に人が入らないように、四日市南警察と協力して人がたまりやすい場所を特定し、協議を進めていきたい。

Q. 公共交通機関を利用する場合、最寄りのJR四日市駅から会場までの人流について、安全確保ができるのか。また、車を利用する場合、花火が遠くからでも見え、不特定多数の人が集まる可能性があり、その際に安全に車や人を流すことができるのか。

A. シャトルバスの運行や駐車場の設置、交通規制などの対策を検討したい。最寄りのJR四日市駅だけではなく、近鉄四日市駅など人が多く集まる場所についても拠点として検討することが重要であると考え。引き続き、警察との連携を強化しながら進めていきたい。

(意見) 市民の中には、否定的な意見を持つ人もいるため、実証実験を通じて得られるデータや市民の意見をしっかりと踏まえ、課題を解決しながら計画を進めてほしい。

Q. 夏は風向きの影響で花火のガラを被りやすいため、開催時期を変えることも検討してほしい。

A. 日中と違い、夜の風向きは海側に流れる傾向にあるため、陸側への影響は少ないと考えている。

Q. 市の考えや動きを市民に情報発信しておらず、企業側に寄りすぎているのではないかと。説明資料には、企業との交渉経緯についての記載がない。言葉ではなく、文字に

- 示す必要がある。先ほどの説明がなければ、一方的に企業から開催を拒まれたようなイメージのままであった。企業が積極的に協力すると表明しており、新しい開催場所の提案もあったのであれば、明確な情報を開示するべきではないか。
- A. 千歳（四日市地区）での花火大会において、企業の協力がなければ実現が難しく、駐車場の確保や安全対策なども検討が必要となる。花火大会の開催には事故防止と安心な観客席の設置が必要であるため、安全対策を徹底していきたい。
- Q. 議案を上程するには地元の合意があることが前提である。地元の理解が得られていない状態での実証実験は無責任であり、事業の目処が立っていることが重要ではないか。
- A. 地元住民も花火大会の影響を受けるため、実証実験や本番の花火大会においては、連合自治会をはじめ、地元住民への丁寧な説明で理解を得たい。また、駐車場の問題では、スーパーマーケットへの影響も想定されるため、対応方法について検討していきたい。
- Q. 人流によって事故が発生しないように、様々な事故を想定しながら検討するべきではないか。
- A. 四日市南警察署と定期的に打ち合わせを行っている。事故や人流の問題については、実証実験でも注意点を確認しながら、会場へのアクセスルートを慎重に検討していきたい。
- Q. 実証実験のモニター募集は、広く周知されるのか。
- A. 広報よっかいち等で募集する予定である。
- Q. 内部地区で非公開の花火イベントを実施したが、SNSで情報が拡散され、多くの人が集まる事態となった。明確な告知がない場合、予想外の動きが生じる可能性があるが、どのように対応するのか。
- A. 実施日や時間帯は周知し、その時間の中で、試験的に打ち上げを評価してもらうことを想定しているが、明確に周知したほうが良いかどうか検討していきたい。
- Q. どのように検討するのか。
- A. 時間をどの程度詳細に広報するのかについて検討していきたい。
- Q. 実証実験を行う場合でも、広報すると多くの人々が来場しコントロールが難しくなる可能性があり、本番と同様の対応が求められる可能性がある。実証実験であっても本番を想定して考えるべきではないか。
- A. 通常の規模での花火大会であれば、多くの人々が集まることが予想されるが、予定している実証実験では打上げ数を75発とするため、人が多く集まることは想定していない。
- （意見）詳細な情報を提供しなくても、花火を見たいという期待で、多くの人々が来場することを想定し、事故を避けるための計画が必要である。実証実験で事故が発生した場合、本番ができなくなる可能性があるため、小規模であっても明確な方針を立てた上でモニターを募集するべきだと考える。
- Q. モニターの募集は、どのような形で決定するのか。
- A. 具体的には、決定していないが、幅広い世代の人に見てほしいと考えている。
- Q. 地域別の枠は設定するのか。また、近隣住民は優先されるのか。

- A. 今後、検討していきたい。
- Q. モニターの席は設けられるのか。
- A. 第二ふ頭、第三ふ頭の中にモニター席を配置して、実際にどう見えるかのチェックをしてもらいたいと考えている。
- Q. 会場の岸壁沿いには、フェンスを設置するのか。
- A. 安全柵等を設置する予定である。
- Q. 実証実験であっても席やフェンスを設置することになると、本番に相当する準備が必要だと考えるが、予算は十分なのか。
- A. 安全柵の設置や警備員の配置にはかなりの金額がかかるため、モニター100人に限定し、内部にはモニター以外の人が入らないような安全対策を検討している。モニター以外の人が入場することを防ぐための安全対策を考えて実証実験を進めたい。
(意見) モニターの集合場所を設定し、そこから専用バスで移動し、専用バスしか出入りできないようにすればいいのではないか。
- Q. モニター100人は少なすぎる。現状、モニター以外の人もどこからでも会場に入れるようになっているため、もう少し中身を詰るべきではないか。また、実証実験であるが、たくさんの来場者が見込まれるため、本当の意味での実証実験になるのか疑問である。警備員の配置だけでも予算が必要であるのに、今回の予算規模で実施できるのか。
- A. 現状は自由に入場できる状態であるため、入場制限するために警備対策を徹底したい。来場者の移動手段については、シャトルバスがいいのか、四日市南警察署と調整中であり、会場内に駐車場を設置することも検討している。また、実証実験であっても、本番を見据えた実験とするため、想定される課題に基づいた計画を作成し、議会に説明したい。また、実証実験を通じて得られた結果や課題について、議会に報告していきたい。

観光施設整備事業費（宮妻峡ヒュッテ）について

- Q. 宮妻峡ヒュッテについては、取り壊して新たに建て直すということだと思うが、稼働率が10%を下回っている状況が続く中、必要性や概算事業費などについて検討しているのか。また、行政経営委員会メンバーはどのような構成か。
- A. 宮妻峡ヒュッテは鈴鹿国定公園内に位置し、公園計画で決定されている宿舎として山小屋機能を提供してきた。建築後45年が経過し、利用率が低下していることを踏まえ、宮妻峡ヒュッテは解体することとし、小さな子どもを遊ばせやすい浅瀬の川など恵まれた自然環境を生かして、トイレやシャワーを備えたキャンプ場など周辺を含めて再整備したいと考えている。また、事業費については、今後基本設計等を進めていく中で算出していくことを予定している。なお、行政経営委員会の委員長は財政経営部担当の副市長で、副委員長は他の副市長が務める。常任委員には政策推進部長、総務部長、財政経営部長が含まれ、非常任委員には他の部長や教育長、消防長がいる。
- Q. 解体計画と供用開始に関する具体的な数字が不足しており、集客、維持管理費などについて不透明な点が多く、経営する観点が不足している。地元自治会との合意について、市職員で構成される行政経営委員会によって、勝手に約束しているのではない

か。

A. 令和3年11月の議会で行政経営委員会が検討した結果や、地元自治会に説明を行ったことを報告の上、令和5年2月には解体設計の予算を上程した。

Q. 地元の自治会への説明は解体するという説明をただけで、建て直しまでは説明していないのか。

A. 宮妻峡ヒュッテを建て直すのではなく解体して、隣接の宮妻キャンプ場等を含めた観光施設として整備をしていく方向性であることを説明して、了承をもらった。

Q. 新たな観光施設を整備すると説明したことは、宮妻峡ヒュッテ解体後に、同等の機能回復を期待させているのではないか。具体的な数字を示さずに、勝手に約束しているのか。

A. 宮妻峡ヒュッテと同様の建物を再建するのではなく、宮妻峡エリア全体を新たな観光施設として整備する計画であることを説明している。また、地元自治会からは、自然豊かな場所を活用して、オートキャンプ場などの施設を整備する要望を受けている。

Q. 単に宮妻峡ヒュッテを解体するだけでなく、オートキャンプ場等を整備するには、整備費用や施設の内容について地元の合意を得ることが課題となる。トイレなどの必要な機能に関する詳細な合意がないと、地元自治会との解釈の違いが生じ、地域との対立が発生する可能性がある。解体を含めた整備全体の概算費用を示さなければ、判断しようがないのではないか。

A. 宮妻峡の新しい観光施設の具体的な内容については、現在水沢地区の企業、住民、宮妻峡ヒュッテの指定管理者、周辺の少年自然の家など、関係者から情報を収集している段階であり、これから施設の在り方や方針についての意見を聞きながら検討していきたい。新年度予算の内訳としては、宮妻峡ヒュッテの解体工事費と周辺整備の基本設計である。これに基づいて、令和6年度に基本設計を行い、地域の様々なニーズや声を考慮して整備を進め、令和9年度に供用開始を目指している。

Q. 今回の議案についてだけでなく、協議会において詳細な資料が提示されるべきだった。資料があることによって、より詳細な議論が可能である。また、市全般において議会との情報共有が重要であり、今後も適切に情報共有することが重要ではないか。

A. 今後は詳細な資料の提示に留意し、基本計画の段階から情報共有していきたい。事業の目標達成に向けた数値と共に、具体的な内容や進捗状況を滞りなく説明できるよう心掛けていきたい。

(意見) 今回の説明では詳細な内容が不足しており、長期的な視点が欠けている。特にシティプロモーションは、民間企業的な考え方が求められ、達成感や短期の成果だけでなく、長期的な戦略や視点が必要である。単なる改修や解体ではなく、事業の中でのどのような戦略的なアプローチを取り、それによってどれだけの人が来るようになるのかを見据えることが重要である。

Q. 令和5年度中に計画を立て、令和6年度に基本設計に入るということは、今の段階で何をするか決まってないとおかしくないか。

A. 今年度に基本計画までつくれるように進めている。宮妻峡は、鈴鹿国定公園内であり、オートキャンプ場や山小屋機能を有する施設について、設置することができると定められている。その中で、ブラッシュアップできる施設を今後、調整していく。

- Q. ヒュッテやロッジなどの大型の箱物を建てる予定はないのか。
- A. そのとおりである。維持管理が大変であるため、箱物は建てない方向で考えていきたい。
- Q. 文字の説明だけでは理解が難しく、通常は図面などの具体的な情報を基にして判断するものである。見通しのない状態で、宮妻峡ヒュッテの解体を認め、事業を進めることはできない。最近、具体的な見通しのない状態で判断を求められる事業が多く見られる。具体的な計画に基づく費用や見積もりを出せないのか。
- A. 最終的な費用の算出については、実施設計が進行する令和7年度中に具体的な予算や費用の見積もりが行われるため、現時点では金額を示すことが難しい。
- Q. 整備計画の進捗状況はどうか。
- A. 進捗状況としては、問題点の洗い出しや地域魅力向上の調査、アンケート調査、ヒアリング調査が行われ、これらをもとに宮妻峡のポテンシャル評価を実施している。この評価を踏まえて、宮妻峡再整備に向けた方向性を作成し、来年度には全体の整備にかかる基本設計を進めたい。先行きとしては、過剰な施設ではなく、オートキャンプ場やトイレなど、利用者のニーズに応じた施設の整備を検討していきたい。
- Q. 近隣の少年自然の家と宮妻峡の両方に資金をかけて整備されることが疑問である。どちらか一方に十分な施設を整備するべきではないか。
- A. 宮妻峡は景勝地であり、四日市の西エリアの観光資源である。自然豊かな場所を活用して観光を盛り上げていきたい。
(意見) 宮妻峡をプロモーションしていくのであれば、いなべ市の青川峡のように頑張ってもらいたい。
- Q. 今後の方向性に関する追加資料において、再整備の概略イメージとして、オートキャンプ場やトイレ・シャワー室、物販設備を含む管理施設などが示されており、地元のニーズとも合致しているとのことであり、その点は良いと思う。ただし、道路が狭く駐車場も少ないなど、アクセス面について改善を図る必要がある。宮妻峡を知らない市民もいるため、アピールをしたら良いのではないか。
- A. オートキャンプ場の形態で車で乗り入れを可能にして、車を横に置いてテントの設営ができるような仕組みを考えている。計画を進める際には、十分な情報提供や情報共有を図っていきたい。
- Q. 小さな子供を連れた家族のニーズがあると考え。周辺観光施設との連携でイチゴ狩りや茶摘み体験などと組み合わせたセット商品の提案を行ってはどうか。
- A. 四日市の西エリアは自然豊かで素晴らしい景勝地であるため、このエリアを回遊できる仕組みを考えていきたい。
- Q. 国定公園内の砂防公園の整備に国費等が活用されている例がある。他の事例を参考にしながら、国や県の支援が活用できないか検討してはどうか。
- A. 国や県の制度で活用できるものがあれば積極的に検討していきたい。

移住支援事業費について

- Q. 移住支援事業の成果はどれぐらいあったのか。
- A. 移住支援事業において、令和4年度に5件、令和5年度に3件の実績があった。

Q. 移住者はどこから来ているのか。

A. 東京圏からの移住者という条件があり、東京都、埼玉県、神奈川県から来ている。

Q. どういった理由で移住してきたのか。

A. 三重県で働きたいと考えている人たちが利用できるマッチングサイトがあり、これを通じて当市で働くために移住してくる人もいれば、三重県や四日市に縁がある人が移住を検討し、制度を利用することもある。

Q. 移住の効果や制度を受けられない人との公平性について評価することは難しいと考える。移住者が一定期間居住した後に帰るケースもあるため、制度を設けたら終わりではなく、制度の効果や実績に対する検証が必要ではないか。

A. 移住支援金は、移住者を獲得するだけでなく、本市を知ってもらうための一つのツールとしても位置づけており、移住フェアなどへの参画を通じて四日市の良さを伝えるなど、四日市で生活するイメージを持ってもらえるような取組が引き続き重要と考えている。本市へ引越しされた方の中には、移住者も一定数おられると思われ、当市のイメージや引越しする前と後の移住者の声を拾っていく必要があると考える。

(意見)ただ国の制度に乗っかるのではなく、検証した上で利用していくべきと考える。

Q. マッチング企業の業種が偏っているため、拡充が必要ではないか。移住者の希望する業種の企業を見つけてもらうため、企業の選定を検証していくべきではないか。

A. 三重県が運営する「みえ」の仕事マッチングサイトに掲載されている企業は、主に介護、建設業界、運送関係などの業種が多いため、これについては、運営主体である三重県に働きかけを行っていききたい。

(意見)人手不足の企業を対象にしていることはわかるが、移住者が幅広く仕事を選択できることは必要だと思う。

Q. 県内の他市町において、移住支援制度の参加状況はどうか

A. 基本的に県が呼びかけて、多くの市町が取り組んでいる。

Q. 当市は、どんなことをねらい、何を目的として移住支援の事業に参加しているのか。

A. 本市は産業が集積しており、交通の便もいいため、移住してくる人がいないというわけではないと考える。しかしながら、当市には公害のネガティブなイメージが存在しており、それを払拭するため豊かな自然や魅力を伝えることにより、移住の促進とともにイメージ向上を図るというねらいもある。

泗水十貨店について

Q. 夏季販売の場所が、近鉄百貨店四日市店とじばさん名品館であるが、冬季販売も同じ場所で計画しているか。

A. 今年度の冬季販売は近鉄百貨店とじばさん名品館で実施するが、今後については、拡充することを考えている。

Q. 近鉄百貨店の販売手数料としては、何%納めるのか。

A. 食品関係で20%、食品以外で30%となっている。

Q. 今後、正式販売につなげるためにマーケティング調査が必要であり、具体的に商品の需要などを分析しているのか。

A. 消費者の意見だけでなく、生産ロットの必要性や納品のリードタイム、商品梱包や

販売店舗などの課題抽出に焦点を当て、事業者や販売者の視点からも様々な情報を得ていきたい。市民からはギフトボックスがあると便利といった声もあるため、今後はこれらの意見を参考にして、商品や販売の検討を進めたい。

Q. 贈答品やお土産の需要が高まる中で、どのようなセットが人気で、価格帯や購入者の年齢層などの相対的な消費者行動に関する調査を実施しているのか。

A. 販売店での情報収集によれば、近鉄百貨店とじばさん名品館の顧客には年齢層の違いがあり、近鉄百貨店では30代から40代が多く、じばさん名品館では50代から60代が多い傾向がある。また、購買パターンとしては、1000円から3000円の商品が最も多く、一品ではなく複数の商品をまとめて購入する傾向が見られる。購入される商品の組み合わせについては不明であり、今後の調査方法についても、検討していきたい。(意見) 店舗での商品配置を工夫して分かりやすくすることと、販路を拡大してもらいたい。商品のモデルミックスも検討し、5000円の商品も魅力的であれば導入するべきではないか。令和7年度の本格的な販売促進につなげるべく、効果的な施策を考えてほしい。

Q. 品目を増やす目途は立っているのか。

A. 5つの品目が増える予定であり、来年度には試験販売を行っていく。令和7年度からの正式販売に向けて30品目程度にしていきたいと考えるが、今後の状況によっては品目数がどれくらい増減するかは未定である。

Q. 長期的なスパンでどのように考えるか。

A. 売れない商品は入れ替えつつ、最適なラインナップを構築していきたい。事業の進め方においては、生産者と販売者をつなぐ運営組織に売上の一部を還元することで、自走可能な仕組みを構築していく構想である。

Q. 商品を販売する際、市が運営するよりも民間に任せたほうが効果的ではないか。また、泗水十貨店に選ばれる基準や定義が不明確であり、将来的な発展を考える上でその定義を明確にしておく必要がある。明確な基準がないままでは混乱が生じる可能性があるではないか。

A. 運営してもらえる民間企業があれば、非常にありがたい話である。また、泗水十貨店の選定については、検討会のメンバーによる審査会を設け、独自性、希少性、優位性、市場性、将来性などの観点を基準にして審査している。

Q. 品目によっては、異なる事業者が同じ品目で競り合う状況が生まれる可能性があり、金額の適正な決定が公平感を保つために不可欠ではないか。

A. 価格設定の基準を審査の中に組み込むべきか検討会で議論したい。

(意見) 市が認定する商品において、価格だけでなく品質も重要であり、客観的な評価基準を設ける必要があると考える。異なる意見が出る可能性があるため、評価基準の設定には慎重に取り組むべきと考える。

Q. 令和6年度は販売所、出店先は想定しているのか。

A. 販売先として近鉄百貨店とじばさん名品館を想定しており、他の場所については調整中で、サービスエリアなどを検討している。

Q. 商品の賞味期限や季節性を考慮し、過剰な在庫を抱えないようにするために販売先の確認と生産者への早期の情報提供が重要である。令和7年のオープンに向けた準備

や広告の戦略に関する予算は令和6年度予算に含まれているのか。

A. 令和6年度予算には、令和7年度に向けた準備やPR費用は含まれている。

Q. 最終的に売り場を決めるのは、三十三総研か。

A. 三十三総研と市で協議しながら進めている。

観光対策推進事業について

Q. ポートビルの平日夜間営業について、観光協会とポートビル管理者で考え方が異なっていると聞いている。観光用か研修用かで見解が分かれており、市はどちらを重視するのか。

A. コンビナート夜景クルーズは重要な観光コンテンツだと認識しており、ポートビルを観光の用途で活用して、工場夜景をどんどんPRしていきたい。

Q. ポートビルの平日夜間営業を望んでいるということか。

A. ポートビル管理者の考えにもよるが、市としては、平日の夜も開館することが可能であれば、夜景を見てもらうために活用したいと考える。

Q. 名古屋圏から夜景クルーズに来ていると聞いているため、名古屋でのデジタルサイネージでさらに発信してもらいたい。四日市の夜景を売っていくためのシティプロモーションをどのように考えているか。

A. 本市の工場夜景は重要な観光資源として位置づけ、引き続き売り出していきたい。ポートビルからの平日の夜景観賞についてもニーズを把握し、利用についての話し合いを進めていきたい。

(意見) 高校生議会の中でも、ポートビルの平日夜間営業をお願いしたいという意見が出ていたので検討してほしい。

工場夜景サミットについて

Q. 工場夜景サミットはどれぐらいの頻度で開催されているか。また、予算の詳細を知りたい。

A. 年に1回行われ、予算については、全国工場夜景都市協議会に加盟する13市が15万円ずつ負担し、運営資金としている。

Q. 工場夜景サミットの成果はあるか。

A. それぞれの市でしか手に入らない全国工場夜景カードを提供し、回遊する仕組みを構築している。また、工場夜景サミットでは写真家を招いて参加者とともに船に乗り、工場夜景の撮り方を教わるなど、魅力的な取組を行っている。

Yokkaichi Free Wi-Fiについて

Q. Free Wi-Fiサービスについて、市が独自に整備している部分はあるのか。また、電波が弱い場所のアクセスポイントの増設を市が検討しているのか。

A. 全てCTYが整備したものである。電波が弱い場所のアクセスポイントの増設についても、CTYで設置してもらうように調整している状況である。

Q. 市が整備するものではないという認識か。他市町も同じような状況か。

A. 行政が必ずしも公共の場にWi-Fiを提供するわけではなく、企業が独自に提供していることもある。

Q. 今後もCTYが回線を保有し、市が使用貸借する予定か。

A. 今のところ、CTYが設置したWi-Fiに対し使用料を払って使っていくことを想定している。

四日市観光協会事業について

Q. ナイトタイムエコノミーはどのような方向性であるか。また、実行委員会形式の3事業などを観光協会へ委託するための予算を増額したことで、体制強化されているのか。

A. 観光協会は商店街と協力し、ちょいのみカフェなどビジネス客向けに、現在約20店舗で取組を進めている。また、バスタや中央通り再編に向けて観光協会の理事が協力し、観光協会の発展に注力している。予算に関しては、業務委託やPR業務などが主要な部分になってくる。今後はまちづくりに関する部分の委託も検討するなど、連携して様々な取組を進めていきたい。

Q. 市が業務委託したことで観光協会の職員は増えているか。

A. 職員はまだ増えていないが、今後増やしていきたい。

＜歳出第10款教育費 第5項社会教育費 第1目社会教育総務費＞

御池沼沢植物群落保存整備事業について

Q. 令和5年度と令和6年度予算の差は何か。

A. 令和5年度は、井戸の掘り直し工事を行ったため、差が生じている。この工事は既に完了した。

Q. 御池沼沢を将来の世代に残すため、今後どのように引き継ぎ、どのように活用していくのか。

A. 昨年度に四日市市文化財保存活用地域計画を策定し、国指定天然記念物である御池沼沢については、今後は学校教育での活用やエコツアーリズムとしての活用を検討しており、吉崎海岸の成功事例を参考にして、多くの人に親しまれる場として取り組んでいきたい。

Q. 御池沼沢の保存と活用を進める際、市民に対して広く知ってもらうことが重要であり、ホームページの充実や印刷物の発行など、市民への周知に工夫した手段を検討しているのか。

A. 市の文化財ホームページでの紹介や現地見学時に手に取ることができるハンドブックを作成している。さらに、年に3回ほどの自然観察会や夏休みにはザリガニ釣りイベントなどを開催し、親子で参加して御池沼沢の自然に親しむ機会を提供している。また、環境保護への理解を深めるために、冬場にはボランティアの募集を行い、市民が除草活動に参加する機会も提供している。

Q. 今後は学校など教育機関との連携や観光資源としての活用、シティプロモーションなどを通じて、自然を破壊せずに活用する方法を模索していくべきと考える。保存の意義の伝達や、自然科学への興味を引き出す機会を次世代に提供することが重要であると考えるが、どのように進めていこうとしているか。

A. 御池沼沢に限らず市内には様々な文化財があるが、これらの資産は地域の協力があって保存・活用できるものであり、地域の理解と協力を得ながら、より多くの人に知ってもらい、活用していきたい。

市指定文化財「旧四郷村役場」保存整備活用事業について

Q. 渋沢栄一に関連するイベントはどのような計画であるか。

A. 埼玉県深谷市や東京都北区との連携イベントを、本市で秋以降に開催する計画であり、文化会館などを会場として多くの参加者を惹きつけたいと考えている。本市のマスコットキャラクターこにゅうどうくんと、深谷市と北区のマスコットキャラクターが集結して、文化財に興味がない人たちにもアプローチし、渋沢栄一が本市の近代化にどれだけ協力したかといった学びの場となるようなイベントの開催を検討している。

Q. 市民を対象としたイベントか。

A. 旧四郷村役場について、これまで四郷地区のものというイメージが強かったが、実際には本市の近代化に寄与した歴史的な背景がある場所であることを、まずは市民に知ってもらい、誇りを感じてもらいたい。さらにより広く、この情報を広市外にも発信していきたい。

Q. 深谷市のイベントに参加する予算は、どのような費用か。

A. 深谷市では毎年 11 月頃に、渋沢栄一の命日に合わせたイベントが開催されており、課の職員がこにゅうどうくんと共にイベントに参加し、パネル展示などを通じて旧四郷村役場関連のPRを行う予定である。

(意見) 深谷市との関係を大切にし、お互いに利益が生まれるような企画を立案し関係を深めていくことが重要であり、単発のイベントに終わらず、継続的に実施してほしい。

《歳出第 10 款教育費 第 5 項社会教育費 第 3 目公民館費》

別段の質疑、意見はなかった。

○第 2 条 繰越明許費の補正

別段の質疑、意見はなかった。

○第 3 条 債務負担行為の補正

別段の質疑、意見はなかった。

【商工農水部・経過】

○第 1 条 歳入歳出予算

《歳出第 5 款労働費 第 1 項労働諸費》

《歳出第 6 款農林水産業費 第 1 項農業費 第 1 目農業委員会費》

《歳出第 6 款農林水産業費 第 1 項農業費 第 2 目農業総務費》

別段の質疑、意見はなかった。

＜歳出第6款農林水産業費 第1項農業費 第3目農業振興費＞

鳥獣被害防止対策事業について

Q. 最近、個人で侵入防止柵の設置を要望する農家が増えており、複数で取り組んだ方が効果的であることは理解しているが、地域の中にそのような団体が存在しない場合にどのように組織をつくるかが課題となっている。小規模であるが故にイノシシの被害に対処できない状況もある。こうした状況に対応するため、何らかの緩和策はないのか。

A. 従来より複数の農家による面的整備を通じて鹿やイノシシの被害を防ぐための支援を実施しているが、農家の経営規模が拡大している中で、単独で侵入防止柵を設置する場合は補助を受けることが難しいという問い合わせも受けている。現在は、複数名による取り組みに限定しているが、要件を緩和し、より多くの農家を支援できるよう見直しを行う考えがある。

Q. 令和6年度には申請要件が緩和されるということか。

A. 令和6年度のできるだけ早い時期に緩和できるよう進めていきたい。

茶産地強化育成促進事業について

Q. 茶から高収益な作物への転換を支援する事業について、どういう目的で実施するのか。

A. 茶の産地強化を目指して、国の茶の改植事業の活用を推進している。しかし、国の補助事業は募集期間が2～3週間と短いため、申請の機会を逃したり、申請しても採択されないケースもあるため、そのような生産者に市の補助金で改植を促進する目的がある。また、茶以外の新しい作物への転換を促すためにも、この事業が活用できる。

Q. 補助対象者は茶農家、茶を栽培する農業生産組織等となっているが、「等」は何を指すのか。

A. 補助対象者は、茶生産者個人もしくは茶を栽培する法人、団体である。

Q. この規模の予算で本当に目的が達成できるのか。

A. 初年度としてはこの程度の規模を想定しているが、多くの応募があり、予算が不足することになれば、令和7年度以降に増額も検討していきたい。

北勢地方卸売市場関係事業について

Q. 北勢市場の再整備について、基本構想を策定するメンバーはどのような構成であるか。

A. これまで北勢市場の今後のあり方について検討してきたメンバーと同様と考えている。

Q. 施設の規模について、現在の取扱数量から推計すると現状の約70%、未来を見据えると50%という結果が出ている一方で、市場関係者が再整備に必要としている規模は現在とあまり変わっていないが、調整が難しいという見解か。

A. 施設の規模については精査中であり、仲卸業者を中心に量販店への対応として、保

管スペースを確保したいという意見があり、面積が大きく減少する可能性は低いと考える。

Q. 富山市公設卸売市場の再整備を視察して学んだことはあるか。

A. 富山市場は、民間事業者が市場施設と余剰地を活用した収益施設を一体的に整備する先進的な事例である。その余剰地にはスーパーマーケット、ホームセンターなどが入る予定であり、公設公営の市場から民設民営の形態に変わっている。

Q. 再整備に際しては、新しさや魅力を追加して消費者に付加価値を提供し、防災機能も組み込むことを期待する。再整備の基本構想はいつ完成する予定か。

A. 来年度に基本構想策定会議を立ち上げる予定であり、まだ詳細は決まっていないが、整備の方法や余剰地の活用などについて検討を行い、来年度末には基本構想を示していきたい。

Q. 開設から40年以上が経過しており、急に老朽化が進む場合もあるため、迅速な合意形成が必要と考えるが、市場関係者間の合意形成の方法は、どのように考えているのか。

A. 具体的な方策はないが、今年度、現在の場所での建て替えを決定した流れを途切れずに、事業者には前向きに検討してもらえようサポートしていきたい。

(意見) 来年度は本当に重要な年となり、内容の濃い基本構想ができることで、今後の計画も早まると考える。迅速に進めることを期待している。

Q. 北勢市場では年に1回の消費者向けのイベントが開催されているが、小売り業者との関係から市民への直接販売については、このイベント以外では難しいと考える。卸売市場とは別に消費者向けの施設を検討する余地はないのか。

A. 特に水産部門の関係者からは市民に直接販売する機会を設けたいとの意見がある一方で、卸売市場の性格上、一般市民に販売することに慎重な意見もある。将来的には水産部門の前向きな意見を反映できるようにしていきたい。

Q. 再整備に向けて課題になっていることはあるか。

A. 関係者が多いことで、意見がまとまりにくいことが一番大きな課題であると考えている。

(意見) 今年度行われた「いちばの朝市」では多くの参加者が楽しんでおり、特に小さい子供が市場を再発見している様子が見受けられた。市場の活用方法について、さらに精査する部分があるのではないかと考える。

農地集積支援事業について

Q. 当市では、農業において他市にはない補助事業が多く、農地大規模化支援事業費補助金など農地の保全に有効利用できると考える。しかし、耕作放棄地の復元に関する部分に対してはもっと予算があっても良く、国の補助事業の利用は難しいことから、市が必要な予算を確保していくことを要望する。中でも水路の改修については、小規模でも良いので予算を増やしてほしいとの要望があり、明確な担当課を示してほしい。これらの取組が農地の保全につながり、新規の就農者にも収益をもたらすことが期待できる。今後も引き続き市が農地を守るための予算を確保してほしい。

A. 水路の補修に関しては、通常は圃場整備と一体で国の補助事業を利用して対応する

が、水路だけを補修する場合は、市街化調整区域では河川排水課が担当している。しかし、今回の要望に対しては、具体的なニーズや整備箇所を把握した上で、農水振興課で制度化できるかどうか検討させてほしい。即座に回答することは難しいため、今後の課題として取り組んでいきたい。

《歳出第6款農林水産業費 第1項農業費 第4目農業研究施設費》

別段の質疑、意見はなかった。

《歳出第6款農林水産業費 第2項畜産業費》

ふれあい牧場調査事業費について

Q. ふれあい牧場の調査事業に関して、令和7年4月までにどのように進めるのか。

A. ふれあい牧場の主たる役割は、市内の酪農家から子牛を預かり、種付けをして乳が出る直前に返却することである。しかし、市内の酪農家は1軒のみで、その酪農家も牛の預け入れをやめていることから、ふれあい牧場の乳牛育成事業は今年度末で終了することになる。ふれあい牧場の現指定管理者の契約期限は令和7年3月31日までで、指定管理は来年度も続くが、令和6年度は乳牛育成事業を行わないふれあい牧場について、利用状況等の調査を行い、その結果に基づいて今後の対応方針を検討していきたい。

Q. 誰が検討するのか。

A. 業者に委託して、利用状況等の調査を実施していきたい。

Q. ふれあい牧場の存在意義は、お金で測れるものではなく、動物園的な魅力や自然環境とのふれあいを提供する場と考えるべきである。損得勘定を超えて取り組むべきであり、自前で牛を購入して搾乳体験を提供する方法も検討すべきではないか。

A. ふれあい牧場について、現在、小動物がいるエリアは、指定管理者が引き続きその管理を行う予定であるが、牛を放牧していたエリアは、今年度末をもって事業を停止することになる。今後の方針については、牛を引き続き別の形で飼うか、全く異なる小動物を飼うか、あるいは別の農業活動に利用するなど、様々な選択肢が考えられるため、利用状況や立地条件、地元の意向などを調査し、検討した上で、今後の方針を決定していきたい。

(意見) 小動物も良いが、子供たちには大きな生き物との触れ合いが特別な感動を与えると考える。具体的には牛や、それに次ぐサイズのヤギなどの中型クラスの動物を飼育することで、子供たちに良い経験を提供できると考えており、そのためには費用の面での制約を度外視してもいいと考える。

Q. 市内で酪農の経験がある方が複数人おり、その人たちの意見を検討に入れることも重要であると考えている。有識者やコンサルタントだけでなく、廃業した経験を持つ酪農家たちの意見を聞くことが望ましい。様々なシミュレーションや想定を行いながら、単なる損得だけでは測れない要素も考慮しながら、ふれあい牧場の方針を検討してほしい。市民にとって意味のある場所になるよう、計画をしっかりと立ててほしい。

A. ふれあい牧場は市民にとって親しみ深い観光地であり、乳牛の育成部門がなくなっても、引き続き楽しんでもらえる場所にするために検討が必要である。様々な可能性

を想定しながら、実現可能性も検討し、市民が楽しめる場所に進化させるための調査を進めていきたい。

(意見) ふれあい牧場は市民の憩いの場であり、動物たちとの触れ合いが楽しめる場所でもあるため、これらの魅力を維持することが重要である。また、情報発信の改善が必要であり、ふれあい牧場のホームページを充実させ、SNSなども活用して広く県外の人々にもアピールできるようにしてほしい。

《歳出第6款農林水産業費 第3項農地費》

別段の質疑、意見はなかった。

《歳出第6款農林水産業費 第4項水産業費》

豊かな海づくり推進事業について

Q. 漁獲量が激減しており、特に令和3年度から4年度にかけては半分以下にまで減少している。漁業として成り立たないほどの減少になるが、これに対する見解を伺いたい。

A. 特に海底近くに生息するエビやカニなどは、夏場、伊勢湾の底に形成される貧酸素水塊の影響を受けている可能性がある。また、イワシ類に関しては回遊性があり、黒潮の蛇行の影響を受けている可能性がある、これらの状況が漁獲量の減少に起因している可能性が考えられる。

Q. 種苗放流の効果は評価できるが、それが根本的な解決にならない。放流魚の回収率について、ガザミは脱皮することから、放流されたものかどうかを判定するプロセスについて詳細に教えて欲しい。

A. ガザミに関しては脱皮をするため、外観上で種苗放流されたものかどうかの評価は難しく、他県ではDNAを使用して親子関係を調査している例もあるが、三重県ではそのような調査技術よりも、ガザミの種苗生産技術の向上に重点を置いている。また、ヒラメに関しては、種苗放流されたものは裏側に黒い斑点ができるという特徴をもつため、斑点の有無で回収率を求め、種苗放流の評価を行っている。

《歳出第7款商工費 第1項商工費 第1目商工総務費》

別段の質疑、意見はなかった。

《歳出第7款商工費 第1項商工費 第2目商工業振興費》

障害者雇用について

Q. 事業者がこの施策をしっかりと理解し、活用できるような体制が整っているのか。

また、障害者雇用に関する事業の情報が理解しやすくなるようなツールはあるのか。

A. 補助メニューが多岐にわたり複雑で理解しにくいと感じる部分もあるため、利用者にはわかりやすくなるよう絵やカラーを活用してパンフレットを作成している。さらに、事業者への周知については、就労コーディネーターが事業者を訪問し、このパンフレットをツールの一つとして活用しながら、情報伝達や具体的な相談を受けている。また、市のメニューだけでは解決できない場合には、社会福祉協議会や国の障害者セン

ターなどと連携し、様々な相談に対応している。

Q. せっかくの支援メニューであるため、効果的に使ってもらいたい。オンラインで申請できるのか。

A. 現時点では、オンラインのみではできないが、今後、事業者のニーズに合わせて、申請の簡素化などを検討していきたい。

四日市市空き店舗等活用支援事業補助金について

別紙提言チェックシートに記載。

民間研究所立地奨励金交付事業について

Q. 本市には、素晴らしい研究開発を行う企業が数多くあり、ますます期待が高まっているが、今回奨励金を交付する企業以外に動きはあるのか。

A. 本市に研究所を設けて研究開発を行っている企業は多く存在し、全ての研究開発企業が市の支援を求めているわけではないものの、複数の企業が最先端の研究開発を行っている。これらの企業が本市で研究開発を行い、その成果を四日市で生産するという好循環を築くために支援を行っており、今後もこのような取組を継続していく。

カーボンニュートラル推進事業について

Q. 令和5年度には、カーボンニュートラル化促進事業補助金、水素供給設備整備事業補助金、中部圏推進会議負担金などが追加され、予算が増額された。具体的な事業進捗や実績がどれだけあるのか。

A. 補助金の制度は設けたものの、具体的に補助金を使って事業を行っている事業者はまだ現れていない。日々、企業と対話を重ねながら、具体的な投資につながるような取組を進めていきたい。

Q. 市内の水素ステーションが撤退した場合の対策はどうなっているか。また、他の事業者が市内での水素供給に参入する可能性はあるのか。

A. 既存の水素ステーションの経営が厳しいことは認識しており、新しい水素ステーションに関しては、本市の特色を生かし、大型車両が利用することや地産地消の水素の利用を促していきたい。まだ具体的な計画には至っていないが、複数の事業者が水素ステーションの建設を検討している。

Q. 水素利用の中で特に大型トラックや商用車両を対象にすることが効果的であり、大手自動車メーカーやトラック業界もエネルギー転換に注力している。ただし、これがどれほどの伸びを見せるかは不透明であり、本市がこの分野に注力するメリットについて確認したい。

A. 水素利用において、自動車メーカーと水素供給メーカーが先行して開発を進め、ステーションの整備と車両の導入が相互に影響し合っている。現在は東京と福島の間で試行的に商用車の運行が始まっており、将来的には東京と名古屋や東京と大阪間での長距離プロジェクトが国で検討されている。本市も中部圏の需要を取り込み、トラック等の水素利用を図っていきたい。

(意見) 水素ステーションが物流業界の中継地点となり、関東、中部と関西を結ぶ中間

点になる可能性があり、それが物流業界の効率化や発展に寄与することで、この補助金がより価値あるものになる可能性がある。将来性を見据えつつ、水素利用の推進を進めてほしい。

四日市市地場産業振興センターについて

(意見) 数年後にどのような状態に持っていきたいのか検討する必要がある。現状では活用が期待できないと感じるため、この先3～4年での活用や成果が見込めるかどうかを検証し、その結果に基づいて最終的な判断を下す必要があると考える。もし期待した成果が得られない場合は、除却の検討も必要だと考える。

Q. 再活用の方策はまとめているのか。

A. 市内の事業者に対して、従来の地場産業振興センターのイメージから脱却し、新たなイノベーションや事業改革の機会を提供するフィールドとして整備する計画で、令和9年度を目途に施設をオープンさせる計画である。できる限り早急に内容をまとめ、議論を重ねてより良いプロジェクトに仕上げていきたい。

Q. 具体的なスケジュールについて、令和7年度中に計画を固め、令和8年度中には予算なども取りながら進めるということか。

A. 今年度、施設の機能の内容を具体的に検討しており、事業者や支援団体と連携しながら、できることから進めていく予定である。具体的な仕様やボリューム感については、令和6年度中にできるだけ早く決定し、令和7年度に事業者の選定に入り、令和8年度に整備を行い、令和9年度から供用を開始する予定である。

Q. 令和6年度が非常に重要な年であるため、計画をしっかりと詰めて進めてほしい。また、シティプロモーション部が泗水十貨店などの取り組みをしているが、商工農水部はどの程度の連携を取っているのか。

A. じばさん名品館で泗水十貨店の商品が販売されており、商品については直接関わっていないものの、商品の販売で協力している。

Q. 商工農水部とシティプロモーション部で目的の違いがあるかもしれないが、両部が取り組む事業やコンテンツには共通する領域がある。場所の提供だけでなく、お互いが協力し合いながら消費者ニーズに適した商品展開を実現してほしい。

A. それぞれの部が独自の予算で事業を進めている面があるが、相乗的な効果を生むことができるよう連携していきたい。また、双方の活動には重複する部分が多く、連携することにより事業者支援にも寄与すると考える。商工農水部とシティプロモーション部の連携による効果が見込まれる領域においては、一緒に取り組んでいきたい。

Q. シティプロモーション部が担当している事業はもともと商工農水部が行っていたものであり、お互いに協力して取り組むべきである。商工農水部にはシティプロモーション部にはないノウハウと歴史があるため、商工農水部が協力し、シティプロモーション部を支えるべきである。

A. 泗水十貨店について、事業者支援、生産者支援にもつながっていくため、当部が持っている情報などを共有し、連携していきたい。

Q. スタートアップ支援とは何か。

A. スタートアップとは、革新的な技術を基に、短期間に成長する企業を指す。現在、本

市においてはスタートアップが少ない状況であるが、県はスタートアップ支援に力を入れており、連携を模索している。なお、本市においては、市内外のスタートアップが事業課題の解決などで地元事業者と協働するモデルを検討している。

○第2条 債務負担行為

別段の質疑、意見はなかった。

議案第100号 令和6年度四日市市競輪事業特別会計予算

一般会計繰出金について

Q. 現在は経営が黒字であるが、過去には赤字もあったと認識している。コロナ禍の影響が収束し、収入が増加している状況について、今後もこの好調な傾向が続く見通しであるか。

A. 全国の競輪の車券売上は、平成15年に一兆円を切り、その後下降傾向が続いていたが、平成26年から微増傾向に転じ、令和4年に20年ぶりに大台の一兆円超となった。この理由は、コロナ禍における巣ごもり効果により、自宅からでも投票ができるインターネット投票による車券売上が増加したことなどが挙げられる。

本市の取り組みとしては、平成14年からナイター競輪に特化したことに加え、昨今では民間ポータルサイトによるインターネット投票の普及で好調な売上を維持している。しかしながら、過去には競輪業界の動向が1年で急変したこともあったため、今後においても慎重に状況を見極めていきたい。

Q. 選手に対する賞金や競輪関連中央団体に関する仕組みに変化はあるのか。

A. 賞金などに関する制度に変更はなく、収益が向上したなかで必要な経費も段階的に上昇している。

Q. チャリLOTOPラザの運用状況はどうか。

A. 昨年11月3日に競輪場内にチャリLOTOPラザを開設し、スマートフォンを用いてその日に開催している全国の競輪に投票できるシステムが提供されている。令和6年3月までの目標加入者数は約500人で、現在417人が加入している。

車券売上は、本年度4300万円を見込んでおり、1月までは2180万円余で順調に推移していたが、2月には発売日数の減少により若干の落ち込みがあった。

3月にはイベントを通じて加入者と車券売上を促進し、売上目標をクリアするよう(株)チャリ・ロトに申し出ている。

Q. 現在、一般会計の繰出金が2億円であるが、業績がさらに好調になれば、繰出金が増加する可能性もあるのか。

A. 現在は好調な収益があり、令和4年度から実施している大規模施設整備費の28億円余は、基金から全額充当できる状況である。

将来的にも増収見込みがあるなか、大規模施設整備にかかる人件費や材料費の高騰にも対応していくため、当面は大規模施設整備費に優先して収益を充てていきたい。

ナイター演出照明整備事業について

Q. ナイター競輪の演出照明整備事業に1億4000万円をかけているが、どのような効果があるのか。

A. ナイター競輪の演出照明整備では、走路内の全体を照らすカラー照明、中央通路をカラーで演出するテープライト、こうにゆうどうくんなどのキャラクターを投影できる360度立体的に可動するムービングライトのほか、音響設備の導入を予定している。

ナイター競輪開催中は、選手入場や勝利者インタビューなどで活用することで、来場者にも楽しんでいただけたらと考えている。

また、ナイター競輪開催日以外でも、市民が楽しんでいただける夜間イベントの開催やイベント会場としての貸出をしていきたいと考えている。

なお、このような特色ある取組は、特別競輪の誘致においても有益となり、今後の収益向上につなげていきたいと考えている。

Q. インターネットによる配信時にも演出照明導入の効果はあるのか。

A. ナイター競輪開催時におけるインターネット放送やCS放送において、演出照明による競輪開催の魅力向上とともに、通年ナイター競輪場としての特色を出していくことでインターネット投票の増加による収益向上が期待できると考えている。

議案第102号 令和6年度四日市市食肉センター食肉市場特別会計予算

食肉センター・食肉地方卸売市場施設整備事業について

別紙提言チェックシートに記載。

議案第107号 令和6年度市立四日市病院事業会計予算

経営状況について

Q. 今回の予算では収支がマイナスとなっており、損益勘定留保資金、いわゆる貯金から10億円以上を取り崩すこととなっているが、資金の残額はどれくらいあるのか。

A. 令和6年度末の現金預金残高は約91億円になると見込んでいる。

Q. 赤字が年々続けば、資金が減少することになるため、大規模改修などの事業計画の実施も厳しくなるのではないか。

A. 事業を実施すると、資本的収支の中で、現金不足は生じるが、減価償却費として後年度に資金留保していくため、全体として資金バランスが取れる仕組みとなっている。

Q. 業績の悪化が続くと現金が不足するため、企業債を発行しながら改修事業を進めていく必要がある。黒字になる見込みがない中で、どのように経営していくのか。

A. 収益を上げるための努力はしているが、入院患者数が全国的にも減少しており、特に公立病院の経営が悪化している状況にある。当院においては、最近、入院患者数が増加傾向にあるため、地域の医療機関との医療連携を推進しながら入院患者の増加を図り、急性期医療をしっかりと提供することで、収支を改善していきたい。

(意見) 一度に全ての問題が解決するわけではないため、ICTの活用による効率化や委託料の見直しによる経営の適正化も検討しながら、質の高い医療を維持することが必要である。この1年間で、少しでも赤字を削減するように努力してもらいたい。

Q. 他の公共施設と同様に公立なので赤字が避けられない中で、経営が良いほうだと考える。広域に医療を提供している病院としての特徴はあるか。

A. 当院は、広域に医療を提供しており、特に心臓血管外科は100万人以上のエリアをカバーしている。新型コロナウイルス感染症の影響で患者が減り、減収の時期もあったが、回復しつつある。また、入院患者1人1日当たりの入院診療収益が10万円であることは、大学病院並みであるため、患者のために非常に高度な医療を提供しているものとする。当院としては、働き方改革を進めるとともに、若い医師に引き続き来てもらうための仕組みを整えていきたい。

院内託児所事業について

Q. 院内託児所であるなないろ保育園の職員を公務員として採用する場合の問題点は、地方公務員法に基づき競争試験を行って平等に採用しなければならず、現職員が採用される保証がないということか。

A. そのとおりである。

Q. 育児休業から復帰し夜勤をするため、3歳の子をなないろ保育園に預けたいが受け入れてもらえないという話を聞いた。こういった場合の対応はどのようなものか。

A. なないろ保育園では、3歳以上の子も受け入れているが、保育士の人数との関係ですぐに受け入れができず、育児休業を延長するなど一時的に待機してもらうことがあるかもしれない。看護部でこのような相談があるかどうか、確認を取りたい。

Q. 今後、夜勤の看護師が増え、入園希望者が増えた場合、どれくらいの体制で受け入れができるのか

A. 保育士の人員が不足すれば、募集して、人材確保に努めていく。

Q. 京都市立病院院内保育所では、夜間保育など、なないろ保育園と似たようなサービスを開始することで、費用が増加しているということか。また、四日市私立保育園連盟の会議における「私立の認可保育園がなないろ保育園の運営を受託する可能性」に関して「泊り保育がある現在の内容で受託することは難しい」、「私立の認可保育園に委託したとしてもコストダウンするとは限らない」などの意見があったとのことであるが、結論としては現状が最適ということか。

A. 京都市立病院院内保育所では、令和5年度から泊り保育が導入された。また、平成22年度の定員が45人であったものが平成27年度には60人に増加したことが挙げられる。また、人件費の上昇もあり、委託料の増加につながっている。

私立の認可保育園への委託については、私立保育園連盟の会議に参加した際に、これらの意見をいただいたが、会議の出席者が「現状が最適」と思っているかどうかはわからない。

Q. 夜間保育が提供されていることは大きなメリットと考えてよいか。

A. なないろ保育園ができる前は、夜間保育をできるところがなく、子を育てるために看護師が退職せざるを得ないことがあった。院内託児所を設置することによって、看

護師は夜間でも安心して仕事を続けることができ、地域に医療サービスを提供し続けることができるようになった。

Q. 看護師が子を預けることができることで、続けて働くことができていることはとても素晴らしいことであるため、この制度を続けることで、地域の医療を支えてほしいと考えるがどうか。

A. 看護師がたくさんの経験を積んで、患者に良質の医療を提供できるようにサポートしたいと考えるため、これからも院内託児所の運営を継続し、看護師が長く働けるように支援していきたい。

病院施設更新計画検討事業について

Q. 市立四日市病院周辺の土地は、ほとんどが市有地ではなく、借地の駐車場が多いため、病院の敷地は限られているということか。

A. 当院の延床面積は、約5万1000㎡で都市計画法上の建ぺい率、容積率がほぼ最大に達しており、さらに新しい建物を造ることは難しい状況である。

Q. 周辺駐車場に病院の建物を建てることは、借地であるためできないのか。

A. 定期借地のままでも、用地買収することでも、建設することは可能である。

Q. 病院施設を更新するに当たって、病院のサービスが止まらないようローリング計画を実施する理由は、リスクを考慮して慎重に計画をするためか。

A. そのとおりである。

Q. 直接人件費に1600万円以上の予算がかかる理由は、建て替えや設備の更新など、病院の重要な部分の建て替えであるためにたくさんの人手が必要だからと考えるが、工事の順番や、設備の盛り替え、建物のゾーニングや動線の確認には、多くの人件費がかかる。通常の公共施設よりも、病院は特に慎重に計画を進める必要があるが、他院で同じような改築や建て替えを行っている事例はあるのか。

A. 今回の更新計画の対象となるのは病院の中核である診療部門や病棟となり、病院によって条件が様々に違うため比較は難しいと考える。計画にあたっては、細部にわたって注意深く進める必要があり、そのためより多くの人件費が必要となる。

Q. 病院は通常の公共施設とは異なり、改修には専門的な知識や調査が必要であることから、今回の予算が妥当かどうかの判断は難しい。予算の積算根拠がある程度示されているものの、他院の事例と比較して予算が適切であるとの情報が得られると、妥当性を判断しやすくなるのではないか。

A. 当院の床面積は、四日市ドームの2倍以上、博物館や文化会館の4倍から5倍以上の大きさである。また、医療機器などの関連設備も多いため、新しく建て替える場合の基本設計費は、当院と同規模病院では2億円以上になると想定される。このことから今回の予算は、基本的な計画や動線の部分の検討を行うものではあるが、妥当な金額と考えている。

Q. 同規模病院よりも予算を抑えながら工夫して進めており、同じような施設を造る場合に比べて、予算を節約できるように工夫しているということか。

A. 同規模病院の新築にかかる基本設計費として想定される2億円には、様々な業務を含んでいる。今回の事業費は、当院の大きさなどを考慮したうえで、基本設計の必要

な部分だけを取り出したものであり、それに必要となる予算を計上した。

Q. 税金を使って病院を運営する以上、予算の使い方や計画がとても重要で、将来的な病院の成長を考えながら慎重に進める必要がある。また、建設時の初期設定や計画段階での誤りがあつたり、基本がしっかりしていないと、将来に大きな影響を与えかねないため、そうならないための計画が必要である。市立四日市病院がさらに成長するためには、機器や設備の改修や改築がしやすい設計が求められるとともに、十分な敷地も必要ではないか。

A. まずは現在地を基本に考えながら、新病院の在り方について検討していくことになるが、現在地に固執しているわけではない。そのとっかかりとして現在地で新しい病院を建てることができるかどうかを詳細に調査するため、今回の予算を計上している。その後、新しい病院の全体像について検討を進めていくとともに、議会や市民にも丁寧に説明していきたい。

(意見) 市立四日市病院の将来性や課題の抽出が抽象的すぎるため、もっと具体的に検討すべきと考える。他の事例と比較して選択肢を広げ、初期設定や具体的なコストについても検討すべきである。また、現在地に残る場合より、移転したほうが費用は安く抑えられる可能性もあると考える。

Q. 現在地での病院経営を検討するだけでなく、他の場所も併せて検討してほしい。その際、将来を見据えて、公共交通のアクセスなどが便利で市の発展に寄与できるような位置を検討してはどうか。

A. 新しい市立四日市病院を検討していくに当たっては、建物だけでなく、市民の利便性や病院の将来性、公共交通などを含め、当市の医療提供をどう維持していくかについて検討し、調査を進めていきたい。

Q. 市立四日市病院は赤字を出す部門も担当しなければならない一方で、地域医療構想や公共交通との連携なども考えていく必要がある。将来の病院の規模や機能について、これからの展望をしっかりと考えるべきではないか。

A. 将来的な医療需要、北勢地域の医療提供のバランスを基本に考えて事業を進めたい。

Q. 今の段階では、医療サービスの提供などのソフト面と施設についてのハード面に關する調査を進め、調査結果を基に基本構想を策定し、その後、基本計画を作成していくという流れか。

A. 今回の事業ではいくつかの選択肢がある中で、まずは、今の場所で病院を継続する場合どうなるかの調査を行う。結果に基づき、立地も含めて段階的に検討していく予定である。

Q. 現在地に限定して検討しているのであれば、もし現在地に残ることが難しいと判断された場合、改めて検討や計画が必要になるということか。

A. 現在地に残る場合、用地買収や都市計画変更など、様々な問題が発生することが想定される。一方で、移転ありきで話を進めると、その後に後戻りが生じた場合、令和20年に間に合わなくなる恐れがあることから、丁寧に進めていく必要がある。そのためにも、現在地で病院の継続ができないと判断した場合はその理由をはっきり示す必要があると考える。まずは、現在地に残る場合に想定される課題について調査し、その後に市として課題を受け入れることが可能かどうか具体的に検討していきたい。

- Q. 詳細設計を業者に無条件に委任するのではなく、職員が権限を持って適切な条件を加えるべきと考える。また、市立四日市病院が将来的に成長していくための計画を立てることが重要であり、初期の段階で、市が明確な定義を提示し、条件を設定することが必要ではないか。
- A. 事業の推進にあたっては、受託業者に任せきるのではなく、医療従事者の意見もしっかり聞きながら、主体的に進めていきたい。
- Q. 市は計画をコンサルタントに依頼したら終わりではなく、中身をしっかりと検討し続けなければならない。市が権限を手放したことで誤った方向に行かないように、市が権限を行使し続けることが必要ではないか。
- A. しっかり肝に銘じて事業を進めていきたい。
- Q. 今回の予算は、現在地での建設の方向性を検討するためのもので、もし現在地が不適当だと判断された場合、次の検討にかかる別の予算が上程されるということか。
- A. 現在地に残るためにはどのような課題があるかを調査し、その課題を受け入れることができるかどうか検討を行っていく。難しいとの結論になれば、移転に向けて次の段階に進むことになるため、事業内容を説明した上で新たに予算計上したい。
- Q. 桑名市総合医療センターは、駅に近い市の中心部に建設しているが、他市の事例を参考にしているのか。
- A. 最近の事例では、30年ごとに新しい建物を隣に建てて古い建物を壊すというサイクルで施設更新を計画し、そのために広い敷地を確保することが主流となっているが、都心部の病院では用地の確保が困難な場合もある。今後は他の事例も参考にしつつ、建て替えを検討していきたい。

病院施設大規模改修事業の企業債について

- Q. 病院施設大規模改修事業の資料の財源内訳に記載されている企業債の金額と、資本的収入の病院改築事業資金の企業債の予算額が合わないのはなぜか。
- A. 資料には、病院施設大規模改修事業に併せて更新する医療機器に係る企業債分が含まれているためである。

市民公開講座について

- Q. 令和6年度は市民公開講座の予定はあるか。
- A. 令和2年度から令和5年度まで、コロナ禍の影響で中止していたが、令和6年度から再開予定である。

診療補助業務について

- Q. 診療補助業務とは、どのような業務内容か。
- A. 受付業務や診療報酬の請求、玄関での検温案内、風邪症状のある患者に対する別棟への案内、外来の看護助手やメッセージ業務などを委託している。
- Q. 医師事務作業補助者とは別の業務か。
- A. 医師事務作業補助者は外来の診察室で医師の診察を補助する当院の職員であり、診療補助業務とは別の業務である。

Q. 医師の負担を減らすため、医師事務作業補助者が必要と考える。医師事務作業補助者を配置する病院が増えていると聞いているが、どうなっているのか。

A. 当院では、医師事務作業補助者を十数年前から配置し、従来看護師が行っていた事務業務を医師事務作業補助者が担当し、看護師は看護に専念できるようになった。医師事務作業補助者はカルテ等の書類の管理などを行い、医師の業務負担軽減に貢献している。

(意見) 医師事務作業補助者は働き方改革の一環で、医師の業務をサポートしてくれる重要な存在と考えるため、これからも配置を継続してほしい。

Q. 診療補助業務に当たる職員はどれくらいの人数か。

A. 160人程度である。

Q. 職員が160人であれば、1人当たり500万円以上の人件費がかかることになる。この経費を削減するため、直接雇用したほうが費用は安くなるのではないか。

A. 職員を新規に募集したり教育したりする時間やコストを考えると、業務を委託することに意味があると考えます。

(意見) 委託料には人件費だけでなく派遣会社に対する手数料などの経費も含まれている。直接雇用すれば手数料分を人件費に充てることが可能であり、より良い雇用条件になるのではないか。

委託料予算における物価等上昇の影響

Q. 物価上昇により、委託料の適正な管理が難しく、特に物価スライドの条項がないため、急な増減に対応するのが難しい状況がある。公立病院としては人件費などを含む経費を適正に計上し、支払っていくことが前提であり、業務委託においても適正な経費管理が求められている。物価高騰や賃金上昇などの状況を考慮し、特に人件費、委託料をこれまで以上に精査し、マネジメントしていかなければならないのではないか。

A. 委託料について、現在物価が高騰している中で、適正かどうかの判断が難しい状況にある。病院における委託は専門的な部分が多く、場合によっては生命に関わるような重要な保守業務もある。他院では委託の最適化に向け、フルメンテナンスにより全てを委託するのか、どこまでを委託範囲とするのかを検討しているところもある。現在、医療従事者と共に他院の取り組みを研究し、最適な委託契約を目指しているところである。

Q. 業務委託に対する地域性や人件費、経費の適正化を徹底的に精査し、的確なデータを提示できるようにする必要がある。委託料の精査は過去の経緯や経験だけにとらわれず、切り口を見直して適正化を図ってはどうか。

A. 病院職員の業務は特殊であるため、職員が長期に在職しないと効率的に業務を進めていくことが難しい状況である。スキル向上とそのスキルをどのように引き継ぐのかを含め、現行の委託を継続しながら他市の事例を学び、委託内容を数値化することなどにも取り組んでいきたい。

医師の負担軽減について

Q. 医療の働き方改革が進んでいる中、令和6年度は三六協定に基づいた労務管理をど

のように実施していくのか。

- A. 三六協定については、毎年労働組合と協議し、労働基準監督署に届出している。今回、当院の医師労働時間短縮計画については、特に心臓血管外科の医師を対象にしている。心臓血管外科の手術は長時間となるものが多く、手術後の患者の管理や休日の回診、緊急手術等もある。手術件数については年間約400件であり、北勢地域の心臓血管外科手術を一手に担っている状況である。国としても、医師の労働時間の上限である年間960時間以内に収めることが、医療提供体制維持の観点から困難な医療機関もあるということで、一定の手続きを行うことで年間960時間を超える時間外労働を行うことも認めている。このような中、当院は三重県への申請手続きを進めている。また、多職種で構成する診療業務の役割分担委員会に、心臓血管外科の医師も参画してもらい、業務の役割分担や負担軽減策について議論・検討をしていく。
- Q. 医師の労働時間について、法律で定められた労働時間の上限がある中で、医療の特殊性を考慮して、例外的に長い時間働くことも認められているが、働きすぎとならないように、労働時間を管理する必要がある。労働時間の上限を守りながら、安心して仕事ができるような環境を整えることが必要ではないか。
- A. 年間960時間を超える時間外労働の認定は、過渡的な特例であり、令和17年度末までには全ての医師について、年間960時間以内の時間外労働時間数とすることが求められている。令和17年度末ということではなく、できる限り早い時期に、上限960時間以内となるように取り組んでいきたい。

労働時間の管理について

- Q. 労働時間管理の方法として、ICカードを導入するのか。
- A. 在院時間把握の方法として、ICカードをカードリーダーにかざす方式を考えている。令和6年度、検討を進めた上で導入したい。

奨学金制度について

- Q. 四日市看護医療大学の奨学金制度によって、看護師は集まっているのか。
- A. 奨学金制度利用者を含め、毎年約30人の四日市看護医療大学卒業生が当院に就職している。当院に5年間勤務すれば、奨学金の返済が免除されるということで効果があると考えている。
- Q. 奨学金制度の募集枠を増やせば、入学希望者が増えるのではないか。
- A. 四日市看護医療大学の育成会の会議に参加し、今後の方針を話し合っている。奨学金制度による授業料の公費負担を受験生にどうやってアピールするか、どういうキャリア形成が得られるのか、また、当院を就職先とするメリットについて、しっかり協議していく。

医療従事者の確保・定着事業について

- Q. 医師を確保するために、医師の働き方改革も含め、他院にはない魅力を持つべきと考える。医師は給与以外に、アルバイトや講演などで収入を得ることはできるのか。
- A. 地方公務員であるため、基本的に副業は禁止されているが、医学の発展のために、

医師会など公的な団体からの依頼で講演することは認めている。

Q. 病院を選ぶ基準は、単に仕事が好きだからではなく、その病院で学びたいことや有名な医師の指導を受けられること、最新の医療機器があって、それらを使って学べることが重要だと思う人が多いと考える。このような魅力を発信することが市立四日市病院の成長につながるのではないか。

A. 医師はプロフェッショナルであり、働きやすい環境や最新の技術を学べることを重要視する人が多い。当院では、ダヴィンチなど、最新の技術を使った手術も行っており、短時間で、以前に比べて精密に安心して手術できるようになっている。東京に行かなくても本市で高度な医療が受けられることは、市民にとって大きな利点であると考えます。また、当院では麻酔科の医師が14人もいます。他の大きな病院では10人もいないところが多いということを見ると、高いレベルで医療が提供できていると言える。

Q. 医師が病院を選ぶ際に興味を持つ部分を、事務職員がどう見極めるかが重要である。例えば、最新の技術や医療機器などのポイントをはっきりさせて、医師と相談しながら、見極めるべきではないか。

A. 事務職員と医師が直接話しても、互いに理解することが難しい面があるため、医師である幹部職員が間に入って円滑にコミュニケーションを取れるように説明していくことが重要だと考える。例えば、最新の手術機器であるダヴィンチの購入や維持には多額の費用を要するが、医療の向上や患者のためには必要なものであるため、医師である幹部職員が分かりやすく説明し、理解を得るようにしている。

I H E A T (アイヒート) について

Q. コロナ禍で、保健所が人員不足となり機能しなかった経験を踏まえて、感染症が蔓延したときに備え、保健所を支援する病院を事前登録する I H E A T についてどのように考えるか。

A. 感染症対応の時に、医療機関が保健所との連携をどう進められるかは重要なポイントであると考えます。制度は、県が所管しており、依頼があれば県や健康福祉部と協議を重ねながら、しっかりと対応していく。

その他

Q. 令和5年度に実施した事業の中で計画されていたが、議会への説明をせずに令和6年度の予算がなくなった事業はあるか。

A. ない。

議案第 98 号

令和5年度市立四日市病院事業会計第2回補正予算

別段の質疑、意見はなかったが、病院施設大規模改修事業については議案第107号 令和6年度市立四日市病院事業会計予算と併せて審査を行った。

議案第 149 号 令和 5 年度四日市市一般会計補正予算（第 9 号）

【市民生活部・経過】

別段の質疑、意見はなかった。

【シティプロモーション部・経過】

○第 1 条 歳入歳出予算の補正

施設全般について

Q. 施設全般における光熱費の高騰はどれぐらい高騰しているか。

A. 令和 4 年と令和 5 年の電気代を比較すると、令和 5 年は下がっており、暖冬の影響もあり使用量も減少している。しかし、指定管理者とはリスク分担した契約となっており、物価上昇に伴う費用は指定管理者が負担し、一定の物価上昇を上回る場合は協議の上、市が負担することになっている。平成 30 年度に契約した文化会館の場合、物価上昇率は、電気代は 109%、ガス代は 106%とし、ここまでは指定管理者が負担することとなっている。年間支出額がこれを上回る見込みであるため、差額分を精算する。

(意見) 資料説明において、光熱費の高騰による影響を具体的な数字で示すよう要望する。物価の上昇率や当初の予算と実際の支出額の差などを数字で示し、契約書においても物価の変動に対する具体的な取り決めがある場合は、それを資料に付け加えてほしい。また、契約書の中で言及されている通常の物価変動の範囲や特別な事情が生じた場合の協議についても、具体的な数字や条件を知らせてほしい。

(意見) 指定管理期間ごとの光熱費の見積もりのタイミングや精算の考え方などについて明確なルールを設け、透明性を高めるべきと考える。

Q. 工事費の支払いは令和 6 年度に繰り越して実施することについて、契約通り前払いするものではないのか。どのような経緯があったのか。

A. 契約書に前払いを請求することができるが、前払いの請求には保証契約が必要となることもあり、完成時の一括請求を選択したものである。それに従い、今年度の前払い分が不要になったため、その分を繰り越すことになった。

《歳出第 2 款総務費 第 1 項総務管理費 第 19 目文化振興費》

《歳出第 2 款総務費 第 1 項総務管理費 第 21 目体育振興費》

《歳出第 2 款総務費 第 1 項総務管理費 第 22 目体育施設費》

《歳出第 10 款教育費 第 5 項社会教育費 第 1 目社会教育総務費》

別段の質疑、意見はなかった。

○第 3 条 債務負担行為の補正

別段の質疑、意見はなかった。

【商工農水部・経過】

○第1条 歳入歳出予算の補正

《歳出第6款農林水産業費 第1項農業費 第2目農業総務費》

森林環境基金積立金などについて

Q. 森林経営管理制度事業について、対象とすべき森林の選定や優先順位付けに時間を要したため執行できなかつたとあるが、これはどういうことか。

A. 森林経営管理制度は林業経営に適さない森林を行政が土地所有者に代わって管理する制度であるが、本市内の森林のほとんどが私有林であり、林業経営には適していない人工林が大半であるため、市がどの地域の森林をどのような優先順位を付けて管理を行うかのルールが不足している。管理すべく地域の選定や保全方法が見いだせず、予算執行ができなかつたものである。

Q. 周辺自治体の取組状況は確認したか。

A. 周辺地域では、この森林経営管理制度による森林整備が行われているが、本市においては長期間にわたりどのような方法で管理を行うのかの方針が不透明である。本市がどのように対応すべきか真剣に検討する必要がある、そのために時間をいただきたい。

Q. 実際に試してみることも重要である。例えば、市が道路整備を進めているところで、隣接地から木が倒れている箇所があれば、そのような場所の整備から取り組むことができるのではないか。いきなり何十年も管理が可能かどうかを検討するのではなく、まずは簡単な取組から始めるべきではないか。

A. 大切な財源であり、有効に使うために、様々な方法を検討していきたい。

Q. みえ森と緑の県民税市町交付金を活用した事業の執行率が低いことから、市が里山や竹林の保全に対して消極的な印象を受ける。財源があるならば、積極的な活用を探るべきであり、市民にとっても喜ばれる可能性があるため、再検討してはどうか。

A. 優先順位をどう設定するのか、様々な視点があるため、ルールづけについて具体的に説明できるように検討していきたい。

《歳出第6款農林水産業費 第1項農業費 第3目農業振興費》

《歳出第6款農林水産業費 第1項農業費 第4目農業研究施設費》

《歳出第6款農林水産業費 第2項畜産業費 第3目食肉センター食肉市場費》

《歳出第6款農林水産業費 第4項水産業費 第3目漁港管理費》

別段の質疑、意見はなかつた。

《歳出第7款商工費 第1項商工費 第2目商工業振興費》

障害者雇用について

Q. 障害者雇用促進事業の申請件数が少ない理由は何か。

A. まだ取り組みが始まってから期間が短いため、普及が進んでいない現状がある。今後も予算を増額している以上、制度の利用促進に尽力したい。

中小企業新規産業創出について

- Q. 中小企業新規産業創出事業費において、自社開発は3件の交付決定があつて、成長分野の新規参入事業が0件となっていることについて、どのように分析しているのか。
- A. 自社研究開発では200万円、成長分野では400万円を補助金額としており、成長分野はよりチャレンジングなプロジェクトへの支援を目的として補助金の上限額を高め設定している。一方で、この高い補助金額が技術の高さを求め、狭き門になっている可能性があり、より多くの企業がチャレンジできるように積極的にアプローチし、支援を強化していきたい。

○第2条 繰越明許費の補正

別段の質疑、意見はなかった。

議案第150号

令和5年度四日市市食肉センター食肉市場特別会計補正予算(第2号)

別段の質疑、意見はなかった。

【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分につきましては、議案第99号 令和6年度四日市市一般会計予算、第1条歳入歳出予算のうち、歳出第2款 総務費 第1項 総務管理費 第22目 体育施設費のうち、その他運動施設整備事業費(温水プール整備事業)については採決の結果、可否同数であったため、分科会長の裁決により原案のとおり可決すべきものと決し、その他の部分については、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、議案第99号 令和6年度四日市市一般会計予算、第1条歳入歳出予算のうち、歳出第7款 商工費 第1項 商工費 第3目 観光費のうち、観光施設整備事業費(宮妻峽の再整備)について、及び、歳出第2款 総務費 第1項 総務管理費 第22目 体育施設費のうち、その他運動施設整備事業費(温水プール整備事業)について、全体会審査に送るべきとの意見があり、これを諮ったところ、賛成多数により、全体会に送ることと決しました。

これもちまして、産業生活分科会の審査報告といたします。

四日市市議会提言チェックシート

～当初予算案への反映状況について～

(令和6年2月定例会議会 予算常任委員会)

No. 2

事業名	四日市市空き店舗等活用支援事業補助金について	
事業概要	四日市商店連合会に加盟した組織がある商店街および高度経済成長期に郊外に建設された補助対象となる住宅団地における空き店舗等を活用し、新たに出店しようとするものを支援することにより、空き店舗の解消によるにぎわいの創出ならびに市内の買い物拠点の維持および再生を図る。	
	決算額	決算額 7,033,000 円

次年度予算への提言

<提言> 四日市市空き店舗等活用支援事業補助金について

コロナ禍により生活様式が大きく変わった今、コロナ禍前から実施している空き店舗に対する支援方法が効果的なものかどうか、過去の実績を分析した上で、商店街の活性化に資する支援のあり方について評価検証を行うべきである。

※参考 事業実施に関する意見 ⑤その他（補助金の過去実績等による評価検証の実施）

【当初予算案への反映状況 / 理事者からの報告】

【商業労政課】

当補助金にかかる過去の実績を検証したところ、これまで当補助制度を利用して出店した店舗は定着や集客が一定程度認められ、中心市街地の賑わいに貢献していると考えられるため、現行の制度を継続する。

ただし、店舗の営業を継続するよう、3年間営業を継続する意思がある者を対象とすることとし、申請時に営業継続の意思を確認するよう、運用を改める。

また、令和6年度において、従来とは異なる手法での空き店舗の実態調査を行うとともに、商店街など多様な主体が空き店舗を活用することに対して柔軟に対応できる内容や、中央通り再編及びスマート化など都市の基盤が整備された際に有効な空き店舗対策についても検討する。

【令和6年度当初予算】

- (1) 空き店舗等活用支援事業補助金 10,000千円（前年度当初予算：7,500千円）
- (2) 中心市街地空き店舗調査 704千円（前年度当初予算：—）

【当初予算案への反映状況 / 分科会での確認】

1. 主な意見

- Q. 3年以上継続して店舗経営できなかつた場合、補助金の返還を求めることは可能か。
- A. 3年以上経営を続けている事業者が多い一方で、長期継続が難しい場合もある。他市の事例を見ても、経営が難しくなった場合、補助金の返却まで求めることは難しいため、現段階では3年間の継続意思確認を行い、補助金を支給する方針としている。
- Q. 結果的に返金を求めないケースもあるが、返金が必要な場合もある旨を申請時の聞き取りの際に明確に伝えるべきではないか。
- A. 当該補助金は、空き店舗の解消が目的であり、店舗が開業し、補助金が支給された段階での補助事業は完了しているため、補助金の返還を求めることは難しいと考えている。しかし、初期の目的が達成されない場合や内容に問題がある場合は返金してもらうことになる。
- Q. 3年間継続する意思がないのに、補助金を受けようとする場合に備えた抑止力として、返還の可能性のあることを提示することが重要ではないか。結果的に、返金してもらうかは別として、条件が満たされない場合には返金を求める可能性があることを、申請者に伝えてはどうか。
- A. これまでの実績から見て、申請者も一定の投資をしているため、安易に手を引く可能性は低いと判断している。申請時に継続意思確認をしっかりと行い、短期間での営業撤収を避けたいと考えている。
- Q. 計画との乖離や公序良俗に反する場合を除いては補助金の返金が難しいと考える。閉店が避けられない場合、経営的に厳しい状況であるため、そのような場合にはむしろ次の挑戦を促進するほうが良いと考える。また、今回の予算には調査費用が計上されているが、具体的にどのようなに使われるのか。
- A. 現在は商店街の関係者が歩いて回りながら空き店舗の調査を行っているが、それと併せて、リサーチ会社に委託し、事業者名などを地図に落とし込んで、より多角的に調査することを検討している。

【意見】

- ・ 空き店舗の発生だけでなく、その情報を収集し、どの職種や業種が商店街に適しているか、また、成功の要因や継続性の担保など、事業者が直面する様々な側面にも焦点を当てるべきだと考える。結果的に、飲食店ばかりが増えることが避けられないなら、調査を有効に活用し、商店街全体の魅力を高めるための取り組みを検討することが重要だと考える。
- ・ 3年や5年のスパンで成果を評価する難しさや、補助金導入による既存業者への影響、不健全な競争の懸念があるのではないかと。また、新規出店によって既存業者が影響を受け、自由競争を縮小することにならないか。市が土地利用の用途の規制緩和を実施して、業種の幅を拡大することも効果があるかと考える。

2. 反映状況

中心市街地空き店舗調査費用を計上し、空き店舗の実態調査を行うことから、③拡大に分類する。申請時に、店舗を3年間継続する意思があるか確認することに運用を改めたが、制度そのものが有効かどうかについては、引き続き議論が必要である。

分類	備考
①廃止	次年度事業費予算に関連するもの
②縮小	
③拡大	
④新規事業の実施	
⑤その他	事業実施手法の見直し など

四日市市議会提言チェックシート

～当初予算案への反映状況について～

(令和6年2月定例会議会 予算常任委員会)

(継続) No. 2

事業名	食肉センター・食肉地方卸売市場施設整備事業について	
事業概要		
	決算額	
次年度予算への提言		
<p><提言> 食肉センター・食肉地方卸売市場施設整備事業について</p> <p>食肉センター・食肉地方卸売市場施設整備事業における家畜搬入車両の場内一方通行化は、場内の十分な衛生管理のもと、今後も引き続き安全で高品質な食肉を供給するために、解決に向けて取り組んでいくべき課題であり、特に、難航している三重県との用地取得についての交渉は早期に妥結させるべきである。</p> <p style="text-align: center;">※参考 事業実施に関する意見 ⑤その他（家畜搬入車両の場内一方通行化に向けた取組を強化）</p>		
<p>【当初予算案への反映状況 / 理事者からの報告】</p> <p>[食肉センター]</p> <p>家畜搬入車両の場内一方通行化を早期に進めるため、県有地の代替地として近隣の市有地を活用するための調査・設計を行う。また、当該県有地の一部に位置する三重県北勢家畜保健衛生所の移転候補先として予定している三重県四日市庁舎北館への移転可否調査を並行して実施する。</p> <p>【令和6年度当初予算】</p> <p>食肉センター・食肉市場施設整備事業費（推進計画） 25,900千円（前年度予算：9,000千円）</p> <p>【当初予算案への反映状況 / 分科会での確認】</p> <p>1. 主な意見</p> <p>Q. 県との交渉の目途は立っているのか。</p> <p>A. 一方通行化に向けて、県職員駐車場の代替地の可能性があるのは近隣の新正南公園のみであり、都市公園の用途変更について都市整備部と連携しながら来年度にその調査を進める予定である。また、食肉センターの隣にある家畜保健衛生所は県四日市庁舎内への移転を要請しているため、引き続き用地と移転に関する交渉を県と進めていきたい。</p> <p>Q. 最短でいつ移転できるのか。</p> <p>A. 保健所食品衛生検査所が県庁舎北館の一部を間借りしているが、令和8年度に鈴鹿山麓研究学園都市へ移転するので、その空いたスペースに家畜保健所が最短で令和8年から9年にかけて移転できるように手続きや準備を進める予定である。</p> <p>Q. 新正南公園の用途変更について地元住民は納得しているのか。</p>		

- A. 昨年度、自治会長に説明を実施したが、その後は地元との具体的な接触が取れていない。来年度の調査時に地元と話をしていきたい。
- Q. 公園はなくなるのか。なくなる場合、公園の代替地は用意するのか。
- A. 公園の半分程度を県職員駐車場に活用する予定であり、残りは地元の意見を伺いながら公園の再整備に取り組んでいきたい。
- Q. 食肉センターを運営している畜産公社には、県も共同出資しており、交渉が難航していることに理解ができない。二役にも協力を仰ぎ、知事との交渉を進めるべきではないか。
- A. 食肉センター・食肉市場は周辺市町からの畜産物も取り扱っており、県が家畜衛生や畜産振興を推進するうえで大きく関与している施設であるため、交渉時にこれらの点を適切に伝えて協力をお願いしていきたい。

【意見】

- ・地元からすると、公園は避難場所としての機能を持っていると考えるため、その点に注意して再整備を検討してほしい。

2. 反映状況

予算が増額され、県との交渉に向けて条件整備が進んでいるため、③拡大とする。
 予算は増額されたものの、交渉に時間を要する見込みであるため、引き続きスピード感を持って県との調整に当たることが必要である。

分類	備考
①廃止	次年度事業費予算に関連するもの
②縮小	
③拡大	
④新規事業の実施	
⑤その他	事業実施手法の見直し など

5. 所管事務調査報告書

産業生活常任委員会

○中心市街地再開発を見据えたシティプロモーションについて

1. はじめに

東京－名古屋間のリニア中央新幹線開通を機に首都圏との交流が飛躍的に高まることを見据え、本市は、「四日市市総合計画 2020-2029」の重点的横断戦略プランとして、中心市街地の都市機能高次化に取り組むこととしています。

その実現に向け、国直轄事業の「バスタ四日市」整備を含めた中央通り再編事業や都市公園の再編、新図書館の整備、JR四日市駅周辺における大学設置などからなる中心市街地再開発プロジェクトを進めています。それにより、四日市の玄関口である中心市街地は、交通機能の強化や高次な都市機能が集積する都市空間へ転換が図られるなど、大きく変化を遂げることとなります。

このような機会を捉え、本市の良さや魅力に対する市民の認識を深めるとともに、本市の認知度や都市イメージ向上を図り、関係人口の増加や地域の活性化に資するよう様々な取り組みを進めるため、本市においてはどのような取り組みを行うことが可能であるのかを調査研究するため、所管事務調査を実施することとしました。

2. 宿泊施設及び来訪者の状況

戦後、日本を代表する石油化学コンビナートが臨海部に形成された本市は、高度成長期以降、コンビナート企業の立地を背景に多様な産業が集積し、全国でも有数の工業都市として発展してきた。そのような経緯から、来訪者の大半を出張などによるビジネス客が占めており、中心市街地においては、宿泊施設や飲食店が充実している。

《宿泊施設に関する調査の結果(四日市観光・シティプロモーション協議会実施)》

※調査施設：市内ホテル 18 施設

※調査対象期間：令和 4 年 1 月～令和 4 年 12 月

項目	調査結果
宿泊人数	約 587,000 人
宿泊稼働率(平均)	81.5%
部屋数・収容人数	約 2,100 室・約 3,100 人
宿泊目的(平均) ①ビジネス ②観光 ③大会等	① 75.9% ②19.6% ③4.5%

★宿泊客の 8 割近くをビジネス客が占めている。

★観光目的の宿泊客は 2 割程度に留まっており、観光面において、本市は、主要観光地への通過点や経由地となる傾向が強いと推察される。

3. ビジネス客の動向

本市において、宿泊客の8割近くを占めるビジネス客に対するアンケート調査の結果から、来訪回数5回以上のリピート客が多く、夕食代にお金を使っていることが確認されている。

《ビジネス客へのアンケート調査結果(四日市観光・シティプロモーション協議会実施)》

※調査対象者：市内ホテル4施設の宿泊者（回収件数：344件）

※調査対象期間：令和4年12月～令和5年2月



- ★ 7割以上の方が夕食にホテル外の飲食店を利用している。
- ★ 6割以上の方が観光にお金を使っておらず、お土産に対する消費額も低い。
- ★ その他、時間があれば行きたい場所・体験したい事として、四日市コンビナート夜景クルーズや四日市とんてきの店といった回答が多く挙がっている。

4. 今後の取組方針

本市は、『四日市市総合計画 2020-2029』における分野別の基本的政策として、「文化・芸術の振興」「スポーツを通じた活気あるまちづくりの推進」「交流を生み出す新たな四日市流都市型観光」に取り組むこととしている。

また、『四日市市観光・シティプロモーション条例』においては、「情報の発信」「来訪の促進」「地場産品の利用等の推進」「市民の誇りともてなしの心の醸成」「良好な景観形成」「利便性向上」に向けて取り組むよう努めることとしており、先に述べた宿泊施設及び来訪者の状況やビジネス客の動向も踏まえ、以下の取組について関係部局・団体等と検討・調整を進める。

(1) ナイトタイムエコノミーの充実

【メインターゲット⇒ ビジネス客・観光客】

『ナイトタイムエコノミー』夜間に娯楽や文化などの商業活動を充実させることで、消費の拡大を促し、経済を活性化することを目的とするもの。

本市への来訪者の8割近くを占めるビジネス客について、夕方以降に自由時間が多くなることが想定されることから、四日市商工会議所や四日市観光協会、四日市観光・シティプロモーション協議会など関係者と連携し、手軽に楽しめるコンテンツの造成や地域ならではの情報発信について検討する。

[検討項目]

① ビジネス客の余暇時間をターゲットとした観光コンテンツの造成



川崎市事例：東京レストランバス



周南市事例：工場夜景観光タクシー

②ナイトタイムにおける滞在・周遊・消費を促進する企画の実施



四日市まちなかバル
(実施：四日市まちなかバル実行委員会)



仙台市事例：定禅寺ストリート
ジャズフェスティバル

③ビジネス客に訴求する情報の発信



四日市観光・シティプロモーション協議会
作成ポスター



四日市観光・シティプロモーション協議会
が運営するWebサイト

(2) 周辺地域・自治体との広域的な連携

【メインターゲット⇒観光客】

本市は、交通の要衝としての立地優位性があり、宿泊施設や飲食店が充実するなど、近隣の主要観光地を訪れる際の中継地（ハブ機能）の役割を担うポテンシャルを有する。そのため、本市単独の取組だけでなく、例えば北勢地域や三重県全域、本市とアクセスのよい近隣地域など、主要な観光地がある地域と広域的に連携し、エリア単位での共同企画など誘客促進策を検討する。



三重県事例：みえ旅おもてなしポイントプログラム「みえポ」

(3) スポーツ大会や会議・展示会等の誘致

【メインターゲット⇒ スポーツ大会参加者・ビジネス客】

四日市市総合体育館や四日市ドーム、四日市テニスセンターなどの施設や、中心市街地に立地する文化会館やホテルなどのホール・バンケットを活用し、スポーツ大会や企業の会議・研修、学術会議、展示会・見本市等の誘致に向けて関係者と調整を図り、一層の誘客を目指す。



四日市市中央緑地



四日市市霞ヶ浦緑地



四日市市文化会館 第一ホール



四日市商工会議所ホール

(4) イベント会場としての活用

【メインターゲット⇒ 市民】

リニューアル後の公園など中心市街地の新たな環境を活用し、例えばストリート陸上やウォーキングイベント、音楽イベント等、誰もが気軽に参加できるイベントの実施について、様々な主体と連携して企画・検討する。



広島市事例：ひろしまストリート陸上



金沢市事例：加賀百万石
ツデーウォーク



第9回 四日市 JAZZ FESTIVAL (市民公園会場)

(5) 歴史・文化に触れる機会の提供

【メインターゲット⇒ 市民】

中央通りの再編や鶴の森公園等のリニューアルにより、これまで以上に来訪者の増加が見込まれることから、中心市街地に位置する文化会館及び茶室泗翠庵において、新たな施設利用者の増加につながるよう、利便性や催しの充実など施設の魅力向上に努める。

また、芸術作品や文化財に関する展示などの場所として、中心市街地を訪れる人々が気軽に立ち寄れる憩いの空間の活用も検討するなど、誰もが無意識に文化に触れる機会の提供により、市民の豊かな感性の涵養や本市の文化力の向上に取り組む。



茶室泗翠庵 (広間)



中野区事例：中野ブロードウェイ商店街
階段ギャラリー

リニューアルを計画している鵜の森公園には、茶室泗翠庵及び市指定史跡浜田城跡が所在する。リニューアルに際しては、整備担当課と連携を図り、市民が文化財を身近に感じられるよう公園を整備するとともに、広く文化財愛護について周知することにより、市民が本市を誇りに思う気持ちの醸成に資するよう取り組む。



鵜の森公園 計画平面図(案)



鵜の森公園 パース図(案)

(6) 地域ブランドを用いた四日市土産を生み出す仕組みづくり

【メインターゲット⇒ ビジネス客・観光客・スポーツ大会参加者・市民】

地場産品や特産品などを活用した新たな四日市土産を生み出す仕組みづくりとして、市内事業者によるこだわりの商品を地域ブランド「泗水十貨店」の認定商品として選定し、それら商品のPRや四日市の玄関口である中心市街地での販売を通じて、本市の魅力発信や誘客促進に取り組む。

『泗水十貨店』泗水の里とも呼ばれていた四日市における少数で厳選された特産品を取り扱う商店をイメージした地域ブランドであり、令和7年度の本格稼働を目指している。



《経緯及び今後の展開》

令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ・市場調査（個人・市内事業者アンケート） ・ブランドコンセプトの検討
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> ・デザインコンペの実施（ブランドロゴ・パッケージ） ・認定制度・管理体制等の設計
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・販売店舗の検討 ・令和5年度の販売に向けた商品の選定及びパッケージ制作
令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> ・期間限定販売の実施及び調査（1年目） ・令和6年度の販売に向けた商品の選定及びパッケージ制作
令和6年度 （予定）	<ul style="list-style-type: none"> ・期間限定販売の実施及び調査（2年目）※1年目の商品を含む ・事業者説明会及び商品の公募
令和7年度 （予定）	<ul style="list-style-type: none"> ・正式販売開始

（7）リピーター獲得に向けた情報発信

【メインターゲット⇒ ビジネス客・観光客・スポーツ大会参加者】

来訪者の再訪につなげる取組として、来訪者が宿泊したホテル等でインターネットに接続した際に取得する来訪履歴や、Wi-Fi 接続時に取得する個人の属性を併せたジオターゲティング広告を活用し、来訪者の帰宅後に Web 広告として配信するなど、リピーター獲得に向けた情報発信について関係者と協議・調整を行う。

『ジオターゲティング広告』スマートフォン等で取得した位置情報をもとにターゲットを定め、Web 広告を配信するサービスのこと。過去の移動履歴などから、ユーザーの興味・関心にフォーカスした広告配信も可能。

5. 主な質疑・応答、意見

＜スポーツ施設について＞

Q. 県営鈴鹿スポーツガーデンには、競技者の合宿に適した宿泊施設を整備しているが、霞ヶ浦緑地内に同様の宿泊施設を建設できるスペースはあるのか。

A. 駐車場の確保等でスペースの確保は難しい。本市の週末のホテル利用率は平日に比べ低い状況にあるものの、スポーツ大会利用者が本市以外の近隣市に宿泊しているという現状もある。

Q. 霞ヶ浦会館の使用率はどうか。

A. 霞ヶ浦会館は四日市市文化まちづくり財団が運営しており、令和4年度の一般利用の方の宿泊は、延べ利用日数 24 日で、宿泊者数は 751 人。コロナ前の平成 30 年度は、延べ利

用日数 60 日で、宿泊者数が 2830 人であった。

Q. スポーツ大会と宿泊施設をセット販売すると来訪者が増えるのではないか。

A. スポーツ大会と宿泊施設をセット販売するといった視点は重要であり、併せて、霞ヶ浦会館が一般の方も宿泊可能な施設であることをもっと PR していくことが大事だと認識している。

Q. 宿泊も含めたスポーツイベントを創出し、普段対戦できないようなチームを誘致することは、スポーツをしている子どもたちにとってメリットがあると思うがどうか。

A. 市民利用と大会合宿利用のバランスを考えながら、調整しているところであるが、競技団体とも相談しながら考えられる部分については進めていきたい。

(意見) スポーツをしている子どもたちにとって、メリットのあるイベントを作って初めてスポーツイベントのマーケティングが成立するのではないか。

Q. 施設のネット予約を民間に委託し、市内の宿泊施設を使用してもらったら、施設使用料を免除するなど、柔軟な対応をするべきである。また、ターゲット毎に絞って、どうやって集客に結びつけるか分析して仕組みを考える必要があると思うがどうか。

A. 本市の受入能力をしっかりと見極めながら、さらなる集客に向けて、行政の強みを生かしつつ新たな発想や視点を意識し、民間の力も借りながら各方面と協調して取り組んでいきたい。

(意見) 全国規模の大会で強豪校が集まる機会を捉え、対抗試合等で市内の競技施設を一定期間無料で使用できるようなインセンティブを設けることを検討すべきではないか。

(意見) スポーツ施設利用について、数値目標を持つべきであって、大会合宿利用と市民利用の割合を計画として設定し、市民に示せるようにすべきではないか。

(意見) 競技施設までのアクセス手段として、シャトルバスを運行させてはどうか。

<宿泊客について>

Q. 宿泊施設でのアンケート調査は、どの地域から来ているのかの統計を取っているのか。

A. 全数 344 人のうち東京都 57 人、神奈川県 39 人、埼玉県 21 人、千葉県 10 人で首都圏が多かった。関西圏では大阪 33 人、兵庫 21 人などとなっている。

Q. 東北地方からは来ているのか。

A. 青森県を除く東北 5 県でそれぞれ 1 人から 2 人であり、ちなみに北海道は 4 人であった。

(意見) 本市に立ち寄ってもらうために、近隣観光地の状況も把握し、どのようにしたら四日市に立ち寄ってもらえるのかを近隣観光地と協力しながら考えるべきである。

Q. 観光パンフレットは、ビジネスホテルに置いてあるのか。

A. 各ホテルに対し、観光パンフレットと併せてヨンナビのチラシの配布をお願いしている。

(意見) 宿泊者へ飲食用クーポンを配布してもてなすなど、接客で四日市の人柄を売って、

四日市はおもてなしの街だと思ってもらうようにすることが街の魅力向上に繋がるのではないか。

Q. トンテキを売り出しているのであれば、トンテキ街道のようなものをつくってもっと周知してはどうか。

A. 例えば、中心市街地再開発を契機として、緑地帯でトンテキ祭りのような催しをして認知度をさらに向上させ、ゆくゆくは常態化していけると良いという思いはある。

Q. ナイトタイムエコノミーの充実に向けた取り組みについて、来訪者に飲食店などの情報を案内するウェブサイト「ヨンナビ」の活用方法として、まちなかバルのように、1軒目、2軒目のお店に誘導できるような仕組みがあれば利用促進に繋がるのではないか。

A. 他のグルメサイトにはない、パッケージ化した紹介機能は有効であると考えられる。さらにホテル関係者との連携を密にし、ヨンナビの利用促進を図っていきたい。

(意見) ヨンナビのポスターをホテルのフロントに貼ってもらうなど、継続的に周知を行ってほしい。

<広域連携について>

Q. バスタを中心としたハブ的機能を生かすため、周辺地域・自治体との広域的な連携に向けて、各自治体の自主性がある中で、どのように連携していくのか。

A. 北勢エリアの自治体でチームを組んでいる会合において、互いの強みを生かしながらコラボレーションできるよう、本市はイニシアチブをとる立ち位置にあると認識しており、相乗効果が得られるような取り組みを目指し、周辺自治体と連携していきたい。

(意見) 本市の交通のハブ機能を生かすため、観光地への道中で立ち寄る人のニーズに適応し、ここでしか買えないものであるとか、ここにしかない魅力づくりをすべきである。

<泗水十貨店について>

(意見) 客層や購買シーンに応じて、商品同士をパッケージ化するなどの工夫をしてみてもどうか。

Q. 地域ブランド「泗水十貨店」について、商品募集を令和6年度に開始し、令和7年度からの本格始動を目指すスケジュールとなっているが、事業者において十分な商品開発期間が確保できない可能性があるため、早期に募集を開始すべきではないか。

A. 商品募集に向けた説明会を少しでも早めることができるよう、当事業の検討会メンバーや受託事業者と調整していきたい。

(意見) 原料を四日市産のみにして、本当の意味での四日市のお土産というものを作っていたきたい。

Q. 泗水十貨店に認定された事業者における負担金はあるのか。

A. 将来的には民間団体の運営で自走できる仕組みを目指しており、そのための財源として

売上高に応じた負担金を検討している。

Q. 泗水十貨店の模倣品が出てきた場合の対策はどうなっているのか。

A. 模倣品対策として、名称やロゴデザインについて商標登録を行っている。

<その他>

(意見) 道の駅のように色々な物が売られている施設をつくることや、芸術文化施設として演芸場をつくることを検討してはどうか。

(意見) 本市のシティプロモーションの軸として、他市で取り組んでいるように、インフルエンサーが必要であり、誰を中心として、四日市の資源を全部繋げてシティプロモーションしていくかを考えるべき。

(意見) 調査対象全体に関し、バスタ整備や中央通り再編、新図書館整備、大学誘致など、中心市街地再開発プロジェクトの個々の事業について、それぞれの展開を予測し、シティプロモーションとして、こういった切り口で、こういった事に取り組んでいくのか、調査・検討すべきではないか。

5. まとめ

今回の調査では、中心市街地再開発を見据えて、本市にとってどのようなシティプロモーションが考えられるのかの議論を行った。

本市の宿泊施設では、ビジネス客の利用率が高い中で、観光消費が少ないという課題がある。バスタ整備によって、本市の交通のハブ機能が強化されることにより、近隣市町との広域連携に向けた取り組みとして、本市はイニシアチブをとって、周辺自治体と相乗効果が得られるような取り組みを目指していく必要がある。

また、泗水十貨店の商品募集に向けて、商品開発に時間をかけることができるように説明会を少しでも早める必要があることが確認された。

バスタ整備に限らず、新図書館整備、大学誘致等、中心市街地再開発の個々の事業での切り口で、本市のシティプロモーションはどういった展望が考えられるのか、調査・検討する必要があることを要望し、調査報告とする。

[委員会の構成]

委員長	石川善己	委員	川村幸康
副委員長	小田あけみ	委員	田中徹
委員	伊世利子	委員	中川雅晶
委員	荻須智之	委員	諸岡覚
委員	上麻理		

産業生活常任委員会

○書かない窓口について

1. はじめに

国は、これからの自治体窓口の姿として、書かないワンストップ窓口（住民利便性の向上と業務効率化を目指した窓口DX）の導入を支援しています。この実現のため、デジタル庁は、窓口DX SaaS（窓口手続きを簡単に行えるようにするパッケージシステム）をガバメントクラウド上に提供し、各自治体が窓口DXに取り組む際のハードルを軽減する取り組みを行っています。

現在、市役所で各種申請する際は、各課の窓口ごとに申請書に住所、氏名などを手書きしていますが、システム導入や庁舎の改築などにより、書かない窓口や、総合窓口を導入している自治体もあります。他市の事例を参考にしながら、本市での導入に向けた動きについて、調査検討するため、所管事務調査を実施することとしました。

2. 書かない窓口とは

申請書や届出に手書きすることなく、各種証明書の発行や住民異動届等の手続きができる自治体の窓口サービス。

《なぜ、書かない窓口が求められているか》

市民側	職員側
<ul style="list-style-type: none">・申請書等のどの欄に何を書けばよいか分からない。・ライフイベント（出生・死亡・転入等）発生時、複数窓口にて、多くの申請書や届出に、何度も住所や名前等を手書きする必要がある。	<ul style="list-style-type: none">・手書き文字の判読が難しい場合があり、誤った入力とならないよう、確認（審査・補正⇒入力⇒照合）の労力がかかる。

3. 書かない窓口のパターン

(1) (分類)



記入方法			概要
従来	書く	自書	申請者等が、自ら申請書に必要事項を記入
		代筆	職員等が、申請者に代わり申請書に必要事項を記入
書かない窓口	一部書かない	マイナンバーカード等入力	① 申請者のマイナンバーカードや免許証を窓口にある端末機で読み取り、申請書に申請者基本情報を印字
		本人による事前入力	② 申請者が、自宅等でスマートフォン等を用いて、必要事項を事前入力し、窓口で入力情報が印字された申請書を受け取る
	すべて書かない	窓口入力	③ 職員等が、窓口で申請者から必要事項を質問形式で聞き取り、職員が必要な情報を窓口支援システムに入力。
行かない窓口	すべて書かない	コンビニ交付	申請者が、コンビニエンスストア等にある端末機でマイナンバーカードを利用し、住民票等を受け取る
		オンライン申請	申請者が、自宅等でスマートフォン等を用いて、市や国が準備しているサイトを通じて、インターネット経由で申請や届出を行う

《参考》

総合窓口	ワンストップ窓口	④ 複数の手続きを一つの窓口で行う ④ - 1 : その人にとって必要な手続きの抽出・申請書作成を行う ④ - 2 : 複数の手続きを一つの窓口で行う
------	----------	---

(2) 書かない窓口のメリットとデメリット（課題）の整理

分類		メリット	デメリット（課題）
①	一部書かない マイナンバーカード等入力	<<市民側>> ・申請者は記載する項目が減る <<市側>> ・名前や住所の誤記がなくなるため、職員の確認・修正作業の負担が減少する	<<市民側>> ・名前、住所、生年月日、性別以外の情報は手書きが必要となる ・申請ごとに手続きが必要となる

②	すべて書かない	本人による事前入力 	≪市民側≫ ・申請者の都合の良い時間に入力できる ≪市側≫ ・ほぼ完成した申請書が提出されるため、確認、修正作業のみとなる ・手書き文字ではないため、判読しやすい	≪市民側≫ ・オンライン申請とは異なり、窓口に出向く必要がある ≪市側≫ ・申請者自身がスマートフォン等の端末で入力するため、正しく入力されているか確認が必要となる
③		窓口入力 	≪市民側≫ ・職員の聴き取りに答えるだけで、手書きすることなく申請書が作成できる ≪市側≫ ・市民への聴き取りや市システムとの連携で必要な申請書を作成するため、誤りが生じにくい	≪市側≫ ・職員が聴き取りながら入力するため、窓口対応の人員増強が必要となる

≪参考≫

④	総合窓口 (ワンストップ 窓口)	≪市民側≫ ・一つの窓口で多くの手続きができるため、負担が減少する	≪市民側≫ ・詳しい説明や相談が必要な手続き等は、担当課職員による専門的な対応が必要となる(ワンストップ化に適さない手続きが残る) ≪市側≫ ・ワンストップ化のためのハード対策、窓口の場所等を含めた大規模なレイアウト変更(機構改革を含め)が必要となる
---	------------------------	--------------------------------------	--

(3) 導入事例

A：平塚市【マイナンバーカードを利用した手続きサポート】・・・①

市民課、保険年金課、固定資産税課等の各窓口において、申請者のマイナンバーカードや免許証等から申請者情報(名前、住所、生年月日、性別)を読み取る端末機を設置。必要な申請書に自動的に申請者情報を印字。

B：横須賀市【自宅等における必要手続きの抽出と一部申請書の作成】・・・②×④

ライフイベント(出生/死亡/転出入等)発生時、申請者は、自宅等で申請者所有のスマートフォン等で、必要な手続きを質問形式で回答することで抽出。一部の手続きの申請書は、スマートフォン等で事前入力した内容からQRコードを発行。市窓口ではQRコードを読み込んで、必要事項が印字された申請書を作成。

C：宝塚市【お悔み窓口によるワンストップ案内】・・・③×④

お悔み窓口において、職員とともに、備え付けのタブレットを使用し、必要な手続きを質問形式で回答。プリントアウトされた印字済みの申請書と必要手続き一覧、庁内案内マップを申請者に渡し、指定した順番に沿って各担当課にて手続きを行う。

D：津市【お悔み窓口によるワンストップ手続き】・・・④

戸籍担当課が日々作成する死亡者リストを、庁内共有フォルダで関係各課と共有。各課で必要となる手続きを洗い出した上で、死亡者情報印字済みの申請書等を作成。申請者は、お悔み窓口にて印字済みの申請書等を受け取り、手続きを行う。

E：北見市【書かないワンストップ窓口】・・・③×④

ライフイベント（出生/死亡/転出入等）発生時、総合窓口にある窓口支援システムにて、必要となる手続きを質問形式で市民への聴き取りと共に市のシステムと連携し抽出。必要事項が印字された申請書が作成され、詳しい説明や相談が必要な手続き以外はワンストップで手続きを行う。また、総合受付スペースを確保するとともに、市民の利用頻度が高い窓口を集約。

※自治体ごとに様々なパターンを組み合わせ書かない窓口を実施している。なお、上記導入事例は、各自治体が手続きの一部について導入しているもので、多くの手続きは従来通り手書きで行っているものもある。

4. 書かない窓口の現状

(1) 国の動き

デジタル庁（DX SaaS）について

・住民の利便性向上と業務効率化による職員の負担軽減のため「書かない窓口」が注目されており、デジタル庁では、自治体窓口の業務改善として、窓口支援システム導入による、自治体窓口DX(書かないワンストップ窓口)の取り組みを支援している。

- ・令和5年7月末、デジタル庁のガバメントクラウド上に、複数のベンダー（4業者）が「窓口DXパッケージシステム（DX SaaS）」を示し、自治体の状況に応じたサービスを選択できるようになった。

《窓口DXパッケージシステムの仕様》

- ① 手続きナビゲーションができること
⇒住民に必要な手続きを抽出できる
- ② 申請書作成ができること
⇒抽出した必要な手続きの申請書/届が作成できる
- ③ マイナンバーカードが利活用できること
⇒マイナンバーカードから読み取った情報（名前・住所・生年月日等）を申請書に自動入力ができる
- ④ 他サービスとのAPI（※注1）等の連携ができるようにしておくこと

⇒他のシステム・サービスと連携が可能になったときに柔軟に連携できる

※注1：ソフトウェアやプログラム、Web サービスの間をつなぐインターフェースのこと

(2) 四日市市の動き

- ・四日市市情報化実行計画に基づき、優先的に取り組むべき手続き（オンライン化の効果が高く、市民等から要望があり、かつ、オンライン化の障壁が低い手続き）から、行政手続きのオンライン化（行かない・書かない窓口）を進めている。

*令和4年度に電子申請システム導入

- ・制度上オンライン化できない手続きや、オンライン化が実現したとしてもオンライン手続きに不慣れで実際に窓口までお越しいただく方々への対応も必要なため、行政手続きオンライン化の推進と並行して、令和5年度は、デジタル技術を活かしたりリアル窓口改善策について検討。

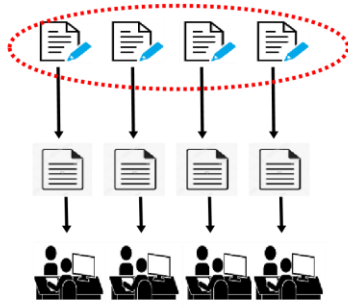
5. 書かない窓口の導入イメージ

- ・書かない窓口には、独立した端末機導入による窓口ごとの書かない窓口のほか、システム等の導入により一度の入力で複数種類の申請書を打ち出し、担当部局を巡り手続きを行うもの、また、一カ所で申請書の入力から手続きまでを終えるものなど、様々なパターンが考えられる。

《書かない窓口導入イメージ（申請書作成）》 (の部分)

〇〇課 △△課 ……

①
現状

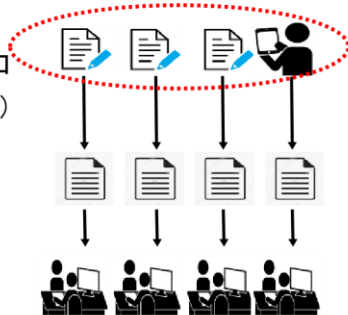


手書き

申請者は、各窓口にて手書き申請書を作成

各窓口で受付

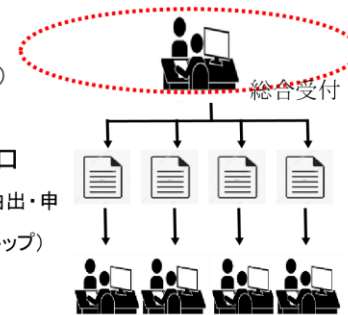
②
書かない窓口
(スモールスタート)



一部窓口にて、端末機やスマートフォン等を用いた申請書作成を開始

一部窓口における、書かない窓口の導入

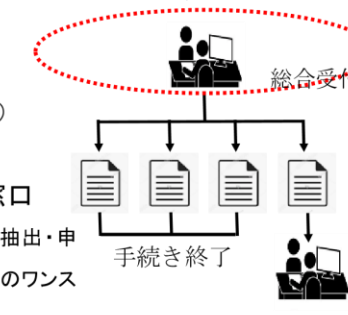
③
書かない窓口
(全庁的な取り組み)



全庁的なシステム導入等による、複数窓口での書かない窓口の実現

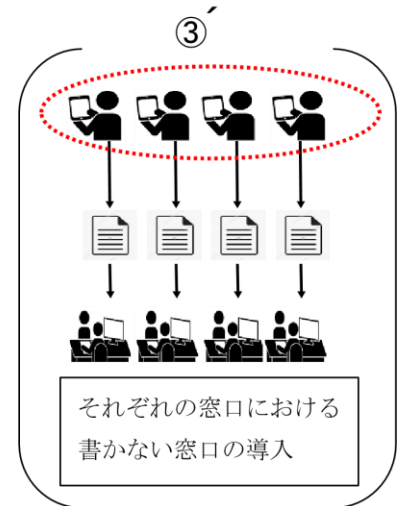
各担当課にて手続き

④
書かない窓口
(全庁的な取り組み)



全庁的な書かないワンストップ窓口の導入

担当課にて手続き (一部業務)



窓口だけを考えるのではなく、その後の手続きを踏まえ、本市における理想的な窓口のあり方を見定める必要がある。

6. 書かない窓口の導入における課題

(1) 手続き事務上の課題

- ・各申請手続きに関する法律や条例、規則の調査、整理
- ・各担当課が所管する手続きの種類（出生/転出入/結婚/証明発行等）や内容（申請や届）について効率化を検討
 - *書かない窓口(ワンストップ窓口、システム・デジタル化)の実現性を判断
 - *適さない手続き（聴き取り、相談、DV等機微情報等）を判断

(2) システム化の課題

- ・申請書の電子化（端末機やシステムの導入、オンライン申請等）は、手続きを所管する各担当部局における検討が必要
- ・③のように担当課ごとの電子化は容易だが「おくやみ」など、申請書等の作成ごとに各担当課まで移動し、個別入力する必要があるため、市民にとっての負担軽減につながりにくい



- ・全庁的な書かない窓口導入の検討
 - *その人にとって、必要な手続きを抽出するとともに、一度の手続き(入力)で複数種類の申請書作成の可能性を検討
 - *総合受付で取り扱う幅と深さを判断（全庁的、又は、単独部署対応）

(3) システム標準化・DX SaaSを見越した窓口支援システム導入

- ・令和7年度システム標準化（※注2）・「窓口DXパッケージシステム（DX SaaS）」導入を視野に入れた検討
 - *先行して市が単独で窓口支援システムを導入する場合、二重投資にならないよう、十分な精査が必要
 - ※注2：令和2年12月に国が策定した「自治体DX推進計画」の施策の一つとして、自治体の20業務（住民基本台帳、戸籍、国民健康保険、後期高齢者医療、子育て支援、児童手当、障害者福祉、生活保護等）を対象とした情報システムの標準化・共通化を令和7年度末までに行う方針が示されている。

(4) 組織体制の構築

- ・窓口DXを推進する上で、本市が目指す窓口について、全庁的な検討と意思決定が必要
- ・その上で、様々な手続きを所管する各部局を統括し、全庁的なシステム導入を進めるために、司令塔となる部局の構築を検討中

◆参考１：お悔み関連手続きの例

手続き内容	担当部
<ul style="list-style-type: none"> ・世帯主変更手続き ・印鑑登録変更手続き 等 	市民生活部
<ul style="list-style-type: none"> ・国民年金手続き（遺族基礎年金・死亡一時金の請求等） ・国民健康保険手続き（被保険者証の返納・葬祭費の請求等） ・後期高齢者医療手続き ・介護保険手続き ・身体障害者手帳等返納手続き ・各受給者証の返納手続き ・犬の飼育者の変更 等 	健康福祉部
<ul style="list-style-type: none"> ・市税減免申請書手続き ・軽自動車名義変更・廃車手続き ・固定資産税等代表相続人手続き ・市税振替口座変更手続き 等 	財政経営部
<ul style="list-style-type: none"> ・こども医療費助成手続き ・各受給者証の返納手続き 等 	こども未来部
<ul style="list-style-type: none"> ・市営住宅の入居者返納手続き、し尿くみとり名義変更、農地の所有者変更手続き 等 	都市整備部、商工農水部、環境部

◆参考２：窓口業務のDX推進体制の先進地事例

自治体名	導入年/検討開始	検討部署	WG等
北見市	H23/H21	総務部 総務課	プロジェクトチーム
会津若松市	R4/R2	企画政策部 情報統計課	ワーキンググループ
横須賀市	R3/R2	経営企画部 デジタルガバナメント推進室	
船橋市	R1	市民生活部 戸籍住民課	住民異動のみ・課単独事業
平塚市	R5/R3	企画政策部 デジタル推進室	ワーキンググループ
富士市	H21/H18	総務部 行政経営課	ワーキンググループ
浜松市	R5/R4	デジタルスマートシティ推進部 デジタルスマートシティ推進課	
野々市市	R4/R3	総務部 企画財政課	
神戸市	R6(予定)/R5	企画調整局 デジタル戦略部 データ戦略課	
米子市	R3/R2	総務部 情報政策課	ワーキンググループ
岐阜市	R2/R1	行政部 デジタル戦略課	
桑名市	R5/R4	市長直轄 スマートシティ推進課	
松阪市	R2/H29	企画振興部 デジタル未来戦略局	

7. 主な質疑・応答、意見

Q. 総合窓口化の課題は大きく三つある。一つ目は、手続きする人の住所・氏名などの基本情報を各窓口で共有するシステムが必要であること。二つ目は、場所の確保を含めた大規模なレイアウトの変更が必要であること。三つ目は、総合窓口の担当部署の設置が必要であることである。本市の総合窓口化に向けた進捗状況はどうか。

A. 総合窓口化については、市民生活部だけでなく、全庁的に考えていく必要があると認識しており、全庁的な組織体制の構築が必要と考える。また、国の窓口 DXSaaS の動きとの整合性も取りながら、検討していく必要があると考える。一方、書かない窓口については、市民生活部単独で行えることとして、これまでに、例えばコンビニ交付などを実施してきた。

Q. 総合窓口化は、市民生活部だけの問題ではなく、全庁的に検討すべきであること、令和7年度に実施される全国的なシステム標準化との整合が必要なこと、また、北見市では庁舎の新築に合わせて広いスペースを確保したが、本市では現庁舎のままで窓口ワンストップ化のためのスペースが確保できるのかということが大きな課題だと認識している。そのほかにも課題があるか。

A. 大きな課題としては、そのようなところだと認識している。

Q. 総合窓口化には、いろいろな方法がある。各窓口から職員を出し合う方法、窓口担当スーパーバイザーを養成して少人数で行う方法、北見市のように庁舎を改修したり、システムを導入したりする方法もある。ハード整備が難しいのであれば、一気に「行かない窓口」を目指す方法もある。四日市市は、どのような窓口を目指すのか。

A. 市として、将来的にどのような窓口を目指すのか、全庁的な方向性は決定していない。なお、書かない窓口のうち行かない窓口については、オンライン申請という形でICT戦略課を中心に進めている。将来的な窓口について、利用者の負担が少なくなるだけでなく、職員の仕事の効率化も考えながら、庁内で検討していきたい。

(意見) 総合窓口化を実現することは、市民の満足度を高め、市民のニーズに対応していくことと、職員の業務の効率を高めていくことの双方にメリットがあるため、これらの視点を念頭に、システムやハード整備を進めてほしい。

Q. コンビニでの住民票の交付率はどれくらいか。

A. コンビニでの印鑑証明書等を含めた証明書の発行率は、全体の10%である。

(意見) 世の中の半分以上がマイナンバーカードを持つなか、コンビニで証明書の交付よりも、窓口で申請する率が高いということは、対面で申請したい人が多いということだと考える。書かない窓口は必要であり、導入を進めるべきと考えるが、全てを書かない窓口に移行すべきではないと考える。

(意見) 総合窓口化する場合、地区市民センターの存在意義や業務分担はどうなるかを考える必要がある。本市は、他市と比べて地区市民センターがたくさんあるため、新しいサー

ビスを導入する際は、サービスの需要が伸びない可能性があることを考慮すべきである。

Q. 行財政改革の中で、業務の省力化は有効であると思っているが、国のシステム導入の動きが読めない状態であるため、しっかり見定める必要がある。全庁的に書かないワンストップ窓口を導入することで、最終的には行かない窓口になると思うが、どう考えるか。

A. 市民課の業務で言えば、例えば、転入転出業務では、転出届は来庁が不要になったが、現在、転入届には来庁が必要である。全庁的に、どの業務が電子化できるかを検討していく必要があるが、窓口で相談を受ける機能は必要であると考えている。

Q. 転出手続きは来庁が不要で、転入手続きは来庁が必要とは、具体的にどういうことか。

A. 転出手続きは、マイナンバーカードとスマートフォンを使って届けを出すことが可能となっている。転入手続きは、転入者の住所に実際に住んでいるのかの確認をする必要がある。

(意見) 例えば、出生届を提出する際、子どもの名前を手書きで届け出ることによりありがたみを感じる人もいる。こういった理由から、書かない窓口を導入する際、全てを書かない窓口にするのではなく、手書きの申請も残してほしい。

Q. 書かない窓口を導入する場合、どれくらいの言語を準備する予定か。

A. まだ具体的な検討には至っていない。

Q. 現在の窓口の抱える問題は、それぞれの部署の申請において、何回も同じことを書く必要があることである。書かない窓口を導入することで、この手間が解消され、1回書けば他の手続きができるようになるため、市民にも職員にもメリットがある。令和7年度に向けて、総合窓口のワンストップ化に向けた全庁的な旗振り役について、どういう考えであるか。

A. 現在、当部から、こういった組織が必要かを提言している最中である。検討するにあたって、例えば、窓口だけでなく、ICT関連の問題も出てくるため当部としては、必要な体制がどうあるべきかを提言していきたい。

(意見) マイナンバーカードを取得したのであれば、取得した効果を感じられるようなことを進めていかなければならない。マイナンバーカードを取得したメリットを感じてもらうために、書かない窓口を実現するには、どのような取り組みが必要なのかを検討すべきである。

Q. 例えば、身内が亡くなったことを届け出するだけで、埋火葬許可の申請などの他に必要な手続きのデータベースにリンクして、手続きが完了するような仕組みを考えてもらいたい。

また、今後も高齢化が進む中、自動車運転免許証を返納することで地区市民センターに行けない人が増えてくるので、印鑑証明書や戸籍等は、自宅からオンラインで申請できるような仕組みは考えているか。

A. 本日、いただいた意見や市民の意見を踏まえ、書かない窓口、総合窓口について全庁的

に検討していきたい。

Q. 書かない窓口を、ハード整備せずに導入した場合の予算はどれぐらいか。

A. 北見市の事例は、庁舎の建て替えから始まっている。ハード整備を行わない場合の予算について把握していない。

(意見) 他の自治体の事例もあるため、どれぐらいの費用が必要なのか参考にしながら、検討してほしい。

8. まとめ

今回の調査では、書かない窓口を導入するにあたっての課題について、他市の取組事例を参考にしながら課題を整理し、今後の窓口業務の在り方について議論を行った。高齢化が進んでいる中で、窓口利用の利便性を向上させることが求められている。そのため、書かない窓口を導入することによって、各課で申請する際の負担軽減を図ることが期待される。

書かない窓口を導入するにあたっては、複数の部局との連携や、窓口のレイアウトの変更等が必要となってくる。そのため、引き続き、関係部局と連携を図り、本市の窓口業務の将来的なあり方を描くことで、国の導入するシステムと二重投資にならないよう精査していく必要がある。また、地区市民センターの在り方の見直しも考えなければならない。

利便性のみを追求して、すべてを書かない窓口とするのではなく、手書き申請を残していく必要があるとの意見が出たため、市民のニーズに合わせて導入を進めていくことが求められる。書かない窓口を導入する際は、市民のメリットだけでなく、職員の業務の効率化という観点も大事にしながら、今後も継続して検討するよう要望し、調査報告とする。

[委員会の構成]

委員長	石川善己
副委員長	小田あけみ
委員	伊世利子
委員	荻須智之
委員	上麻理
委員	川村幸康
委員	田中徹
委員	中川雅晶
委員	諸岡覚

産業生活常任委員会

○農地取得の許可にかかる下限面積要件（5反要件）の撤廃に関連して
〔調査テーマについて〕

従来、国の農業政策においては、農業の規模拡大による経営の安定化、企業の農業参入といった規制緩和が実施されてきましたが、近年は地域計画の策定により、意欲ある農業志望者も取り込みながら地域農業の将来像を具体化している状況にあります。

こうした中、令和5年4月から、耕作目的での農地の権利取得についての許可要件が緩和され、許可にかかる下限面積要件（5反要件）が撤廃されたことで、家庭菜園目的や小規模農家でも農地の権利取得ができることとなり、適正な制度運用が求められるとともに、優良農地の確保への影響も懸念されています。

制度変更を踏まえ、本市の現状把握のほか、今後の農業施策への影響を調査研究するため、所管事務調査を実施することとしました。

1. 農地制度について

（1）農地制度を取り巻く法体系

法体系としては、①農地法、②農業経営基盤強化促進法（基盤法）、③農業振興地域の整備に関する法律（農振法）の3つの法律を中心としつつ、農地中間管理事業の推進に関する法律（農地中間管理事業法）が、農地利用集積の仕組みとして設けられている。

① 農地の効率的な利用

● 農地法

- ・耕作を目的とした農地の権利移動について制限
- ・遊休農地対策

● 農業経営基盤強化促進法（基盤法）

- ・農地の利用集積を主体とする農業経営基盤の強化を促進

● 農地中間管理事業法

- ・農地利用の効率化及び高度化を促進

② 優良農地の確保

● 農地法

- ・農地転用（農地の耕作以外の用途での使用（農地転用）について制限

● 農業振興地域の整備に関する法律（農振法）

- ・農地等の整備・保全などのための農業振興地域整備計画を策定
- ・保全すべき優良農地の区域（農用地区域）を設定

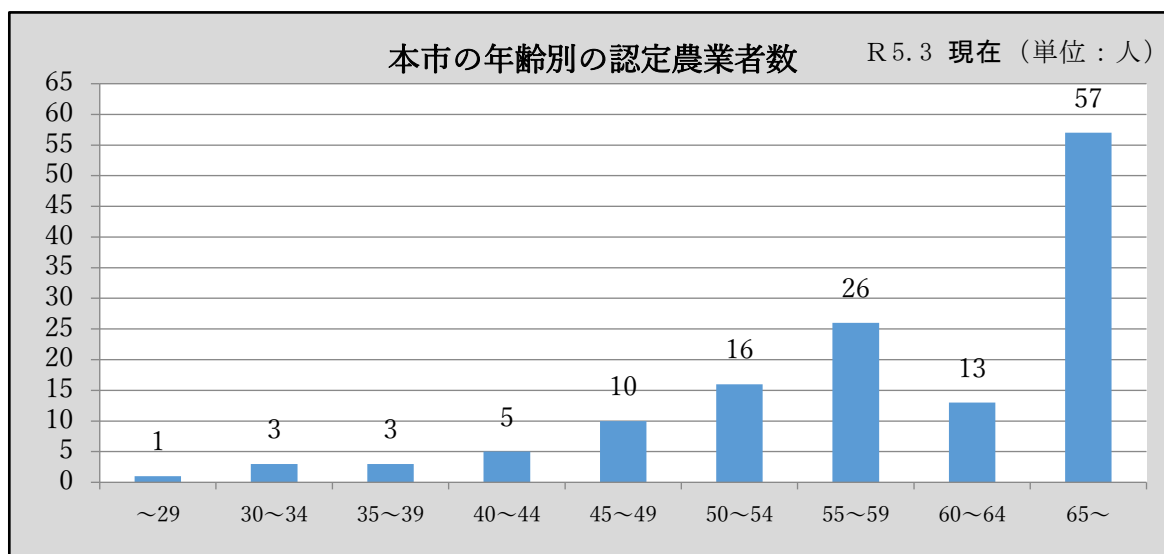
③ 新たな農地ニーズへの対応

- 特定農地貸付法
 - ・市民農園としての農地の貸付け
- 市民農園整備促進法
 - ・市民農園の整備を促進
- 都市農地貸借円滑化法
 - ・都市農地の貸借の円滑化

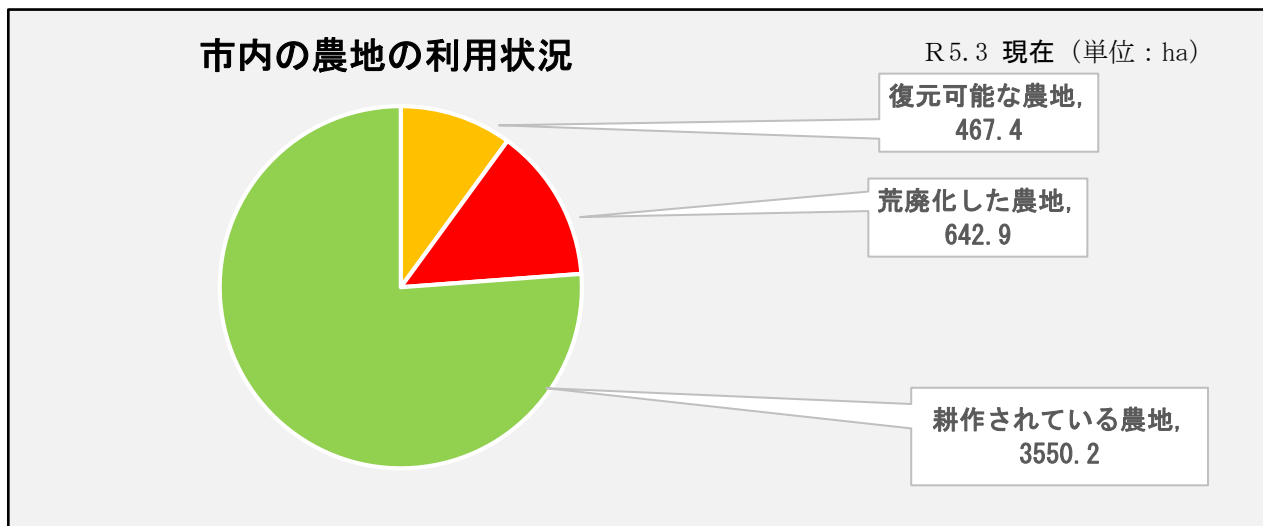
(2) 農業を取り巻く状況

農産物価格の低迷、後継者不足や農業者の高齢化、これらに起因する一部農地の荒廃等が、全国的な課題となっている。

本市の年齢別の認定農業者数を見ると、65歳以上が最も多く、60歳以上が半数以上を占めており、本市でも農業者が高齢化していることがわかる。



市内の農地の利用の状況を見ると、市内の全農地 4,660.5 ヘクタールのうち、3,550.2 ヘクタールが耕作されている農地である一方で、復元可能な農地が 467.4 ヘクタール、荒廃化した農地が 642.9 ヘクタールと、耕作されていない農地が市内農地の 4 分の 1 近くに及ぶことがわかる。



市内の農地の利用状況からも明らかのように、全国的に耕作放棄地が増加しており、このような状況に対し、従来の人・農地プランから地域の実情に応じた地域計画を策定することで、地域農業の将来像を具体化するとともに、農業者を確保するという視点で農業志望者を取り込むなど、以下のような国の政策がとられてきた。

従来の政策

- 農業の規模拡大による経営の安定化
- 企業の農業参入などの規制緩和



近年の政策

- 「人・農地プラン」から「地域計画」の策定で、地域農業の将来像の具体化
- 農業者確保のため、意欲ある農業志望者を規模の大小にかかわらず取り込み

人・農地プラン

- 地域農業の将来のあり方の計画



地域計画

- 地域農業の将来のあり方の計画
- 農業を担う者ごとに利用する農地を地図上に表示して、将来像を可視化(目標地図)

(3) 農地法について

農地法は農地制度の根幹をなす法律であり、耕作目的での農地の権利移転や、土地利用を耕作用途以外へ変える行為（農地転用）について、いずれの場合も原則的に法令上の許可が必要であること等が定められている。

2. 農地の権利移動等にかかる許可制度（農地法第3条）について

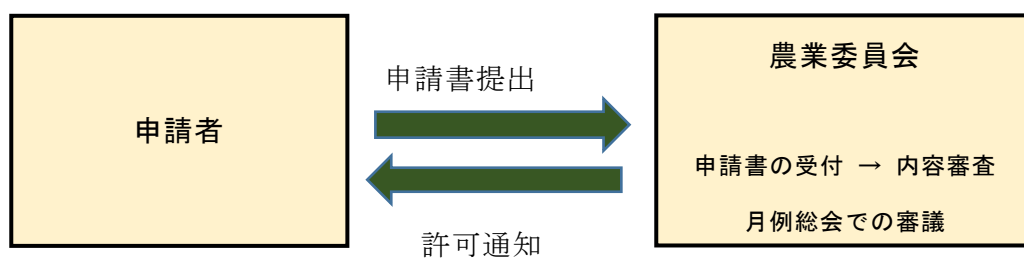
(1) 制度の概要について

耕作をする目的で、農地の権利を移転したり設定するとき（例：所有権を移転する、貸し借りの権利を設定する等）は、農業委員会による許可を得なければならない。

この制度は、資産保有や土地投機を目的とする農地取得を排除し、効率的に農地を利用する者が農地の権利を取得できるようにするために設けられている。

(2) 農地の権利を取得するための手続き

申請者は農業委員会に許可申請書を提出し、農業委員会が許可申請書を受理したのち、総会で審議し、許可・不許可を決定する。



(3) 農地の権利を取得するための許可の要件

権利の取得者（買い請け人、借り受け人）は、農地法第3条第2項の各号に定める許可要件を満たさなければならない。

許可の要件

- ① **全部効率利用要件 <個人・法人共通> (第1号)**
保有している農地を含め、全ての農地を効率的に耕作すること。
- ②-1 **農作業常時従事要件 <個人の場合> (第4号)**
耕作の事業に必要な農作業に常時従事すること。
- ②-2 **農地所有適格法人要件 <法人の場合> (第2号)**
法人が所有権を取得する場合は、「農地所有適格法人」であること。
- ③ **地域との調和要件 <個人・法人共通> (第6号)**
地域計画の達成、農地の集団化や効率化などに支障が無いこと。

上記のほか、令和4年度までは「下限面積要件」が設けられていたが、法改正により廃止された。

(4) 下限面積要件の廃止

「下限面積要件」とは、農地等の効率的利用及び農業生産の増大の観点から一定規模以上の経営を実現しようとする目的のもと、耕作目的で農地の権利を取得しようとする者について、権利取得後の自己耕作地の面積が法定基準以上でなければ農地法第3条の許可を得ることができない、とする法定要件である。

これまでも下限面積の変更や特例措置の新設があったが、農業者の減少・高齢化が加速する中で、意欲を持って農業に新規に参入する者を地域内外から取り込む観点等から、令和5年4月から下限面積要件は廃止された。

(5) 改正後の申請状況等について

改正後の令和5年4月から12月までの本市の申請状況を見ると、全体で農地法第3条申請が101件あり、このうち従来であれば下限面積要件に抵触し許可が下りなかった申請が約半数の54件を占めていることがわかる。

① 耕作目的での農地の権利取得 申請件数の推移 (令和5年4月～12月)

審議月	農地法第3条申請		所有権の移転(売買)		所有権の移転(贈与)		所有権の移転(交換)		貸借権の設定(有償)		貸借権の設定(無償)	
	全体	うち経営面積5000㎡未満	小計	うち経営面積5000㎡未満	小計	うち経営面積5000㎡未満	小計	うち経営面積5000㎡未満	小計	うち経営面積5000㎡未満	小計	うち経営面積5000㎡未満
R5.4	3	1	2	1	1	0						
R5.5	17	7	13	6	2	0	2	1				
R5.6	11	8	6	5	3	2					2	1
R5.7	16	8	11	6	5	2						
R5.8	7	3	5	2							2	1
R5.9	9	6	4	4	5	2						
R5.10	13	9	9	5	3	3					1	1
R5.11	3	2	3	2								
R5.12	22	10	6	3	2	2			4	4	10	1
合計	101	54	59	34	21	11	2	1	4	4	15	4

< 参考：過去3カ年の許可申請状況 >

令和4年度	134	—	52	—	16	—	0	—	28	—	38	—
令和3年度	81	—	44	—	12	—	0	—	14	—	11	—
令和2年度	88	—	44	—	12	—	6	—	13	—	13	—
令和元年度	83	—	52	—	11	—	4	—	11	—	5	—
平成30年度	75	—	50	—	12	—	5	—	1	—	7	—

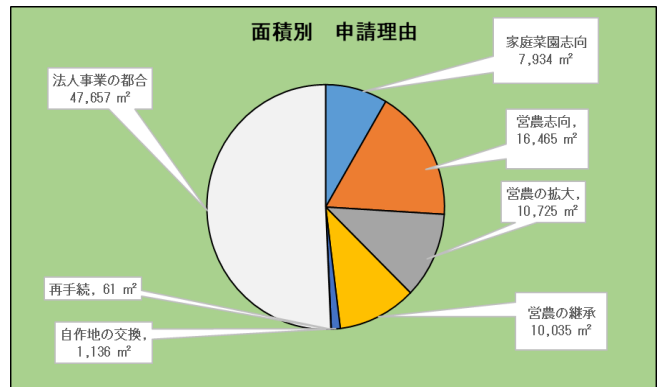
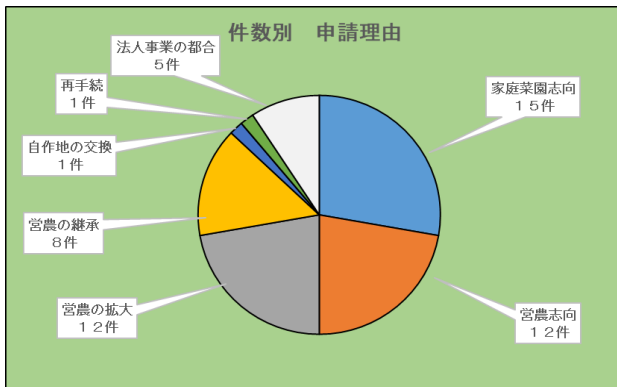
耕作目的で農地の権利を取得した際の地目別・権利種別ごとの許可申請状況を見ると、従来であれば下限面積要件に抵触していた申請の場合では、畑の所有権移転が多い傾向にある。

② 耕作目的での農地の権利取得 地目別・権利種別ごとの可申請状況 (令和5年4月～12月)

申請の内容	農地法3条申請						うち 登記地目:田				うち 登記地目:畑			
	申請全体			経営面積5000㎡未満			申請全体		経営面積5000㎡未満		申請全体		経営面積5000㎡未満	
	申請 件数	筆数	公簿面積 ㎡	申請 件数	筆数	公簿面積 ㎡	筆数	公簿面積 ㎡	筆数	公簿面積 ㎡	筆数	公簿面積 ㎡	筆数	公簿面積 ㎡
所有権の移転(売買)	59	108	98,850.00	34	64	49,517.00	37	46,035.00	16	22,084.00	71	52,815.00	48	27,433.00
所有権の移転(贈与)	21	41	28,033.00	11	16	9,800.00	30	20,111.00	12	9,253.00	11	7,922.00	4	547.00
所有権の移転(交換)	2	3	2,272.00	1	1	1,136.00	3	2,272.00	1	1,136.00				
貸借権の設定(有償)	4	17	28,047.00	4	17	28,047.00	11	19,867.00	11	19,867.00	6	8,180.00	6	8,180.00
貸借権の設定(無償)	15	28	21,970.85	4	13	5,513.00	13	11,669.72	7	3,193.00	15	10,301.13	6	2,320.00
計	101	197	179,172.85	54	111	94,013.00	94	99,954.72	47	55,533.00	103	79,218.13	64	38,480.00

権利取得者の経営面積が5,000㎡未満の申請の目的別の状況を見ると、件数では、家庭菜園志向が最も多く15件、7,934㎡、面積では、営農志向が最も多く12件、16,465㎡となっていることから、これから農業を始めようとしている人が一定数存在していることがわかる。

③ 目的別申請状況 - 権利取得者の経営面積が5,000㎡未満の申請 - (令和5年4月～12月)



目的	計			所有権の移転(売買)			所有権の移転(贈与)			貸借権の設定(無償)			貸借権の設定(有償)			交換		
	件数	筆数	面積㎡	件数	筆数	面積㎡	件数	筆数	面積㎡	件数	筆数	面積㎡	件数	筆数	面積㎡	件数	筆数	面積㎡
家庭菜園志向	15	19	7,934	12	16	5,547	3	3	2,387									
営農志向	12	16	16,465	11	15	14,851	1	1	1,614									
営農の拡大	12	17	10,725	10	15	9,509	2	2	1,216									
営農の継承	8	22	10,035				4	9	4,522	4	13	5,513						
自作地の交換	1	1	1,136												1	1	1,136	
再手続	1	1	61				1	1	61									
法人事業の都合	5	35	47,657	1	18	19,610						4	17	28,047				
計	54	111	94,013	34	64	49,517	11	16	9,800	4	13	5,513	4	17	28,047	1	1	1,136

【参考】 権利設定の種類別の申請状況 - 権利取得者の経営面積が5,000㎡以上の申請 (令和5年4月～12月)

目的	計			所有権の移転(売買)			所有権の移転(贈与)			貸借権の設定(無償)			貸借権の設定(有償)			交換		
	件数	筆数	面積㎡	件数	筆数	面積㎡	件数	筆数	面積㎡	件数	筆数	面積㎡	件数	筆数	面積㎡	件数	筆数	面積㎡
計	47	86	85,160	25	44	49,333	10	25	18,233	11	15	16,458				1	2	1,136

(5) 法改正による農業委員会の対応

法改正により全部効率利用要件や地域との調和要件の適否の判断が課題となったため、農業委員会では、許可申請書の記載項目について、申請チェック項目表を作成し試行的に運用するとともに、審議前に複数の委員と事務局で申請者と面談して、農地利用に対する姿勢や準備状況を具体的に聴取し、総会で報告したうえで審議することとしている。そして、許可後の数年間は、委員による農地の見回り活動の対象に含め、農地の利用状況を見守ることとしている。

今後は、人・農地プラン等を参考にしながら、農地の集約集積が見込まれる場所については、なるべく担い手以外の者による権利取得を避けるよう、相談時に誘導するとともに、権利取得者が営農志向である場合は、栽培技術や地域の慣行など営農上の諸問題に対して、権利取得者のサポートを委員が協力して行うことも必要になる。また、権利取得者が規模拡大等を検討している場合には、営農類型に合わせて、市・農業委員会・三重県・JAが連携したフォローを行うことも必要になる。

問題点

今まで耕作地を持たなかった者が農地の権利取得を申請してきた場合、「**全部効率利用要件**」「**地域との調和要件**」の適否判断を、具体的にどのように行うのか？
(家庭菜園には過大だが営農収益を上げるには中途半端な規模の場合等)

対応策

○申請チェック項目表を作成、試行的に運用開始

許可申請書の記載項目について、実務経験に基づく確認項目を設定。

令和5年12月に(一社)全国農業会議所が示した「農地取得の窓口対応マニュアル」も参考

○申請者との面談を、複数の農業委員・農地最適化推進委員と事務局で実施

面談は審議前に行い、申請者の農地利用に対する姿勢や準備状況を具体的に聞き取り、総会で報告のうえ審議する。

○農地の見回り活動の中で注視

許可後の数年間は、農地利用最適化推進委員や農業委員による地元の農地の見回り活動の対象に含め、農地利用状況を見守る。

今後必要と思われる対応策

○地域計画が策定されるまで

人・農地プラン等を参考に、農地の集約集積が見込まれる場所については、なるべく担い手以外の者による権利取得を避けるよう、相談時に誘導する。

○権利取得者のサポート

営農志向による場合は、栽培技術や地域の慣行など営農上の諸問題に対して、権利取得者のサポートを農業委員や農地利用最適化推進委員が協力して行う。

規模拡大等の場合には、営農類型に合わせて、四日市市・J A・三重県・農業委員会が連携したフォローを行う。

3. 人・農地プラン、地域計画について

四日市市地域計画の概要について

四日市市地域計画

令和5年4月1日から「人・農地プラン」が「**地域計画**※¹」として、**法定化**※² されました！

※1 指定区域において **令和7年3月末まで**に市による**策定・公表**が求められています。

※2 農業経営基盤強化促進法 第19条

「**地域計画**」の策定にあたっては、農業者の方々を中心に、市、農業委員会、JA、農林事務所、農業改良普及センターなどが一体となって協議を実施します。

1 「地域計画」策定の趣旨・目的

これまで“守ってきた”農地のうち、将来にわたって“守るべき”農地を**確実に**利用し、次の世代に引き継いでいくため、

「**将来、地域の農地を誰が**利用し、守っていくのか」、

「**地域農業を支える環境をどのように維持・発展していくのか**」

について、農業者、農地所有者だけでなく、地域住民等の幅広い関係者を巻き込み、一体となって**地域の課題**について話し合い、**将来の農地利用の姿を明確化し、実現を目指します。**

なぜ今、地域計画？

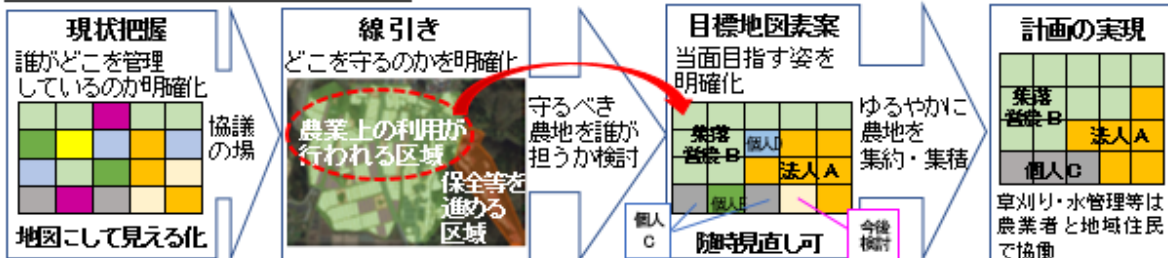
2025年には団塊の世代が75歳以上となる超高齢社会が訪れようとしています。

将来のことを考えて、農地を守る方々の次の担い手や後継者を決めておくことが必要となります。

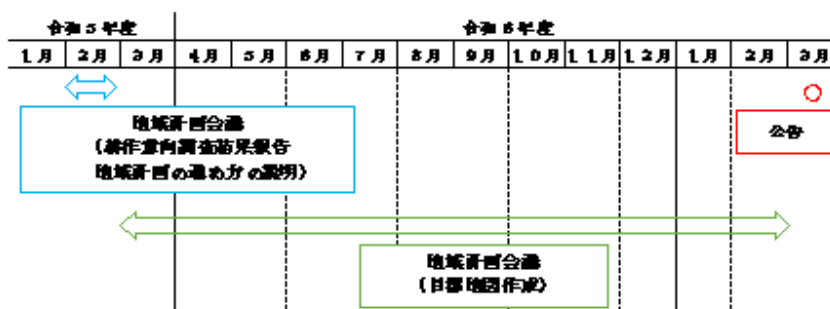


農業者だけでは農村環境を守りきれません
地域の方々にSOSを！

2 「地域計画」策定・実現の流れ



3 「地域計画」スケジュール



地区によって、開催時期、開催回数は異なります。

4 「人・農地プラン」と「地域計画」の主な違い

事項	人・農地プラン	地域計画（令和5年4月～）
内容	地域農業の将来の在り方	地域農業の将来の在り方 + 目標地図
担い手	中心経営体 ① 認定農業者 ② 認定新規就農者 ③ 集落営農組織 ④ 市町の基本構想に示す目標所得水準を達成している農業者	農業を担う者 左記①～④の中心経営体 ⑤ その他の多様な農業経営を営む者 ⑥ 新たに農業を始めようとする者 などの農産物の生産活動等に直接関わる者
実現に向けた支援措置	担い手向け ・ 農地利用効率化等支援交付金 必要な農業用機械・施設の導入を支援 ・ 新規就農者育成総合対策（経営開始資金） 49歳以下のものに対し、経営開始時の経営確立を支援する資金を交付 ----- 地区向け ・ 機構集積協力金のうち 地域集積協力金、集約化奨励金 農地バンクを活用して農地の集積・集約化に取り組む地域に対して、協力金を交付	左記補助事業等について、地域計画の策定と一定の関連付けが行われます。 【地域計画への移行に伴う R5 年度取扱い】 (1) 補助事業の対象となる区域 ア 地域計画を策定した区域 イ 協議の場を設置した区域 ウ 市町が作成した工程表に基づき令和5年度中に協議の場の設置を行う予定の区域 (2) 補助対象となる経営体 ア 地域計画を策定した区域 目標地図に位置付けられている経営体 イ 地域計画が未策定の区域 実質化された人・農地プランに位置付けられた認定農業者など ※事業により要件が変わるため、詳しくは各事業要件を確認してください。

5 農地に関わる制度変更等

農地の集積・集約 （農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項及び第3項）	現行の市町の農用地利用集積計画は、農地バンクが作成する農用地利用集積等促進計画に統合。
農地中間管理機構関連事業（農家負担ゼロの基盤整備）の特例 （農業経営基盤強化促進法第22条の6）	(1) 地域計画の区域内で、農地バンクが 農作業等を受託している農用地 も対象に追加。 (2) 対象事業に 農業用排水施設、農業用道路等の整備 も追加。
地域計画の特例 （農業経営基盤強化促進法第22条の3及び第22条の4）	地域の農地所有者等がその3分の2以上の同意を得て、「貸付け等を行う際には相手方を農地バンクに限定する」旨を地域計画に盛り込むことが可能。
農振農用地区域からの除外に係る要件 （農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項）	農地転用のための農振農用地区域からの除外の要件に「地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められること」 を追加。
農地法第3条の許可の判断基準 （農地法関係事務に係る処理基準第3の7）	農地法第3条の許可をしない場合の例示として「 地域計画の達成に支障が生ずるおそれがあると認められること 」を追加。

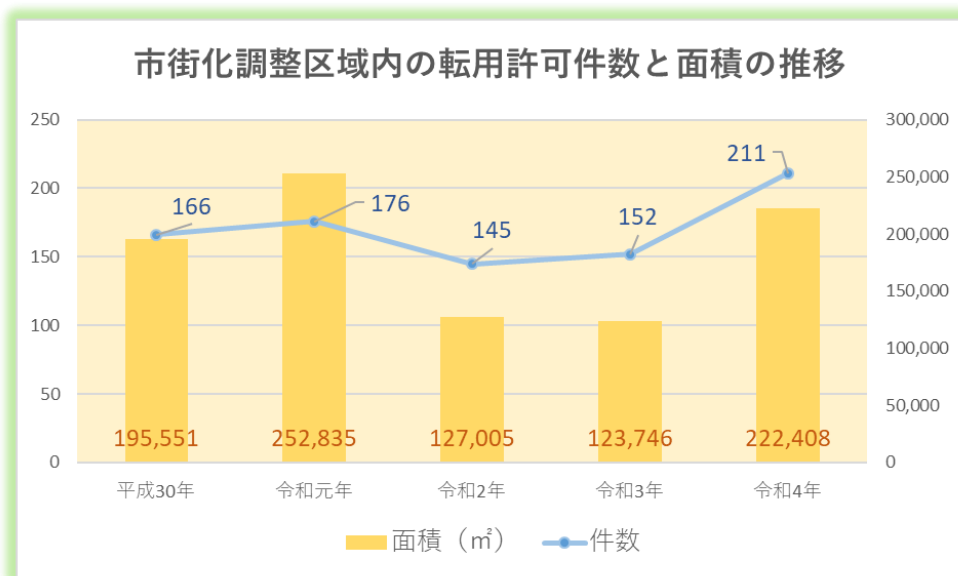
4. 農地転用許可制度について

(1) 概要

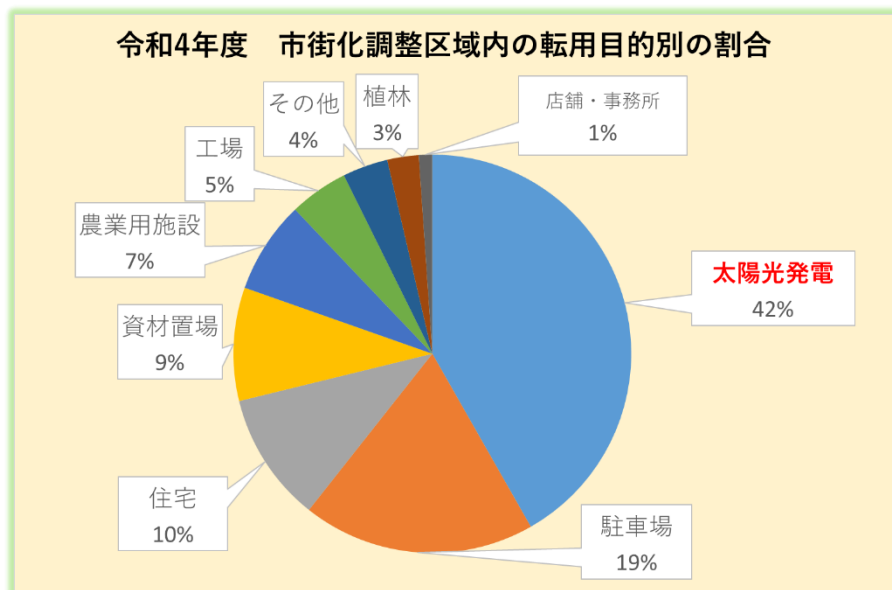
昭和27年に制定された農地法で定められた農地転用許可制度では、優良農地を確保するため、農地の優良性や周辺の土地利用状況等により農地を区分し、転用を農業上の利用に支障が少ない農地に誘導するとともに、具体的な転用目的を有しない投機目的、資産保有目的での農地取得は認めないこととしている。

(2) 市街化調整区域内の転用許可の状況

本市の市街化調整区域内の転用許可件数は150から200件ぐらいで推移しており、転用面積も概ね転用許可件数の推移と連動していることがわかる。



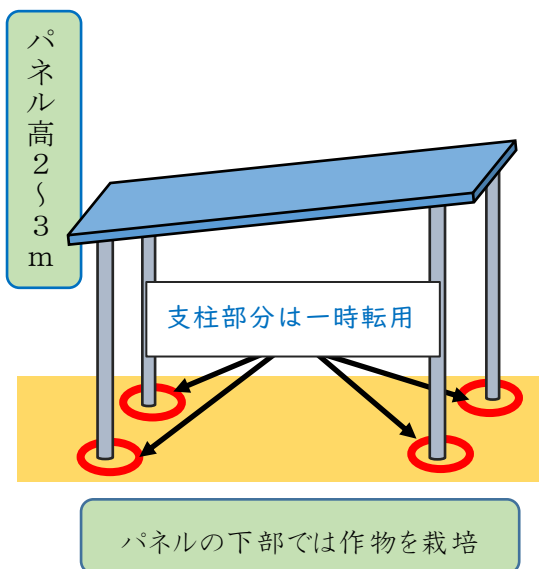
また、令和4年度の転用面積（222,408㎡）を目的別に分類すると、次表のとおり太陽光発電が全体面積の42%を占めている。



(3) 営農型太陽光発電について

① 概要について

営農型太陽光発電は、農地に支柱を立て、営農を適切に継続しながら農地の上部空間に太陽光発電設備を設置して、農業と発電を両立させる仕組み。



② 転用許可について

設備の設置にあたり、支柱の基礎部分について一時転用許可が必要となる。一時的な転用であることから、従来型の太陽光発電事業では許可されない農用地区域内農地や第1種農地でも、例外的に許可できる。

一時転用期間は原則3年間（条件適合すれば10年間）であり転用期間の満了時に農地に復元しなければならない。発電事業を継続する場合は、一時転用期間の満了前に、再度、延長のための一時転用の許可を得る必要がある。

一時転用期間が10年となる場合

- 下部農地の営農者が、認定農業者等の担い手である場合
- 荒廃農地を復元して、農地としての利用を再開する場合
- 第2種農地又は第3種農地で営農型太陽光発電事業を行う場合

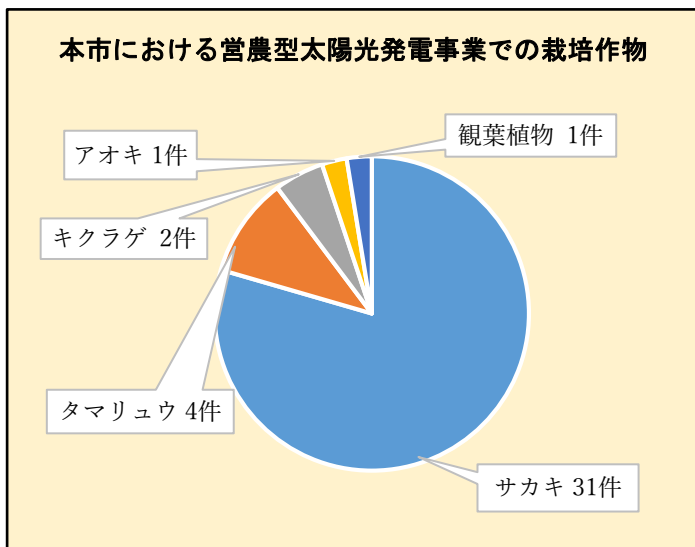
③ 転用許可後の事業報告について

営農の継続と併せて、栽培する作物の収穫量が、同年の地域の平均的な単収と比較して概ね8割以上を維持する必要がある（単収要件）。ただし、荒廃農地を復元して事業を行っている場合には単収要件が免除される。

太陽光発電事業者は、営農の継続と単収要件の確認のため、許可後には毎年1回、作物の栽培状況等を報告する必要がある。

④ 本市の状況について

平成 25 年度に初めて許可をして以来、令和 5 年 12 月末までに計 39 件の許可をしている。



発電施設の下でサカキを栽培している

⑤ 今後の方向性

営農型太陽光発電の制度は、荒廃農地の発生防止や解消、農業者の所得向上などに寄与する部分もあることから、今後も施設周辺の農地に影響を及ぼさないよう十分な配慮を求めている。

また許可にあつては、営農の適切な継続と発電事業をいかに両立していくかが重要であり、毎年提出される栽培状況に関する報告をもとに状況を把握し、もし営農上に著しい支障がある場合には発電設備を撤去して農地に復元するようことも指導するなど、本制度の適切な運用に努めていく。

5. 主な質疑・応答、意見

Q. 権利取得者の中で、法人事業の都合とあるが具体的にはどのような理由か。

A. 2つの事例があり、1つ目は、畜産業を展開している会社が飼料を作るため、別の子会社を設立して農地の権利を渡すものである。2つ目は、従来お米を生産していた会社が法人として農地所有を行うため、借りていた農地を一旦返却し、新たに設立した会社に耕作権を移すものである。

Q. 5反要件撤廃により、農地利用最適化推進委員の業務が増えた場合、現在の体制で十分な対応ができるのか。

A. 農地利用最適化推進委員の業務は、担当地区内の農地について、貸し手と借り手の話の繋ぎや農地の利用状況を見守り、農地利用の最適化を進めることである。担当地区に農地を新規取得した人が出た場合、事業がある程度の軌道に乗るまでの3年間程度はその農地を注意して見回ってもらうように考えている。農地の見回りは委員自身の農作業の合間に行われ、ルートも変えながら定期的を実施している。

Q. 太陽光発電の管理のため、除草剤を使用することは規制されているのか。

A. 市に除草剤の使用を禁止する権限はないが、事業者に対して周辺の農地に配慮しながら太陽光発電用地の管理をするよう依頼している。

Q. 本市に、大規模なメガソーラーという形で営農型太陽光発電を実施しているところはあるか。

A. 本市に、営農型太陽光発電でメガソーラーに当たるものは存在しない。一反前後の規模が多く見られる。

Q. 太陽光発電事業をこれ以上増やさないための規制はできるのか。

A. 国が再生可能エネルギーの普及を推進している状況下であるため、市単位での規制は難しいと考える。

Q. 太陽光発電事業終了後、農地に復元することに拘束力はあるのか。

A. 太陽光発電事業終了時に要する撤去費用を事前に用意することが義務づけられているため、撤去費用は担保されていると考える。

Q. 以前の一般質問で環境部に質問したこともあるが、発電設備の解体撤去費用を実際に積み立てできているのか調べる必要があるのではないか。

A. 今後の研究課題としていきたい。

Q. 当市独自の下限面積は設定していなかったのか。

A. 設定していなかった。県内で下限面積を設定している場所は中山間地域や人口過疎地に見られる。当市はそこまで逼迫した状況がなかったため設定の必要がなかったのではないかと考える。

Q. 農地の所有権移転について、感覚的に白地と青地の面積割合はどちらが多いか。

A. 特殊要因を除いて、家庭菜園などの小規模農業者は白地が多い印象である。

Q. 家庭菜園志向で高齢の方が農地を取得する場合、その方が耕作できる年数が限られ、その後はまた耕作されずに空いてくるといったことも予想されるが、策定中の地域計画との兼ね合いも考慮すると、単なる一時的な利用ではなく持続可能な農地利用を目指す必要があると考えるが、家庭菜園志向の人に対する取り扱いについてどう考えているか。

A. 家庭菜園での農地取得の際には土地の管理計画なども審査の対象であり、広い面積を取得する場合には将来の管理が可能かどうか確認しながら審査している。また、申請の審査時に、その場所が申請者の自宅や集落に近いところかどうかの判断があり、昔ながらの畑が多い地域では家庭菜園としての用途も妥当であると考えている。申請者の年齢としては、主にリタイア組が多く、20代や30代のケースはまだない。

Q. 担い手農家の営農志向についてどう考えるか。

A. 農地取得者の中には、農業大学校で研修を受けた後、これまで耕作地がない状況で新たに2,000平米から3,000平米ほどの面積の農地を取得したいという例があった。営農の拡大には、農地を引き継いだり、近隣の土地を利用したりする場合や近隣の農地を引き取って営農を拡大する例が多い。また、別世帯の親子間で土地の権利が譲渡される場合もある。

Q. 農地が売買される際、農地取得者に対し地区の出会いに参加する必要があること等のやりとりをしているのか。

A. 営農志向の方に対しては、地区の出会い等には協力していただくよう伝えながら許可の審査をしているが、家庭菜園志向の方に対しては現地を荒らさず周囲に迷惑をかけないようという程度で審査をしている。まずは営農志向か家庭菜園志向かの見極めをした上で、特に営農志向の方に対しては、地域とのかかわり方など営農を始める上で最初に知っておいて欲しい事柄についての理解状況を、ヒアリングで判断している。

Q. 例えば水田地帯の真ん中で突然ブドウ畑ができて地元の農業者が驚かされることもある。権利取得者がどのような作物をどのように考えて農業をやろうとしているのかをどれだけ明確に聞き出せるかということが大切なところと考えるが。

A. ヒアリングを行う中では、農業委員らが、地元農業者としての視点も持って地元の情報も伝えながら、権利取得者がどのような目的で農地を取得しようとしているかを聞き取り、審議の場で報告し他の委員に判断してもらい、というような流れを作っている。

Q. 復元可能な農地に対しては、農地の復元化事業があるが、荒廃化が進んだ農地では復元に対しての支援を上乗せする予定はあるのか。

A. 今ある復元の補助に上乗せして支援する予定はない。

Q. 農地としての地目はそのまま、森林などにしているケースはあるか。

A. 転用許可が可能であるところであれば、農地を山林に変更できる可能性はあるが、復元不可能な農地は、国の方針としては非農地という方向での判断をしていこうという見解が示されている。

(意見) 農地を広げたい農家は土地が足りないと言っているが、他方で耕作条件が悪い農地

が多く存在することが問題である。土地の耕作条件を良くし使い易くすれば、農地の取得や拡張につながる可能性があると考え。制度を検討する際は、新たに参入する農業者や家庭菜園志向の人との兼ね合いを考慮してほしい。

Q. 農地利用最適化推進委員の負担はどうか。

A. 農地利用最適化推進委員は、普段は農地の見回り活動や農家からの相談を担当し、その他に年に約6回の研修を受けている。兼業農家の人が多いため仕事後に参加できるように、夜間の会議も開催し負担軽減を図っている。

Q. 神戸市では、営農者が研修を受けるマイクロファーマーズスクールが開催されているが、当市で実施する場合は、JAが主体となってくるのか。

A. もし実施するとすればJAや三重県の普及センターなどと協力していくことになる。今でも簿記など経営の基本的なことについての研修、勉強会はしてはいるが、いわゆる学校のように系統だったカリキュラムではしていない。地域計画を作っていく中で、何か産地を作るとか新たな栽培方法を導入していくようなことがあれば、場合によっては系統だったコースのようなものを作ることも出てくるので、その辺りは関係機関と相談しながら検討していく。

Q. これまでは5反要件が必要だったというのを無くしていくというのを当市はどう捉えて、農業政策をどのような方向に進めるのか。

A. 米や麦、露地野菜など土地利用型の農業はある程度の規模が無いと経営が成り立たない面があるが、小規模であってもビニールハウスで高収益型のものを作っている、市民菜園としての利用もあるなどいろいろな農地の利用形態があり許可要件も廃止された。

本市も、ある程度の規模を持ち農業経営が安定していく農家を担い手として育てていかなければならないと考えているが、担い手だけではどうしても引き受けられない農地が出てくるので、そこには小規模な農業者も入ってもらい、地域計画の中である程度の棲み分けができれば効果が発揮できると考える。

Q. 大きな担い手に農地の8割くらいを耕作してもらおうとして、担い手では耕作しにくい残りの2割の農地については、例えば市街化するなどして農業以外の利用を考えていくか、農地というのは食という命を守るところなので、そこに限っては農家以外の方の理解も求めながら税を広く薄く投入してでも引き続き農地として守っていくのか、当市の政策の方向性を、この1～2年の間に考えてはどうか。

A. 当市は、何らかの形で農地を守っていく方向性で考えている。水路や草の管理は共同でする必要があるので、そこに対しては地域の農業を支援していきたいと考えるが、今後の地域計画で支援内容を検討する際、どこに重点を置くか研究する必要があると考える。

Q. 市の農政として農地を守っていくには、現状では予算不足と考えるため、一定の成果を出すためには、これに見合った適切な予算を確保すべきと考える。これからの地域農業のモデル的な事例として、茨城県常総市のオランダ式のビニールハウスなど先進的な農業

が四日市にあってもよいのではないか、そのための事業者への投資を検討してはどうか。

A. 地域計画の策定においては、地域の意向調査を通じて目標地図を作成していく予定である。米の需要が減少している中で作物の転換も検討が必要となるが、市は具体的なアイデアを持っていないため事業者や地域住民の意見を取り入れながら、具体的な予算も要求していきたい。

Q. 面積拡大を望む農家が存在するものの、中心的に頑張っている農家の中には面積が足りないとの意見がある。地域計画の話し合いと同時に、一定規模の経営面積があり規模拡大の意向がある農家を集めて、拡大規模の目論見や、借りにくい農地等の情報を直接聞き取る機会を設けると、それぞれの農家の経営規模に応じながらの担い手不足の地域とのマッチングや、農家自身にとっても自分の地域の考えを知る機会になり有益ではないか。

A. これまでの施策の中心は、担い手農家支援であるとの認識でやってきたことが、農家側に十分に伝わっていない、効果が出ていないという点を見直したい。また担い手の支援の対象は認定農業者だと考えているが、認定審査をするときには、その農家の考え方もある程度把握できているが、担い手農家同士の意見交換の場が設けられていなかったことから、今後、情報共有できる場の設置を検討していきたい。

(意見) 農家が今後どのように農地を守り、生産率を向上させていくかについて、農家同士の情報網も活かしながら同じ方向を向いていけるよう、四日市の農業を支える農業者の意見交換が行える場の整備を検討してほしい。

5. まとめ

今回の調査では、農地法改正による農地取得の許可にかかる下限面積要件（5反要件）の撤廃に伴って想定される農地への影響と今後の農地の活用方法について、当市の農地の利用状況を見ながら今後どのような支援を行うべきなのかについて議論を行いました。

本市としては、制度の適正な運営により、制度改正の目的である農地取得のすそ野の広がり期待しているところであり、地域計画の中で目標地図の作成を行って地域での農地集積・集約化と優良農地の確保に努めているところでもあります。支援を実施するにあたっては、市と農家だけでなく、農家同士が意見交換できる場を整備できるよう取り組んでいくことを要望し、調査報告とします。

[委員会の構成]

委員長	石川善己
副委員長	小田あけみ
委員	伊世利子
委員	荻須智之
委員	上麻理
委員	川村幸康
委員	田中徹
委員	中川雅晶
委員	諸岡覚

6. 行政視察報告書

令和6年3月11日

四日市市議会

議長 樋口 龍馬 様

産業生活常任委員会

委員長 石川 善己

産業生活常任委員会行政視察報告

産業生活常任委員会が行政視察を行いましたので、その結果を次のとおり報告いたします。

記

1. 視察日時 令和6年1月22日（月）～1月24日（水）
2. 視察都市 浜松市、常総市、毛呂山町
3. 参加者 石川善己、小田あけみ、伊世利子、荻須智之、上麻理、
川村幸康、中川雅晶、諸岡覚
(随員) 川添将秀
4. 調査事項 別紙のとおり

めて移住してきた地域特性がある。外国人の定住化が進む中で、社会保障や教育面での課題が顕在化。2001年に、浜松市の提唱により、外国人集住都市会議を設立。自治体間における多文化共生に関する知見の共有を図ってきた。

3) 浜松市外国人材活躍戦前事業所認定制度

浜松市の外国人の6割が製造業に従事しており、地域産業と密接な関係が築かれていることから、就労環境を整えることが求められてきた。

そのため、浜松市外国人材活躍戦前事業所認定制度を整備して、外国人材の活躍推進を積極的に取り組む事業所を認定・公表することで、外国人材の確保・定着・活躍推進並びに就労環境の向上を図ってきた。

メリット①「優秀な外国人材の確保につながる」

認定マークで事業所のイメージアップになり、外国人材の応募につながる。市ホームページや「はままつ多文化共生・国際交流ポータルサイトHAMAPO」にて、企業の取り組みを紹介している。

メリット②「市の発注業務で優遇される」

市が発注する建設工事の入札における総合評価落札方式の評価項目で加点がある。その他、市発注の物品購入や業務委託において優先調達できる。

メリット③「多文化共生に関する相談を受けられる」

アドバイザーによる外国人材の定着支援、日本人社員への異文化理解研修など各種のサポートを受けられる。(認定後1回分は無料)

メリット④「日本語学習者への補助金が増額」

浜松市外国人材等日本語学習支援事業費補助金の交付上限が通常より10万円アップ。日本語の上達は、外国人材の定着につながる。

・認定の相談について

社会保険労務士、または外国人材雇用・定着支援にかかわるキャリアコンサルタントが、外国人材のさらなる定着・活躍促進、就労環境の向上を支援。

※1事業所につき2時間以内を2回まで相談可

4) 外国人就労支援事業

(1) 外国人の雇用・就労に関する相談事業(R 2年度～)

外国人労働者の獲得を目的に、市内企業を対象とした外国人労働者の受け入れに関する相談及び外国人の就労に関する相談窓口を多文化共生センターへ設置し、総合相談ワンストップセンターとして相談支援を実施する。

【地域性】静岡大学が ABP (アジア・ブリッジ・プログラム) を推進しているため、浜松キャンパス(工学部)に優秀な留学生が多数在籍

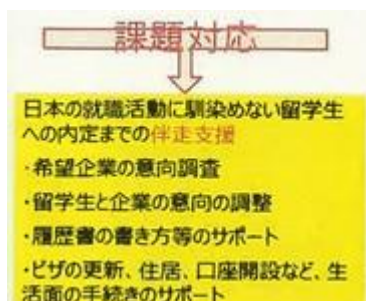


1. 研究・開発・情報処理など、企業から求められる理系人材の宝庫
2. 厚い産業基盤を支える市内企業の技術力
3. 自然、交通アクセス、都市機能等の優位性

地域の特性を踏まえ、優秀な外国人留学生と市内企業の技術を結び付け、産業人材を確保する。

(2) 外国人留学生ジョブマッチング支援事業(R 5年度～)

外国人留学生の市内就職を促進するため、留学生等へ市内企業の技術力や魅力等を伝えるとともに、企業が求める技術等と留学生の能力をマッチングする取組を実施し浜松地域における産業人材を確保する。



区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
参加留学生数	—	—	37
参加企業数	—	—	19

科目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
委託料	—	—	1,713,250

(単位：円)

交付先
浜松外国人材定着サポートLLP

5. 委員からの質疑

Q：市と企業どちらからアプローチをかけて始まった事業か。

A：市が主導で開始した。

Q：市から外国人労働者への保障や手当の制度はあるか。

A：間接的であるが、日本語学習の補助金が該当する。

Q：企業において、外国人労働者向けに特に注意している設備はあるか。

A：安全対策のため、やさしい日本語や母語で注意書きをしている。

Q：認定企業からは、どのような声が届いているか。

A：良かった点は、堂々と外国籍の人を採用できるようになったこと、名刺にロゴを入れることで顧客にアピールできること、日本人社員の意識が上がったことである。悪かった点は、日本語学習の補助金の認定が難しいこと。

Q：制度対象となった外国人の定着率はどうか。

A：2年で更新となるが、ある程度の方が残っているので、定着率は高いと考える。

Q：現在までの外国人材活躍宣言事業の認定数が34社というのは、当初の想定と比べてどうか。

A：当初は、年間10社を見込んでいたため1年目は思っていたより多かったが、新規件数が減ってきているのでメリットをもう一つ増やすことを検討している。

Q：認定におけるチェックリストの難易度はどれくらいか。

A：1～2年目は数社落ちたが、3年目はなかった。認定には厚生労働省の外国人指針に基づいた60項目があり、社会保険労務士や国際交流協会などと協力して作成した。適正雇用を実現するため、企業を訪問し2時間ほどかけて社内をチェックしていることから、厳しいチェックになっている。また、1企業あたり、1～2名の従業員に話を聞いている。

Q：認定を取った企業への応募は多いのか。

A：そうあってほしいが、まだ開始して3年であるため不明である。

Q：就職後の就労年数に縛りはあるのか。

A：外国人はキャリアアップ等の観点から転職率が高いことから、強い縛りにすると、申請数が少なくなるため、1年としている。

Q：状況に応じて、認定企業の取り消しはできるのか。

A：できる。今年、初年度の20事業者は更新の対象となり、18事業所が更新となった。2事業所については、退職により外国人労働者が在籍しなくなったため、更新に

至らなかった。

Q：外国人のキャリアに応じた給与体系もチェック項目にあるのか。

A：日本人と同様の待遇にあるのかをチェックしており、キャリアアップのための資格取得支援なども含んでいる。

Q：申請条件は何か。

A：浜松市に設立して1年以上の企業であり、外国にルーツを持つ人を1名以上雇用していれば申請ができる。

Q：アドバイザーとの相談は1回2時間を2回までとなっているが、それ以降も継続したい場合は、個別に契約しているのか。

A：単発的に契約しているケースが見受けられる。

Q：浜松国際交流協会の役割は何か。

A：当初は、国際交流を目的としていたが、近年、外国人雇用についても支援してもらっている状況となっている。

Q：就労先の業種別の内訳はどうなっているか。

A：建設・土木工事 31%、製造 19%、福祉・介護事業所 16%、その他は1桁台となっている。

Q：アジア・ブリッジ・プログラムは、静岡県産の産業構造を基にして、学部設定をしているのか。

A：アジア・ブリッジ・プログラムの対象は理系学部だけではない。静岡大学では、文系学部も対象となっている。

Q：やさしい日本語講座の実施状況はどうか。

A：企業から相談があった際に、日本語講座を実施している。1回のみ無料であり、2回目以降については、国際交流協会との有償契約を案内している。

Q：外国人労働者が資格取得するための日本語教育の実施は補助の対象となるが、それ以外は企業が負担して実施すべきという考え方か。

A：日本語検定の取得など、資格取得に繋がるものは対象となる。

Q：市から企業に対して、日本語教育をするように啓発しているか。

A：市としては、日本語教育推進法に基づき、家族も含めた従業員に対し企業が日本語教育するよう啓発していきたい。

Q：宗教に対する配慮は行っているのか。

A：礼拝場の設置、危険箇所の多言語表示、昼食におけるハラール対応等を確認している。

Q：四日市市では、市内在住の外国人が市外で就労するケースが多く見られるが、浜松市では課題となっていないか。

A：当市においても、就労のマッチングイベントには、近隣自治体が参加していることもあり課題がないわけではないが、西遠地域という地域単位で盛り上がるという考え方もある。

Q：学校において、多言語に対応するための取り組みはあるか。

A：未就学をなくすため、生徒を学習環境下に連れてきて、何かしらの対応ができる仕組みである「浜松モデル」を運用している。また、学校のデータ、住基データ、さらには外国人学校のデータを連携することで、学校に在籍していない人を可視化して未就学者の発生を防いでいる。

Q：外国人材活躍宣言事業の今後の中長期的な目標は何か。

A：まず、外国人労働者の企業での定着率を上げ地域の担い手になってもらうことを目指し、正社員比率の上昇に繋げていきたい。

6. 委員会としての所感

浜松市の多文化共生に関する取り組みは、外国人市民と共生するために、市と企業が主体となって、地域への定着率を上げるという先進的な取り組みであった。

特に「外国人材活躍宣言事業」は、外国人が安心して継続的に就労できる環境を構築することが目的であり、企業の人材確保、市での発注業務で優遇されるのみならず、多文化共生の側面から成功を収めている。

大学と企業の連携によって、優秀な留学生を採用する取り組みも特出すべき点であり、大学設置を検討している本市においても採用を検討したい取り組みであった。

教育の現場においては、「浜松モデル」と称される取り組みによって、不就学を防いでいる。具体的には、学校データと住基データ、さらには外国人学校のデータを連携させることで、就学の漏れを防止する施策であり、本市においても、未就学者ゼロに向けた定着支援をするため魅力的な取り組みであると感じた。

今後、本市では、外国人市民が市外で就労している状況が散見されるため、企業が外国人を雇用する際、企業が積極的に語学研修等を実施し、より定着率が高くなるような取り組みを実施できるようにしていきたい。人材不足の昨今、浜松市の多文化共生における総合的な取り組みを参考として、本市においても魅力的な取り組みに繋がられるよう議会としても図っていきたい。

(常総市)

1. 市勢 市制施行 昭和 29 年 7 月 10 日
人 口 59,507 人 (令和 5 年 4 月 1 日付)
面 積 123.64 平方キロメートル

2. 財政 令和 5 年度一般会計当初予算 241 億 1,500 万円
令和 5 年度特別会計当初予算 135 億 9,376 万円
令和 5 年度企業会計当初予算 55 億 8,318 万円
合 計 432 億 9195,875 万円

3. 議会 条例定数 20
3 常任委員会 (総務、文教厚生、建設経済)

4. 視察事項

- ・アグリサイエンスバレー常総について

1) 視察目的

常総市では、平成 25 年度から、アグリサイエンスバレー構想を策定し、常総インターチェンジ付近の優良農地の再開発に着手してきた。地権者と建設会社、行政が連携し、事業を推進した結果、農業の 6 次産業化をコンセプトとした施設を建設するに至った。道の駅を中心とし、製造業、物流会社が集住し、温泉施設も建設中であり、成長が見込まれる事業である。

物販では、地域の農産物、加工品の販売を主体として、観光農園なども運営しており、地域に還元することを目的としている。本市においても農産品の販路拡大が課題となっており、道の駅等の施設の検討も視野に、今後の在り方の参考とすべく視察を行った。

2) アグリサイエンスバレーの概要

圏央道常総インターチェンジ周辺の約 45 ヘクタールに「農地エリア」と「都市エリア」を形成し、生産・加工・流通・販売が一体となった地域産業の核となる産業団地を形成。常総市の新たな玄関口として「食と農と健康」をテーマに 6 次産業化を軸

としたまちづくりと地域活性化を目指すプロジェクトである。

平成 25 年にアグリサイエンスバレー構想を策定し、地権者と戸田建設、行政が三者協定（PPP 事業）を締結して進めてきた事業である。周辺地域は、元々、優良農地であったが、国が進める 6 次産業の施設を建設する目的に合致したことから事業決定されたものである。



3) 収益性に優れた農業モデルが展開される農地エリア

○株式会社たねまき常総（ミニトマトの大規模施設園芸）

- ・オランダ型のビニールハウス（軒高6メートル、延べ面積約5ヘクタール）
暖房効率が上昇し、生育環境が安定。デジタル技術を活かした栽培管理や省力化している。労務管理の徹底（働きやすい農業）を実践している。
- ・選果機で糖度管理の徹底
営農（いかに同品質のものを安定して市場出荷できるか）につなげている。

○グランベリー大地（リフト式栽培による空中イチゴ園）

- ・栽培ベッドを昇降式に
栽培ベッドを密に並べ、通路にする部分のベッドを上昇させることでイチゴ狩りを展開し、面積当たりの収穫量が1.7倍に向上した。
- ・6次産業化にも挑戦
敷地内にはカフェも展開している。イチゴをスムージーやケーキ、パフェなどに加工し、価値を高めて販売している。

4) 道の駅を中心とした都市エリア

○道の駅常総

茨城県内 16 番目の道の駅として、オープン。常総産、茨城産の食材の魅力を伝えるための農産物直売所や食事処、各種専門店が入っており、令和 5 年のゴールデンウィーク期間中には、約 7 万人が来場した。一日平均 5000 人が来場しており、半年で 100 万人の来場を達成した。

○民間集客施設

TSUTAYA BOOKSTORE を中心としたカフェや子どもの遊び場などがあり、老若男女問わず滞在できるスペースとなっている。また、HONDA が提供する自動走行マイクロモビリティの実証実験の体験も可能で先進技術に触れる機会が創出されている。

5) 地域経済へもたらす波及効果

○地域の基幹産業 農業の再生・発展

農業進出企業 3 社

年間生産高：約 14 億円

○企業誘致による雇用創出・税収増加

雇用創出：約 2000 人

税収増加：約 3 億円

○地域の関係人口の増加

年間来訪者：約 200 万人

5. 委員からの質疑

Q：どのような経緯・目的でこの事業を開始したか。

A：平成初期に圏央道の都市計画決定があった時から構想があった。優良農地であるため利活用に問題があったが、平成 25 年、政府が推進する 6 次産業に関連付けて、アグリサイエンスバレー構想を策定したものである。

Q：地権者協議会の立ち上げはどのように行ったか。

A：三者（地権者、市、企業）が連携するため地権者協議会を立ち上げ、戸田建設が窓口となり用地買収等の事業を進める上で、地権者との交渉や企業の進出等を一括代行してもらった。

Q：農地の集約に関して地主・既存の耕作者への説明や代替地の提案などの交渉はどこ
の機関(市、事業者)が行ったか。また、費用負担はどのように決めたか。

A：地権者への用地交渉は、戸田建設が主体となって実施した。地権者74名が公平に
なるように土地を配分した。

Q：地域の人たちの反応はどうですか。地域への還元はあるか。

A：道の駅ができたことで、地域の人が野菜販売できるようになった。さらに、販路を
広げていくことで還元できないかと考えている。

Q：一日の集客数はどれくらいで、どのような客層が来訪しているか。

A：平均5000人/日程度。土日は、県外からの来客が多い。

Q：地場産の物品以外で、販売しているものはありますか。また、展示の工夫はあるか。

A：市内を中心に市外、県外の農産物も取り扱っている。陳列方法を工夫している。

Q：商品の開発費用の援助、知恵(一緒に作り出す)の提供はしているか。

A：大学と共同して、お弁当の商品開発をしている。

Q：施設園芸の作物選定を含め、施設園芸の経営、営農者をどのように募集をしたか。

A：3社を選定している。戸田建設の横のつながりで誘致した。

Q：イチゴの時期ではないときの観光農園ゾーンは、どのように活用しているか。イチ
ゴ以外の新たな取り組みは予定しているか。

A：イチゴの時期ではないときは、サツマイモの収穫体験ゾーンを設けた。夏場は、流
しそうめんを検討している。

Q：これだけ大きな施設設備だと、初期投資、ランニングコストが非常に大きいと思
うが、採算性はあるのか。

A：6次産業を軸としたアグリサイエンスバレーにあるすべての施設の相乗効果によ
って、採算性が取れるということで進出してもらっている。

Q：天然温泉の造成は進んでいるのか。

A：着工済みで、令和6年度に完成予定である。

Q：ミニトマトは供給過剰にはなっていないか。

A：北関東のシェアは少ないので、見込みがある。(株)ムロオの販路を活用して、菓
局等に年間1000トン安定供給している。

Q：土地の買収時の地権者間の調整はどのように実施したのか。

A：戸田建設を中心として、代替地の準備、土地の交換、売買を実施した。

Q：行政の役割は何か。

A：当初、商業施設の構想もあったが、優良農地であるため、市が実現可能な基本構想の策定をすることで、地権者に方向性を示した。

Q：区域の線引きはどうつけたか。

A：問題になっている部分もある。

Q：土地所有者に反対者はいなかったか。

A：いたが、換地で納得してもらった。神社も場所を移した。

Q：大規模な担い手農家の理解はどのように得たか。

A：農業を生かす事業であったので、理解を得られた。水害の影響で離農するケースがあったことも影響している。

Q：治水対策はどうなっているのか。

A：調整池を3箇所設置している。

6. 委員会としての所感

常総市のアグリサイエンスバレー事業では、国が推進する6次産業化に関連付けて施設構想をした上で、地権者の理解を得ながら事業を進めた結果、多くの来場者を実現している。道の駅を中心として、周辺地域に物流会社や農園など、さまざまな業態を共存させることで、相乗効果を生み出している。

地元の農産物直売所を中心とした近隣住民への還元だけではなく、県外からたくさんの方の来場者があり非常に集客力のある施設であると感じた。書店やカフェ、子どもの遊び場など、老若男女が長期滞在できるスペースもあることに加え、温泉施設も建設予定であり、さらなる集客が見込める施設になると思われる。

当市においても、農産物直売所としての機能だけではなく、6次産業化の推進を検討する上で、地権者と建設会社、行政が協定を結んで事業を進めることで、早期に事業を進めることができたことは非常に参考になるものであった。

(毛呂山町)

1. 市勢 町制施行 昭和 14 年 4 月 1 日
人 口 32,426 人 (令和 5 年 4 月 1 日付)
面 積 34.07 平方キロメートル

2. 財政 令和 5 年度一般会計当初予算 105 億 3,500 万円
令和 5 年度特別会計当初予算 72 億 8,901 万円
令和 5 年度企業会計当初予算 8 億 7,810 万円
合 計 105 億 3,500 万円

3. 議会 条例定数 14
2 常任委員会 (総務文教、生活福祉)

4. 視察事項

ドローンによる害獣対策について

1) 目的

毛呂山町では、害獣対策のため、企業と連携しドローンを活用した害獣対策の実証実験を開始している。当市においても、郊外では、害獣による農産物の被害が一定数あり、高齢化や人手不足により、細かな監視が難しくなっている状況にある。先進的な技術を使った取り組みによって、どれだけ効率的に害獣対策が行えるのかを視察し、本市においても、より効率的に農業を守っていくために、何が必要なのかを調査すべく毛呂山町の取り組みを視察した。

2) 毛呂山町スマートシティコンセプトについて

①概要

まちの抱える諸問題に対して、ICTの新技术を活用しつつ、マネジメントが行われ、持続可能なまちづくりの実現を目指すもの。官民連携によるスマート技術を活用した事業展開で、コンパクトで災害時にも強いまちづくりを目指している。

②具体的な取り組み事例

- 再生可能エネルギー事業
- イベントでのEV供給
- 道路河川見守り事業
- ドローンを活用した橋梁点検
- 3D都市モデル実証実験
- ドローン・トレイルカメラを活用した鳥獣調査

③ドローン・トレイルカメラを活用した鳥獣調査

○概要

増加する鳥獣被害を早期発見し効果的な対策を実施するため、ドローンとトレイルカメラを併用して、出現する鳥獣の種別・頭数や生息域を把握し、鳥獣被害対策のスマートシティを実証している。

○費用

【ドローン】

導入費用：約150万円

MAVIC 2 ZOOM：約30万円

MAVIC 2 Enterprise（赤外線搭載機）：約80万円

【トレイルカメラ】

導入費用：約5万円

SV-TCQ（Hapimp社製）

【要員】

10万円×月2回程度

ドローン操縦

トレイルカメラデータ回収/電池交換



④調査方法

周辺情報とヒアリングに基づいて、ドローンとトレイルカメラを併用し、全体と部分での調査を実施。2拠点に、ドローン2機、トレイルカメラ2機を投入。

【ヒアリング】

出現履歴に基づいて、地域住民からの目撃情報を収集。足跡、ヌタバ、獣道等の情報を収集。

【ドローン】

広範囲な地域を空撮し、樹木の育成状態や鳥獣の観察が可能で、山の状態が可視化できる。障害物や遮蔽物に遮られず、人力では確認できない場所からの空撮による情報収集ができる。徒歩での移動と比較して、約10分の1のスピードで目的に到達できるため、効率化が図れる。

【トレイルカメラ】

ヒアリングや空撮を元に、出現予測し24時間出現した鳥獣の空撮が可能。常時撮影するわけではなく、鳥獣が出現した時の日時・気温・種別などの撮影を実施する。

⑤調査結果

ヒアリングと撮影した鳥獣の数はほぼ同じであった。トレイルカメラで撮影できた鳥獣の頭数は、ヒアリングでは得られない情報であり、より効果的な対策を講じるエビデンスとなる。

エビデンスを基に、猟友会へ捕獲依頼し、檻を設置するとともに、鳥獣が罠にかかるとメールで知らせる「キャッチ de め〜る」も同時に設置し、利便性を向上させた。イノシシの捕獲を目的に檻を設置したが、アナグマ1頭の捕獲となった。本プロジェクトは、現在も進行中であり、今後も猟友会と協働して事業を推進していく。

5. 委員からの質疑

Q：捕獲頭数は増加したのか。

A：実証実験では1匹のアナグマしか捕獲できていない。檻を自然の臭いに近づけている段階である。

Q：事業実施前の捕獲実績を知りたい。

A：令和4年度の実績として、イノシシ17、鹿63、アライグマ239、ハクビシン39となっている。

Q：猟友会の担い手の状況はどうか。

A：高齢者が進んでいるので、IT機器を活用していきたい。

Q：ドローンの免許は、誰が保持しているのか。

A：(株)アルガリの代表者が保持している。

Q：農家が操作することはないのか。

A：簡易なプログラムを作成しているので、農家が操作してもらったほうが、安定的な調査ができると考える。

Q：農業用ドローンで撮影は可能なのか。

A：農業用ドローン（DJI）でも撮影に特化したものを使っている。

Q：ドローンの調査で、害獣の生息地を特定して、効果的に電柵を設置する取り組みはあるか。

A：今後、ドローンで収集した情報を農業者に提供して電柵を設置できるようにつなげていきたい。

Q：電柵の補助金はあるか。

A：制度はあるが、個人レベルでの補助金であり、大規模に実施することを目的としていない。

Q：地域全体を柵で囲うことが効果的と考えるが、そのような流れはあるのか。

A：理想的ではあるが、財源的に難しい。当市としては、市街化区域に害獣が迫ってきているため、里山と市街化区域の境界を明確にする必要があると考えている。

Q：被害を未然に防ぐためのお知らせはしているのか。

A：今後、オートメーションで市民に捕獲情報等の情報提供をしていきたいと考えている。

Q：里山再生の取り組みはあるか。

A：江戸時代に使われていた西川材と呼ばれる木材が、多く残っているため、どのように有効活用するかを調査している段階である。

Q：市と企業どちらからアプローチをかけて始まった事業か。

A：埼玉県から、(株)アルガリの紹介があり、市からアプローチをかけた。

Q：どのような成功例があるか。また、効果的な時間帯（夜など）はあるか。

A：捕獲というより、確認ができるかの実証実験であったため、成功だと考える。

Q：ドローンの操作の担当はどの機関（業者）が行っているか。

A：(株)アルガリが実施している。

Q：ドローン免許の取得は個人で行っているか。

A：保持している職員もいる。

Q：ドローン免許の取得及び、ドローンの購入費用の補助などはあるか。

A：ない。積極的に検討したい。

6. 委員会としての所感

毛呂山町のドローン・トレイルカメラを活用した鳥獣調査事業は、企業の技術を活用して業務の効率化を図るとともに、人力では知り得ない情報を収集できることから、害獣対策の今後の在り方を考える上で効果的な事業である。

捕獲頭数については、実証実験の最中であるため、これからに期待したい部分であるが、トレイルカメラで撮影したデータは、対象地域の頭数や出現時間を把握する上で非常に重要な情報である。効率的な捕獲や人的被害を防ぐ点で効果的な情報だと考える。

現場にて、実際にドローンを見たが、非常に移動スピードが速いのに、音が静かであることが印象的であった。広大な範囲の害獣を把握するために、効率的に調査し、情報を素早く把握する点において、有効であると感じた。

本市においても、類似した山間地域があるため、費用対効果があるのであれば、検討の余地があるのではないかと考えるため、今後の実証実験の状況も注視して、参考としていきたい。

7. 議会報告会の概要

令和5年度 議会報告会の開催概要

1. 6月定例会議会 議会報告会

日 時：令和5年7月3日（月）18時30分から20時まで

場 所：総合会館8階 視聴覚室

参加者数：17人

備 考：4常任委員会が合同で実施

2. 8月定例会議会 議会報告会

日 時：令和5年10月16日（月）18時30分から20時まで

場 所：下野地区市民センター 2階会議室

参加者数：10人

備 考：4常任委員会がそれぞれで実施

【議会報告会】

○トナリエ四日市前の駐輪場について、市民への周知が足りていない。新設される市民公園駐輪場は、周辺一帯の駐輪場問題を解決できるよう必要な台数を確保してほしい。

⇒議員 トナリエ四日市の駐輪場について、より多くの市民へ周知していく必要性があると認識している。台数については、ご意見として承る。

【シティ・ミーティング】

《テーマ：四日市市政全般について》

○待機児童の実態に関して把握しているのか。

○認定こども園の進捗状況を把握しているのか。

○公立幼稚園が単独幼稚園ではなくなるという話はどのような状況なのか。

⇒議員

- ・待機児童の実態については、都度、市に報告を求めている。現状としては、4月以降増加傾向にあることは把握している。
- ・行政側も私立保育園等を新設して対応している。
- ・こども園化の進捗状況も、行政側に必要に応じて確認していく。
- ・公立幼稚園は、現時点で具体的な廃止年数等が決まっていない。こども園化については、市民への十分な周知体制を取るよう、担当部局に伝える。

○地域の祭りについて、太鼓が子供にとって大き過ぎて危険である。子供に合うような大きさの太鼓に替えて開催すべきではないか。

⇒議員 文化民俗風習に関わる祭りについては、各寺社において判断されるべきこととしてご理解いただきたい。

○去年も今回も議会報告会の参加者が少ない。この程度の参加者の議会報告会を年に数回開いたぐらいで、市民に報告していると言えるのか。

⇒議員 参加者の減少や固定化が課題であることは認識している。今年度設置した議会改革検討会議において、議会報告会の在り方については真っ先に取り組むべき課題とし

て現在議論しており、より多くの市民に参加していただけるような内容にしていきたい。

○前立腺がんの死亡率は他のがんに比べて低い、罹患率は非常に高い。前立腺がんの検査費用を補助する自治体もあるが、本市でも取り組むべきでないか。

⇒議員 前立腺がんの検査費用の補助については、これまでも複数の議員が一般質問で取り上げているが、市は現在のところ取り組む予定はないと答弁している。所管の委員会で確認するなど、他市町に遅れないように議会としても取り組んでいきたい。

○市がチャット GPT を業務に利用したために、個人情報の漏洩が起きたら、どこが責任を取るのか。市がチャット GPT を利用することに反対する。

⇒議員 市が作成した職員向けのチャットGPT等の生成AIの利用に関するガイドラインには、個人情報は取り扱わないことと規定されており、そのとおり運用されていれば漏洩の恐れはないと考える。ただ、インターネットの世界はどんどん高度化しており、議会としてもその動向を注視しながら、行政に適切な対応を求めていく。

○常任委員会において、議員の意見に対し、市からすぐに回答があるものなのか。

⇒議員 意見とは、議論が市と平行線になっている状況で、議員個人の見解を会議録に残すというものである。回答が必ずあるものではなく、ずっと回答がないものもある。

○議会から市議会モニターに対し、報告の機会はあるのか。

⇒議員 市議会モニターと議員との意見交換会を開催しているので、そこに参加していただきたい。また、議会改革検討会議において、市議会モニターの新たな活躍の場を検討中である。

○四郷地区の風致地区でメガソーラー建設の話があるが、議員はしっかりと関心を持って対応すべきではないか。

⇒議員 ご意見として承る。

○保育士の待遇を改善することで、保育士を確保すべきではないか。

⇒議員 担当部局で保育士の給与が上がっているか確認している。また、今年度からは勤続年数に応じて一時金を出す制度もスタートするなど、議会から行政に働きかけた結果が出ている。その他、名古屋の養成所への働きかけ等、やれることは議会側から行政側に働きかけ、また行政側も応えるよう動いている。しかし、まだ不十分であることも委員会として把握しており、今後も議論を続けて先に進めていきたい。

○クリーンセンターの溶鉱炉方式と CO₂処理問題について今後どのようにしていくのか、市議会で議論し、市民に報告すべきである。

⇒議員 ご意見として承る。市民から寄せられた、常任委員会で取り扱ってほしいテーマとしてクリーンセンターの件が挙げられており、委員会で取り扱えないか検討したい。

○街路樹が高く、剪定しても電線に接触している。また、車道の視野を狭める樹もあり、防災や交通安全の観点から良くないのではないか。地区の意見を踏まえて検討しているようだが、維持管理は全て市の責任なので、適切に管理すべきである。

⇒議員

- ・街路樹の維持管理については、地域の声を聞きながら管理方法を検討している。交通安全の確保も重要であり、ご意見は、担当部局に伝える。
- ・今回の6月定例会議会で街路樹の維持管理について一般質問で取り上げているので、参考にしてほしい。

○近鉄伊勢川島駅の北口駐輪場の問題について対応が遅い。市としてもっと迅速に対応すべきである。

⇒議員 限られた予算の中で、議会としてもできるだけ効率的な予算配分を行うよう行政へ訴えながら、市民が安心安全に暮らしていける道路整備になるよう努めたい。

○少子高齢社会なので地域の高齢者の活用を考えてほしい。

⇒議員 ご意見として承る。

【議会報告会】

○議案を決算常任委員会分科会で議論、審査をして決算常任委員会全体会で審査する中で、市側が提案した予算が変わったり、内容が変更されることはあるのか。

○もしあればどれぐらいの確率でどんな内容であるか知りたい。

⇒議員 決算常任委員会分科会の決算審査の中で、1年間の予算の使い方がどうであったかを審議している。その際、使い方に問題があれば、決算常任委員会全体会を経て市長へ提言を行っている。提言は、毎年5～6件程度で、多い時は10件ほどある。内容変更の割合については把握していないが、予算内容がすぐに変更されるわけではなく、来年度の予算編成に向けた提言を行い、意見を反映していく仕組みである。

○予算審査の中で、予算額の増減等を審議しているのか。

⇒議員 市は、予算審査の場で修正、否決にならないよう、9月の決算審査を踏まえて、2月の予算審査に議案を提出しているが、2月定例月議会の予算審査において、審査が紛糾した際は、議会中に行政側が、微調整して出し直すことがごく稀にある。

○マイナンバーカードについて、コンビニでの交付割合は、どれぐらいあるのか。

○また、コンビニ交付によって、窓口業務がどれぐらい軽減されているのか。

⇒議員 証明書等取得件数のうち、コンビニ交付が占める割合はだいたい10%強ぐらいと把握しているが、窓口業務がどのくらい軽減されたのかは、把握していない。

○マイナンバーカードを使っているのであれば、窓口業務がどれくらい軽減されたかの検証も必要ではないか。

⇒議員 ご意見として承る。

○患者満足度調査のアンケートと意見箱のアンケートは別のものか。別であれば、患者満足度調査の報告書は100ページ以上もあって、時間と人件費が多くかかっているが、本当に必要なものなのか。

⇒議員 ご意見として承り、担当部局に伝える。制度について調査し、内容について把握

していきたい。

○飼料価格高騰対策事業費補助金について電気代や肥料等の費用代も上がっており、農業にも影響が出ているが、飼料以外の高騰についての議論は、あったのか。

⇒議員 委員会の審査では、エネルギー費の高騰が、今後どうなっていくのかの話は出たが深くは掘り下げていない。食物の栽培は生きるために重要であるため、いただいたご意見を踏まえて、しっかりと議論していきたい。

【シティ・ミーティング】

《テーマ：所管事務全般について》

○市街化調整区域において、耕作放棄地を許可を得ずに埋め立てている状況がある。農水振興課に相談したが、指導しませぬで終わっているため、やったもの勝ちではないか。

⇒議員 農地を農地以外の用途に変更した場合、税制面での規制はできるが、農水振興課としての規制は上位法の関係で難しいのが現状である。

○市街化調整区域内であれば、まず埋め立てることはできないはずである。耕作放棄地を購入して埋め立てるということが通るのであれば、維持管理が楽なので、耕作放棄地全部を埋め立てて管理していきたいがどう考えるか。

⇒議員 農地には溜め池の機能がある。埋め立ててしまうと、地域の治水に大きな影響が出てくるため、農地として残せる部分は残すべきと考える。ご意見として承り、今後しっかり調査していきたい。

○農地の埋め立ては、自治会への何の連絡もなく実施されている。市街化調整区域の農地を埋め立てて雑種地にしたが、地目が農地のままの場合、税金を取り損なっていることになる。また、農地から地目を変えているのであれば市が農地転換を認めたことになるし、非常に矛盾している。地元以外の者だったらそういうことをやってもいいのかと思うため、何とかならないのか。

⇒議員 人・農地プランで、農水振興課が自治会に訪問する機会があるため、その時に、自治会からの意見をしっかり伝えるのも大切であるし、議会としても、今後その辺について意見を出していきたい。人それぞれの事情があり、それぞれの状況を行政として判

断しにくいいため、どこまでいっても指導に留まってしまう現実もあることをご理解いただきたい。

○私の妻は5年前に市立四日市病院に入院中、カテーテルの手術ミスで命を奪われた。それから家庭は深刻な状態である。アンケートでは、どんな思いをしているかの真実の声は聴けないと思う。市議会の中に患者の生の声を取り扱うプロジェクトチームを作ってほしい。

⇒議員 ご意見として承る。

○市立四日市病院が開かれた病院になるためには、メディエーションが必要であると考えます。メディエーションは市立四日市病院で導入できるものなのか、またメリットやデメリットについて伺いたい。

⇒議員 ご意見として承る。市立四日市病院でメディエーションができるのかどうかについて、確認できていないため、今後、確認する機会を持ちたい。

○私の母は、市立四日市病院での医療事故で亡くなった。医療事故調査制度を利用して、調査を行ったが、その報告書は3行ほどの文書で、疑問を感じた。労働環境の改善が必要と思うが、どう考えるか。

⇒議員

- ・個別の医療事故に関してはコメントはできないが、その背景にあるものを深く追及しなければならないと思う。四日市市内の医療の役割分担について、一つの病院だけに過度に集中させることを解消していかなければならない。市立四日市病院には、課題がたくさんあると思うため、委員会の中で、解決策を議論していきたい。
- ・市立四日市病院の救急患者の受け入れの割合は北勢地域の50%以上であり、医師と看護師の時間外勤務も非常に多いため、他の医療機関との救急患者の受け入れ体制の在り方について考えていきたい。

○資産税課が3年に1度、航空写真を提供しているが、ドローン撮影を活用してすぐに更新ができないのか。

⇒議員 ドローンでの撮影ではないが、国の施策で衛星を使ってリアルタイムに撮影する

動きがあるため、近い将来、利用できる可能性は高くなると思っている。

○マイナンバーカードを持っているが、実際に使うことは少なく、窓口で対応してもらえ
るほうが安心して利用できるため、窓口サービスの質を低下させないでほしい。

⇒議員 ご意見として承る。本日の所管事務調査で書かない窓口を取り扱ったところであ
るが、相談機能を大切しながら、利便性の向上を図りたい。

8. ワイ！ワイ！GIKAIの概要

シティ・ミーティング・(ワイ！ワイ！GIKAI)で出された主な意見

【産業生活常任委員会】

日時:令和5年11月13日(月)

場所:四日市大学

	大学生	委員
テーマ:公共交通機関の数と料金		
1	近鉄富田駅から四日市大学行きのバスの本数が少なく、近くの企業の従業員もたくさん乗るため、授業に間に合うか心配な時があるので、改善してほしい。	ご意見として承る。
2	中国やネパールでは、バス運賃の学生割引があり、日本のバス運賃より安いので、もっと安くなるといい。	三重県は全国的に見ても、民間事業者の公共交通が少なく、市場の競争原理が働かないため、運賃が安くなりにくい状況である。
3	駅から、大学専用のバスを用意してほしい。	バス運行会社に対し、まとまった人数が乗る見込みがあつて運行による採算が取れることを提言して、運行を要望していく必要がある。 もしくは、四日市大学に学生専用バスを運行してもらうように要望していくことも考えられる。
4	近鉄四日市駅発の大学行きのバスの本数が少ない。そのため、わざわざ近鉄富田駅まで行ってバスに乗っている。	ご意見として承る。
5	刈谷市には、無料バスがあるため、検討してはどうか。	ご意見として承る。
テーマ:ICカードの利用の拡大		
1	ICカードが使えない公共交通機関(一部バスや三岐鉄道など)やスーパーがあり不便を感じる。ICカードがもっと広まると便利になるので、拡大してほしい。	近鉄から三岐鉄道に乗り換える際は、一度、近鉄の改札を出る必要がある。再度、三岐鉄道の構内に入場する必要があるため、乗り遅れないか不安な時があり、ご指摘のとおり不便だと思う。
2	中国では、なんでもスマホで支払いができる。アプリで注文して配達してもらうことが当たり前なので、もっと便利にしてほしい。	ご意見として承る。
3	中国やベトナムでは、ICカード払いが主流であるが、日本では現金払いが多い。一枚のICカードで何でも支払うことができると便利だと思う。	母国の事情を伺い、ICカードの活用が便利であることが理解できた。国内でも将来的には、マイナンバーカード一枚で支払えられるようになれば利便性が向上し、いいと思っている。
4	交通系ICカード(プリペイド)は、残高までしか払えないため安心だが、クレジットカードは後払いで使いすぎにならないか心配。回数券は、乗車回数が不明であるときは、不便だと思う。	ご意見として承る。
テーマ:市内在住の外国人が使う言語の表示の増加		
1	道路標識について、すべての国が英語を使うわけではないので、ローマ字表記であるとわかりやすい。ふりがなとして、ひらがな表記があることが、やさしい日本語になると思う。	ご意見として承る。
2	英語、中国語、日本語等の表記にこだわると、それ以外の言語圏の人には理解ができない。そのため、誰もが見てわかるようなイラストやピクトグラムで表示することが効果的だと思う。	ご意見として承る。
3	英語表記は、あまり効果がない。やさしい日本語を使うことが大事。敬語を使うのではなく、簡単な言葉で話してほしい。	敬語を使うことが丁寧な対応と身に付いているが、例えば、静かにしてほしい時は、「お静かに」のような難しい日本語ではなく、「音を出さないで」のようなやさしい日本語を心掛けたい。
4	標識の日本語にローマ字でふりがなを併記したとしても、その言葉の意味が理解できる人にとっては効果的であるが、理解できない人の場合は、効果的でない。	ご意見として承る。

9. 高校生議会意見書

発議第1号

協議テーマに係る意見書の提出について（公共施設委員会）

意見書を次のとおり提出するものとする。

令和6年1月20日提出

公共施設委員会

委員長 川合 懂子

今井 乃愛

岩本 果乃佳

荻須 ひより

田中 舞虹

蒔苗 礼

松島 佑弥

山内 麻衣花

意見書（公共施設委員会）

当委員会の所管事項に関し、高校生の視点から、以下の項目について提案するものです。

記

1. 子どもや高齢者など世代にかかわらず利用できる遊具があり、幅広い世代がイベントなどで交流できる公園をつくること。
2. 公園が交流の場となり、かつ、様々な公園に人が集まるようなスタンプラリーなどのイベントを検討すること。
3. 学校の体育館や運動場を放課後や休日に開放し、子どもが学校へ行けば運動できる環境を整備すること。
4. 既にある遊具を改良して新しい遊具にすることや複数人で遊べる遊具、終わった後に達成感があるようなゲーム性のある遊具、高齢者の健康増進のために利用できる遊具を設置すること。
5. 公害のイメージを転換するため、四日市港ポートビルの開館時間を延長し、飲食店など誘致すること。また、チームラボのようなZ世代向けの映えスポットを設置すること。
6. ものや人が線路へ落下することを防止するために、近鉄四日市駅にホームドアを設置すること。
7. 視覚障害者が暮らしやすいまちづくりのために、音声広告が出る音響信号機の設置や道路の補修や点字ブロックを整備すること。

以上、意見書を提出します。

令和6年1月20日

四日市市議会高校生議会

四日市市議会宛

発議第2号

協議テーマに係る意見書の提出について（環境委員会）

意見書を次のとおり提出するものとする。

令和6年1月20日提出

環境委員会

委員長	大西花音
	伊藤朋琉
	井ノ口 遼
	大矢唯月
	柴山愛理
	竹内美琴
	前多みづき
	吉浦幸生

意見書（環境委員会）

当委員会の所管事項に関し、高校生の視点から、以下の項目について提案するものです。

記

1. 若者に対してSNS等を利用し、現在の環境状況・取り組み・実感できる数年後の未来について動画などを撮影し、各高校と連携して分かりやすい動画などの発信をすること。また、年配の方にも分かりやすいようにポスターを使って宣伝をすること。
2. 四日市専用アプリを作り、四日市の情報、環境問題等を配信すること。また、環境ポイント制度を導入し、生活で活用できるようにすること。
3. 電気自動車の普及に向けて充電スポットなど設備の充実を行うこと。また、購入者に対して補助金等の購入しやすい方法を検討すること。合わせて電動自転車を各駅に配置すること。
4. 再利用を促進するためにフリーマーケットを開き、両者の合意があれば物々交換ができるようにすること。
5. 3、4の両者にポイント制度を導入し、日常で使えるようにすること。
6. 災害時の対策について、雨水を一か所にまとめてそれを浄水し、災害時に飲み水を確保できるような仕組みを作ること。また、ゴミを削減するために災害時の用品を繰り返し使えるような物にすること。

以上、意見書を提出します。

令和6年1月20日

四日市市議会高校生議会

四日市市議会宛

発議第3号

協議テーマに係る意見書の提出について（公共交通・都市開発委員会）

意見書を次のとおり提出するものとする。

令和6年1月20日提出

公共交通・都市開発委員会

委員長 渡邊 碧 彩

糸野 愛 紅

瀬古 紅 葉

田中 琳 子

谷口 璃 空

中野 晴 仁

村山 昇

意見書（公共交通・都市開発委員会）

当委員会の所管事項に関し、高校生の視点から、以下の項目について提案するものです。

記

1. 四日市市(公共交通機関)のバリアフリー化

足腰が不自由な方のためにホームドアやホームと電車間の隙間を無くす
ノンステップバスの普及

2. 公共交通機関におけるICカード環境の普及

交通費などをわかりやすくするため、また移動を少しでも楽にするためICカード
が普及していない公共交通機関にICカードを普及させるための予算補助の検討

3. 交通を快適にするような工夫

本数などを見直しそれに加えて待合所などを充実させる(雨天時等にバス停など
で屋根がないと辛い) 通勤ラッシュ時における配置座席数の見直し

4. 近鉄四日市駅とJR四日市駅間を簡単に移動できるように

自動運転バスを運行 市民及び通勤・通学者は無料で移動を
国道一号線横断の工夫(橋・地下道路など)

5. 四日市市西部において、四日市市を南北に移動できるような方法を

具体例として、暁学園前から高花平間のバス路線作成

6. JR四日市駅周辺を活発化させる

国際グルメストリートや大型商業施設の誘致及び四日市市のシンボルとなるような
建物の考案(東京タワーのような存在)

令和6年1月20日

四日市市議会高校生議会